

令和元年度第1回いわてで働こう推進本部会議 次 第

日時：令和元年6月17日（月） 10：20～

場所：第一応接室

1 開 会

2 議 事

- (1) 外国人労働者に係る雇用制度等について…………… 資料No. 1
- (2) 「平成30年度いわてで働こう推進方針の取組状況」及び
「令和元年度いわてで働こう推進方針」について…………… 資料No. 2
- (3) 令和元年度いわてで働こう推進協議会における取組に
ついて…………… 資料No. 3
- (4) 広域振興局管内の情勢について…………… 資料No. 4

(参考資料) 雇用情勢の現状について

3 その他

4 閉 会

外国人労働者に係る雇用制度等について

～新たな外国人材（特定技能外国人材）の受入れについて～

I 日本で働き始めるまでの手続き、留意点～在留管理の観点～ 別紙1～別紙

4

① 改正入管法が本年4月1日から施行

○在留資格「特定技能」の創設。14分野において向こう5年間で34.5万人を受け入れ。

* 特定技能には1号と2号がある。2号は建設と造船・船用工業のみ。2号は熟練度が高く、1回の在留期間が長く、上限規制なし。妻子の帯同も可。

○雇用形態はフルタイムで直接雇用（農業と漁業は派遣も可）。転職可能。

② 技能試験と日本語試験に合格の必要

* 技能実習2号を良好に終了した外国人は免除

* 4月以降、介護・宿泊・外食業の分野について国内外で試験実施

③ 雇用契約の締結（「受入れ機関」とは外国人材を雇い入れる雇用事業主のこと）

○外国人と受入れ機関が結ぶ労働契約

* 後の在留資格認定証明書の申請の際に必要

○雇用契約が満たすべき主な内容

- ・ 報酬額（賃金）が日本人と同等以上
- ・ 一時帰国希望の場合の休暇取得
- ・ 外国人が帰国旅費の負担ができない場合は事業主が負担

○受入れ機関が満たすべき主な内容

- ・ 労働・社会保険、租税法令の遵守

- ・解雇者や行方不明者を発生させていない
- ・入管法や労働法令違反がない
- ・外国人労働者から保証金や違約金を徴収するなど悪質な紹介業者や仲介業者（ブローカー）の介在がないこと
- ・外国人労働者に対する事前ガイダンスや健康診断の実施
- ・特定技能外国人支援計画の策定
 - * 職業生活上、日常生活上、社会生活上の支援
 - * 支援の具体的な中身：外国人が十分理解できる言語での支援。住宅の確保、市町村での住民登録、銀行の給与口座の開設などの手続き、ゴミ出しや騒音防止など地域ルールに係る生活オリエンテーション
 - * 登録支援機関に支援の全部の実施を委託可能

○海外居住の外国人の募集・採用方法

- ・募集や採用の方法は以下が考えられる。受入れ機関の自助努力が求められる。
 - ✓ 民間職業紹介事業者の利用（求人申し込み）
 - ✓ 自社ホームページや SNS を通じての募集
 - ✓ 現地での求人広告の掲載
 - ✓ 現地支店の従業員、知人等からの紹介
 - ✓ 現地の大学等の訪問や現地で開催される面接会への参加 など
- * ハローワークは海外の求職者、すなわち海外居住の外国人求職者は扱っていない。
国内に居住する外国人求職者は取り扱っている。
- * 悪質な紹介業者や仲介業者にはくれぐれも注意が必要

④ 在留資格認定証明書の交付申請

○地方出入国在留管理局に次の資料を添付して申請

- ・受入れ機関の概要（登記事項証明書、決算事項、法令遵守状況等）、雇用契約書、技能・日本語試験の合格証明書、健康診断書、特定技能外国人支援計画書 など

* 海外居住の外国人に係る場合は、受入れ機関の職員による代理申請となる。

* 審査後、在留資格認定証明書は受入れ機関に送付される。

* 受入れ機関は送付された在留資格認定証明書を海外居住の外国人に送付する。

⑤ 在外公館に査証申請

○海外居住の外国人は、受入れ機関から送付された在留資格認定証明書を在外公館に提出して査証申請する。

⑥ 査証受領後、入国し就労開始

* 在留カードは後日交付の場合あり。

II 日本で働き始めた後の手続き、留意点～雇用管理の観点～

別紙5

別紙6

① 外国人雇用状況届（雇入れ時、離職時）～罰則付きの義務

○外国人の氏名、国籍、在留資格、在留期間を確認の上、記入

* 留学生のアルバイト（資格外活動）など雇用保険の対象とならない場合も必要

* 確認は「在留カード」、「旅券」、「資格外活動許可書」などにより確実にを行うことが重要

* 未届や虚偽の届出は罰金。不法就労助長罪に問われる可能性あり。

② 外国人雇用管理指針～努力義務（ハローワークと労働基準監督署・出入国在留管理局とは連携）

○外国人労働者の募集及び採用の適正化

・募集：外国人労働者から違約金や保証金を徴収するなど違法な職業紹介所やその取次機関（仲介業者）のあっせんを受けていないこと。

国籍による条件を付けないこと（外国人のみの募集など）。

○適正な労働条件の確保

・均等待遇、労働条件の明示、賃金の支払い（最賃以上、居住費等の控除手続き等）、労働
時間管理

○安全衛生の確保

・安全衛生教育の実施、労働災害防止の標識・掲示、健康診断の実施

○労働・社会保険の適用

○適正な人事管理、教育訓練、福利厚生等

・生活支援、苦情・相談体制の整備

○解雇等の予防及び再就職の援助

III 岩手県の外国人雇用状況、技能実習制度等

別紙7

別紙8

別紙9

① 岩手県における「外国人雇用状況」の届出状況（平成30年10月末現在）

○外国人労働者数、外国人雇用事業所数

○国籍別外国人労働者数

○在留資格別外国人労働者数

○産業別の雇用状況

○事業所規模別の雇用状況

② 岩手県内のハローワークに求職登録している外国人の状況

③ 技能実習制度

外国人労働者に係る 雇用制度等について



- 別紙 1 分野別運用方針について（14分野）・・・P1
- 別紙 2 新たな外国人受入れ制度（外国人材用）・・・P2
- 別紙 3 新たな外国人受入れ制度（受入れ機関用）
（海外から採用するケース）・・・・・・・・・・P3
- 別紙 4 新たな外国人受入れ制度（受入れ機関用）
（国内在留者を採用するケース）・・・・・・・・P4
- 別紙 5 「外国人雇用はルールを守って適正に」・・・P5
- 別紙 6 外国人雇用に関する事業主向け説明会
のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・P23
- 別紙 7 岩手県における「外国人雇用状況」の
届出状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・P25
- 別紙 8 岩手県内のハローワークに求職登録して
いる外国人の状況・・・・・・・・・・P41
- 別紙 9 技能実習制度・・・・・・・・・・P42

分野別運用方針について(14分野)

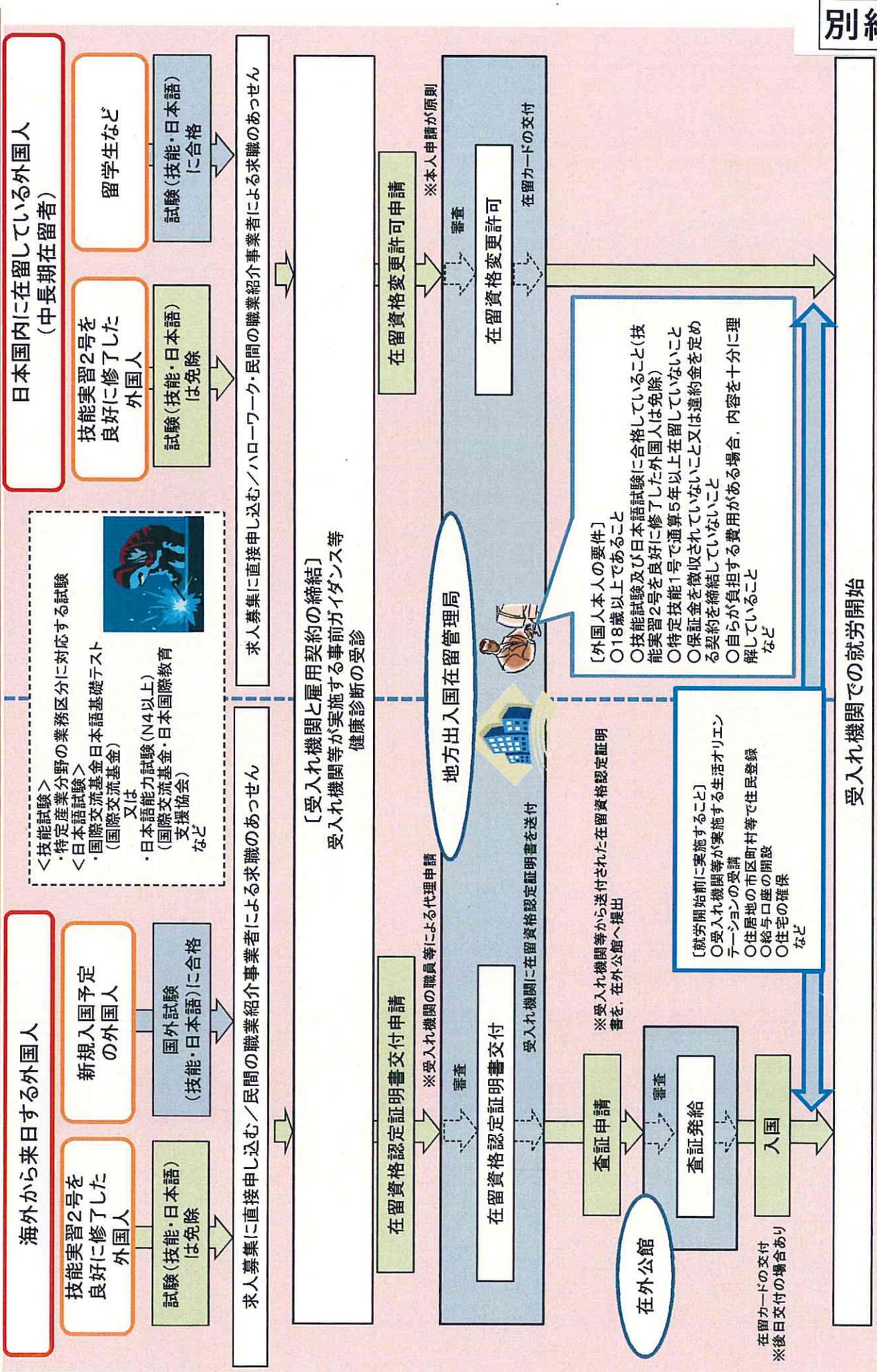
別紙1

| | 分野 | 1 人手不足状況 | 2 人材基準 | | 3 その他重要事項 | |
|-----|-----------------|---------------------|--|---|---|----------|
| | | 受入れ見込数 (5年間の最大値) | 技能 試験 | 日本語 試験 | 従事する業務 | 雇用 形態 |
| 厚労省 | 介護 | 60,000人 | 介護技能評価試験(仮) 【新設】等 | 日本語能力判定 テスト(仮)等 (上記に加えて) 介護日本語評価試験(仮)等 | ・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外 [1試験区分] | 直接 |
| | ビルクリーニング | 37,000人 | ビルクリーニング 分野特定技能1号 評価試験 【新設】 | 日本語能力判定 テスト(仮)等 | ・建築物内部の清掃 [1試験区分] | 直接 |
| 経産省 | 素形材産業 | 21,500人 | 製造分野特定技能 1号評価試験(仮) 【新設】 | 日本語能力判定 テスト(仮)等 | ・鋳造 ・鍛造 ・ダイカスト ・機械加工 ・金属プレス加工 ・工場板金 ・めっき ・アルミニウム陽極酸化処理 ・仕上げ ・機械検査 ・機械保全 ・塗装 [13試験区分] | 直接 |
| | 産業機械製造業 | 5,250人 | 製造分野特定技能 1号評価試験(仮) 【新設】 | 日本語能力判定 テスト(仮)等 | ・鋳造 ・鍛造 ・ダイカスト ・機械加工 ・塗装 ・鉄工 ・工場板金 ・めっき ・仕上げ ・機械検査 ・機械保全 ・電子機器組立て ・電気機器組立て ・プリント配線板製造 ・工業包装 ・プラスチック成形 ・金属プレス加工 [18試験区分] | 直接 |
| | 電気・電子情報 関連産業 | 4,700人 | 製造分野特定技能 1号評価試験(仮) 【新設】 | 日本語能力判定 テスト(仮)等 | ・機械加工 ・金属プレス加工 ・工場板金 ・めっき ・仕上げ ・機械保全 ・電子機器組立て ・電気機器組立て ・プリント配線板製造 ・工業包装 ・プラスチック成形 ・塗装 ・溶接 [13試験区分] | 直接 |
| 国交省 | 建設 | 40,000人 | 建設分野特定技能 1号評価試験(仮) 【新設】等 | 日本語能力判定 テスト(仮)等 | ・型枠施工 ・左官 ・トンネル推進工 ・建設機械施工 ・土工 ・屋根ふき ・電気通信 ・鉄筋施工 ・鉄筋継手 ・内装仕上げ/表装 [11試験区分] | 直接 |
| | 造船・船用工業 | 13,000人 | 造船・船用工業 分野特定技能1号 試験(仮) 【新設】等 | 日本語能力判定 テスト(仮)等 | ・溶接 ・塗装 ・鉄工 ・仕上げ ・機械加工 ・電気機器組立て [6試験区分] | 直接 |
| | 自動車整備 | 7,000人 | 自動車整備特定 技能評価試験(仮) 【新設】等 | 日本語能力判定 テスト(仮)等 | ・自動車の日常点検整備、定期点検整備、分解整備 [1試験区分] | 直接 |
| | 航空 | 2,200人 | 航空分野技能評価 試験(空港グランド ハンドリング又は航空 機整備)(仮) 【新設】 | 日本語能力判定 テスト(仮)等 | ・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等) [2試験区分] | 直接 |
| | 宿泊 | 22,000人 | 宿泊業技能測定 試験(仮) 【新設】 | 日本語能力判定 テスト(仮)等 | ・フロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供 [1試験区分] | 直接 |
| 農水省 | 農業 | 36,500人 | 農業技能測定試験 (耕種農業全般又は 畜産農業全般)(仮) 【新設】 | 日本語能力判定 テスト(仮)等 | ・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等) [2試験区分] | 直接 派遣 |
| | 漁業 | 9,000人 | 漁業技能測定試験 (漁業又は養殖業) (仮) 【新設】 | 日本語能力判定 テスト(仮)等 | ・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁業機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理・収穫(穫)・処理、安全衛生の確保等) [2試験区分] | 直接 派遣 |
| | 飲食料品製造 | 34,000人 | 飲食料品製造業 技能測定試験(仮) 【新設】 | 日本語能力判定 テスト(仮)等 | ・飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生) [1試験区分] | 直接 |
| | 外食業 | 53,000人 | 外食業技能測定 試験(仮) 【新設】 | 日本語能力判定 テスト(仮)等 | ・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理) [1試験区分] | 直接 |

(注1)2018年12月21日現在における各分野の特定技能1号の検討状況について記載したものを

(注2)2019年4月1日から制度の運用を開始予定

新たな外国人材受入れ制度（外国人材用）



新たな外国人材受入れ制度（受入れ機関用） （海外から採用するケース）

外国人

国外試験（技能・日本語）に合格した外国人
又は
技能実習2号を修了した外国人（帰国済み）

特定技能雇用契約の締結

- 報酬額が日本人が従事する場合の報酬の額と同以上であること
- 一時帰国を希望した場合、休暇を取得させること
- 報酬、福利厚生施設の利用等の待遇で差別的取扱いをしていないこと 等

（契約締結前後に）受入れ機関等が実施する事前ガイダンス 等

- 健康診断の受診

○労働、社会保険、租税関係法令を遵守していること
○1年以内に非自発的離職者や行方不明者を発生させていないこと
○5年以内に出入国・労働法令違反がないこと 等

受入れ機関

登録支援機関に
支援の全部の実
施を委託する場
合

登録支援機関と委託契約の締結

（注）受入れ機関のみで下記の1号特定技能外国人
支援の全部を実施することが困難である場合、同支
援の全部の実施を登録支援機関に委託可能

受入れ機関が自ら支援の全部を
実施する場合

<技能試験>

- 特定産業分野の業務区分に対応する試験

<日本語試験>

- 国際交流基金日本語基礎テスト【国際交流基金】
- 日本語能力試験（N4以上）【国際交流基金】



受入れ機関から
外国人へ送付

1号特定技能外国人支援計画を策定

<記載事項>

- 職業生活上、日常生活上、社会生活上の支援（入国前の情報提供、住宅の確保等）
- 支援計画の全部を委託する場合は、その契約内容
- 支援責任者等

在留資格認定証明書交付申請（地方出入国在留管理局へ）

<主な添付資料>

- 受入れ機関の概要
- 特定技能雇用契約書の写し
- 1号特定技能外国人支援計画
- 日本語能力を証する資料
- 技能を証する資料 等

在外公館に査証申請
査証受領
入国
就労開始

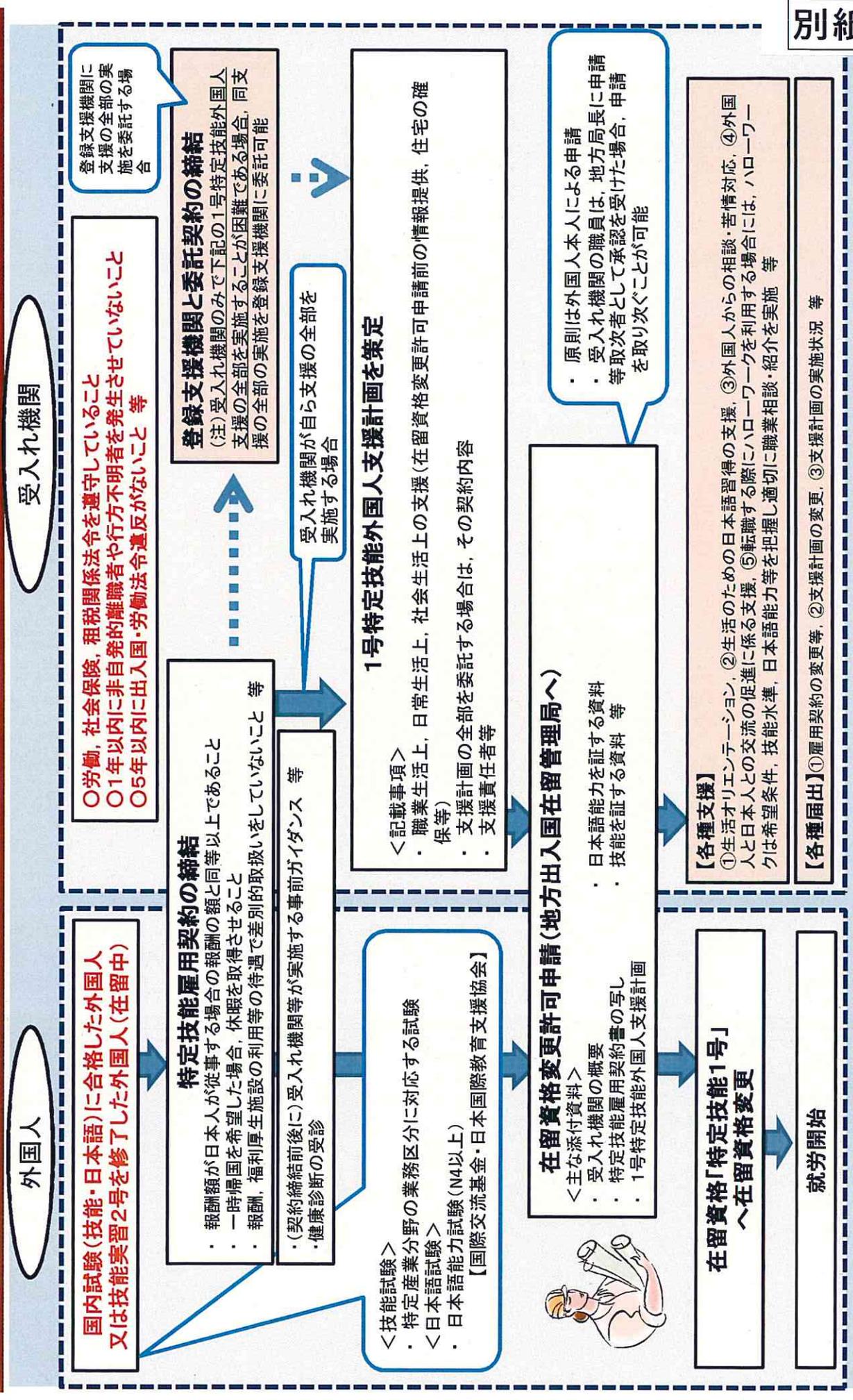
在留資格認定証明書受領

【各種支援】

①生活オリエンテーション、②生活のための日本語習得の支援、③外国人からの相談・苦情対応、④外国人と日本人との交流の促進に係る支援、⑤転職する際にハローワークを利用する場合には、ハローワークは希望条件、技能水準、日本語能力等を把握し適切に職業相談・紹介を実施 等

【各種届出】①雇用契約の変更等、②支援計画の変更、③支援計画の実施状況 等

新たな外国人材受入れ制度（受入れ機関用） （国内在留者を採用するケース）



外国人雇用は ルールを守って適正に

外国人が在留資格の範囲内でその能力を十分に発揮しながら、適正に就労できるよう、事業主の方が守らなければならないルールや配慮していただきたい事項があります。内容をご理解の上、適正な外国人雇用をお願いします。

～ 以下の2点は、事業主の責務です！ ～

1 雇入れ・離職時の届出

P2～

外国人の雇入れ及び離職の際には、その氏名、在留資格などをハローワークに届け出てください。ハローワークでは、届出に基づき、雇用環境の改善に向けて、事業主の方への助言や指導、離職した外国人への再就職支援を行います。

また、届出に当たり、事業主が雇い入れる外国人の在留資格などを確認する必要があるため、不法就労の防止につながります。

2 適切な雇用管理

P8～

事業主が遵守すべき法令や、努めるべき雇用管理の内容などを盛り込んだ「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」が、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき定められています。

この指針に沿って、職場環境の改善や再就職の支援に取り組んでください。

▶ その他（ご参照ください）

| | | |
|-------------------------|-----|-----|
| 外国人の雇用に関するQ&A | ・・・ | P15 |
| 外国人雇用管理アドバイザーのご案内 | ・・・ | P15 |
| 在留資格一覧表 | ・・・ | P16 |
| 高度人材に対するポイント制について | ・・・ | P17 |
| 外国人雇用サービスセンター・留学生コーナー一覧 | ・・・ | P18 |



1 外国人労働者の雇入れ・離職の際には その氏名、在留資格などについて ハローワークへの届出が必要です

事業主の外国人雇用状況の届出義務

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、外国人を雇用する事業主には、外国人労働者の雇入れ及び離職の際に、その氏名、在留資格などについて、ハローワークへ届け出ることが義務づけられています。ハローワークでは、届出に基づき、雇用環境の改善に向けて、事業主の方への助言や指導、離職した外国人への再就職支援を行います。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号) 抜粋

(外国人雇用状況の届出等)

第二十八条(抄)

事業主は、新たに外国人を雇い入れた場合又はその雇用する外国人が離職した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その者の氏名、在留資格、在留期間その他厚生労働省令で定める事項について確認し、当該事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

●届出の対象となる外国人の範囲

日本の国籍を有しない方で、在留資格「外交」、「公用」以外の方が届出の対象となります。

※「特別永住者」(在日韓国・朝鮮人等)の方は、特別の法的地位が与えられており、本邦における活動に制限がありません。このため、特別永住者の方は、外国人雇用状況の届出制度の対象外とされておりますので、確認・届出の必要はありません。

●届出の方法について

外国人雇用状況の届出方法については、届出の対象となる外国人が雇用保険の被保険者となるか否かによって、使用する様式や届出先となるハローワーク、届出の提出期限が異なります。

- ① 雇用保険の被保険者となる外国人について届け出る場合
→ P.3~P.4をご確認ください。
- ② 雇用保険の被保険者とならない外国人について届け出る場合
→ P.5をご確認ください。

●届出事項の確認方法について

外国人雇用状況の届出に際しては、外国人労働者の在留カード、旅券(パスポート)又は指定書などの提示を求め、届け出る事項を確認してください。
→ P.6をご確認ください。

● 届出の方法について ①-1 《雇用保険被保険者資格取得届》

雇用保険の被保険者となる外国人の場合（雇入れ時）

| | |
|--------------|--|
| ●届出事項 | ①氏名 ②在留資格* ③在留期間 ④生年月日 ⑤性別 ⑥国籍・地域 ⑦資格外活動許可の有無 ⑧雇入れに係る事業所の名称及び所在地など、取得届に記載が必要な事項 ※在留資格「特定技能」の場合は分野、「特定活動」の場合は活動類型を含む（以下同じ） |
| ●届出方法 | 「17」～「22」欄に「国籍・地域」や「在留資格」などを記入してハローワークに提出することによって、外国人雇用状況の雇入れの届出を行ったこととなります。 ただし、以下の場合は記入不要です。 <ul style="list-style-type: none"> 外国人雇用状況届出の対象外となっている方（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の方） 「電子届出」（P.7）や「様式第3号」によって届出済みの方 |
| ●届出先 | 雇用保険の適用を受けている事業所を管轄するハローワーク（公共職業安定所）に届けてください。 （雇用保険被保険者資格取得届を届け出るハローワークと同様です） |
| ●届出期限 | 雇用保険被保険者取得届の提出期限と同様です。 |

<「雇用保険被保険者資格取得届」の様式（様式第2号）>

- ◆ 届出内容に変更があった場合は、外国人雇用状況届出担当窓口にご相談ください。
例：事業所の移転、統合、廃止/在留資格の変更/被保険者の転勤など

「17.被保険者氏名（ローマ字）」欄は、
届出される外国人の方の氏名を、在留カードどおりに記入してください。

「備考」欄は、
すでに電子届出により届出済みの場合、「雇用状況届出書（様式第3号）」によって届出済みの場合、又は在留資格変更申請中の場合に記入してください。
・電子届出によって届出済
・様式第3号によって届出済
・在留資格変更申請中

「19.在留資格」欄は、
在留カードの「在留資格」又は旅券(パスポート)上の上陸許可証印に記載されたとおりの内容を記入してください。
在留資格が「特定技能」又は「特定活動」の場合には、以下のいずれかを記入してください。

| | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ●特定技能1号（介護） ●特定技能1号（ビルクリーニング） ●特定技能1号（素形材産業） ●特定技能1号（産業機械製造業） ●特定技能1号（電気・電子情報関連産業） ●特定技能1号（建設） ●特定技能1号（造船・舶用工業） ●特定技能1号（自動車整備） | <ul style="list-style-type: none"> ●特定技能1号（航空） ●特定技能1号（宿泊） ●特定技能1号（農業） ●特定技能1号（漁業） ●特定技能1号（食料品製造業） ●特定技能1号（外食業） ●特定技能2号（建設） ●特定技能2号（造船・舶用工業） |
| <ul style="list-style-type: none"> ●特定活動（EPA） ●特定活動（高度学術研究活動） ●特定活動（高度専門・技術活動） ●特定活動（高度経営・管理活動） ●特定活動（高度人材の就労配偶者） ●特定活動（建設分野） ●特定活動（造船分野） ●特定活動（外国人調理師） | <ul style="list-style-type: none"> ●特定活動（ハラール牛肉生産） ●特定活動（製造分野） ●特定活動（家事支援） ●特定活動（就職活動） ●特定活動（農業） ●特定活動（日系4世） ●特定活動（その他） |

● 届出の方法について ①-2 《雇用保険被保険者資格喪失届》

雇用保険の被保険者となる外国人の場合（離職時）

| | |
|-------|--|
| ●届出事項 | ①氏名 ②在留資格 ③在留期間 ④生年月日 ⑤性別 ⑥国籍・地域 ⑦離職に係る事業所の名称及び所在地など、喪失届に記載が必要な事項 |
| ●届出方法 | 表面の「住所（被保険者の住所又は居所）」欄の他、裏面の「14」～「18」欄に「国籍・地域」や「在留資格」などを記入してハローワークに提出することで、外国人雇用状況の離職の届出を行ったことになります。 ただし、以下の場合は記入不要です。 ・外国人雇用状況届出の対象外となっている方（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の方） ・「電子届出」（P.7）や「様式第3号」によって届出済みの方 |
| ●届出先 | 雇用保険の適用を受けている事業所を管轄するハローワーク（公共職業安定所）に届け出てください。 （雇用保険被保険者資格喪失届を届け出るハローワークと同様です） |
| ●届出期限 | 雇用保険被保険者資格喪失届の提出期限と同様です。 |

<「雇用保険被保険者 資格喪失届・氏名変更届」の様式（様式第4号）>

表面 (第1面) 雇用保険被保険者 資格喪失届 氏名変更届

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 (必ず第2面の注意事項を繰りかえり記載してください。)

※ 職業種別 1 3 1 0

2 氏名変更届 3 資格喪失届

1 被保険者番号 2 事業所番号 3 資格取得年月日

4 離職年月日 5 喪失原因 6 離職届交付希望 7 1週間の所定労働時間 8 補充採用予定の有無

9 新氏名 フリガナ(カタカナ)

10 個人番号

11 喪失時被保険者種別 12 国籍・地域コード 13 在留資格コード

住所欄

被保険者の住所又は居所

被保険者でなくなったことの原因又は氏名変更年月日

雇用保険法施行規則第7条第1項・第14条第1項の規定により、上記のとおり届けます。

平成 年 月 日

事業主氏名 印

「18.在留資格」欄は、在留カードの「在留資格」又は旅券(パスポート)上の陸上陸許可証印に記載されたとおりの内容を記入してください。

在留資格が「特定技能」又は「特定活動」の場合には、以下のいずれかを記入してください。

- 特定技能1号(介護)
- 特定技能1号(ビルクリーニング)
- 特定技能1号(素形材産業)
- 特定技能1号(産業機械製造業)
- 特定技能1号(電気・電子情報関連産業)
- 特定技能1号(建設)
- 特定技能1号(造船・船用工業)
- 特定技能1号(自動車整備)
- 特定技能1号(航空)
- 特定技能1号(宿泊)
- 特定技能1号(農業)
- 特定技能1号(漁業)
- 特定技能1号(食料品製造業)
- 特定技能1号(外食業)
- 特定技能2号(建設)
- 特定技能2号(造船・船用工業)

裏面 様式第4号(第2面) 被保険者 資格喪失届 氏名変更届

14欄から18欄は、被保険者が外国人の場合のみ記入してください。

※ 職業種別 1 3 1 0

4 氏名変更届 5 資格喪失届

14 被保険者氏名(ローマ字)または新氏名(ローマ字)(アルファベット大文字で記入してください。)

被保険者氏名(ローマ字)または新氏名(ローマ字)(続き)

15 在留期間

16 派遣・請負業務区分

17 国籍・地域

18 在留資格

平成 年 月 日

- 特定活動(EPA)
- 特定活動(高度学術研究活動)
- 特定活動(高度専門・技術活動)
- 特定活動(高度経営・管理活動)
- 特定活動(高度人材の就労配偶者)
- 特定活動(建設分野)
- 特定活動(造船分野)
- 特定活動(外国人調理師)
- 特定活動(ハラル牛肉生産)
- 特定活動(製造分野)
- 特定活動(家事支援)
- 特定活動(就職活動)
- 特定活動(農業)
- 特定活動(日系4世)
- 特定活動(その他)

「14.被保険者氏名(ローマ字)」欄は、届出される外国人の方の氏名を、在留カードどおりに記入してください。

「備考」欄は、すでに電子届出によって届出済みの場合、在留資格変更申請の場合に記入してください。

・電子届出によって届出済
・在留資格変更申請中
など

● 届出の方法について ② 《外国人雇用状況届出書〈様式第3号〉》

雇用保険の被保険者とならない外国人の場合（雇入れ時・離職時）

| | |
|-------|--|
| ●届出事項 | ①氏名 ②在留資格 ③在留期間 ④生年月日 ⑤性別 ⑥国籍・地域 ⑦資格外活動許可の有無 ⑧雇入れ又は離職年月日 ⑨雇入れ又は離職に係る事業所の名称、所在地等 ※⑦については雇入れ時のみの届出事項です。 |
| ●届出方法 | 外国人雇用状況届出書（様式第3号）に、上記①～⑨の届出事項を記載して届けてください。届出様式はハローワークの窓口で配布しているほか、厚生労働省ホームページからダウンロードすることもできます。 http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/gaikokujin-koyou/07.html |
| ●届出先 | 当該外国人が勤務する事業所施設（店舗、工場など）の住所を管轄するハローワーク（公共職業安定所）に届けてください。 |
| ●届出期限 | 雇入れ、離職の場合ともに翌月の末日まで。 |

●外国人雇用状況届出書の見本

様式第3号（第10条関係）（表面）

雇 入 れ

に係る外国人雇用状況届出書

離 職

届出事項を記入

| | | | |
|-------------------|-------|---------------------------|-------------|
| フリガナ（カタカナ） | 姓 | 名 | ミドルネーム |
| ①外国人の氏名 （ローマ字） | | | |
| ②①の者の在留資格 | | ③①の者の在留期間 （期限） （西暦） | 年 月 日 まで |
| ④①の者の生年月日 （西暦） | 年 月 日 | ⑤①の者の性別 | 1 男 ・ 2 女 |
| ⑥①の者の国籍・地域 | | ⑦①の者の資格外 活動許可の有無 | 1 有 ・ 2 無 |

雇入れ年月日
（西暦）

年 月 日

離職年月日
（西暦）

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

必要事項を記入

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第10条第10項の規定により上記のとおり届けます。

年 月 日

| | | | |
|------------------|--|---------------|--|
| 事業所の名称、所在地、電話番号等 | （名称） （所在地） 主たる事務所 （名称） （所在地） | 雇入れ又は離職に係る事業所 | 雇用保険適用事業所番号 □□□□ - □□□□□□ - □□ |
| 事業主 | 氏名 | TEL | TEL |
| | | | ①の者が主として登記以外の事業所で就労する場合 <input type="checkbox"/> |

| | | |
|--------------------|----------------------|----|
| 社会保険 労務士 記載欄 | 作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示 | 氏名 |
| | | 印 |

公共職業安定所長 殿

「②①の者の在留資格」欄は、在留カードの「在留資格」又は旅券（パスポート）上の上陸許可証印に記載されたとおりの内容を記入してください。また、在留資格が「特定技能」の場合には分野、「特定活動」の場合は活動類型も記入してください。

● 届出事項の確認方法について

外国人雇用状況の届出に際しては、外国人労働者の**在留カード又は旅券（パスポート）などの提示を求め**、届け出る事項を確認してください。

また、「留学」や「家族滞在」などの在留資格の外国人が資格外活動許可を受けて就労する場合は、**在留カードや旅券（パスポート）又は資格外活動許可書などにより**、資格外活動許可を受けていることを確認してください。在留カード等のコピーをハローワークに提出する必要はありません。なお、「特別永住者」（在日韓国・朝鮮人等）の方は、外国人雇用状況の届出制度の対象外とされておりますので確認・届け出の必要はありません。

届出事項の記載方法

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------|---------------------|--|-------------|-------------|-------------------|-------------|----------------|-------------|------------------|-------------|----------------------|------------------|-------------|--------------|------------------|-------------|----------------|------------------|------------------|---------------|------------|----------------|-----------------|-------------|------------------|-------------|------------------|-------------|-------------------|-----------|-------------|-------------|-------------|------------|
| ① | 氏名 | 日常生活で使用している通称名ではなく、 必ず本名 を記入してください。在留カードの①「氏名」欄には、原則として、旅券（パスポート）の身分事項頁の氏名が記載されています。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ② | 在留資格 | <p>在留カードの②「在留資格」又は旅券（パスポート）上の上陸許可証印（※1）に記載されたとおりの内容を記入してください。</p> <p>在留資格が「特定技能」の場合には分野を、また「特定活動」の場合には活動類型を、通常、旅券に添付されている指定書（※2）で、それぞれ確認し、届出用紙の在留資格記載欄に、以下のいずれかを記載してください。</p> <table border="1" data-bbox="427 1014 1471 1585"> <tr> <td>●特定技能1号（介護）</td> <td>●特定技能1号（航空）</td> </tr> <tr> <td>●特定技能1号（ビルクリーニング）</td> <td>●特定技能1号（宿泊）</td> </tr> <tr> <td>●特定技能1号（素形材産業）</td> <td>●特定技能1号（農業）</td> </tr> <tr> <td>●特定技能1号（産業機械製造業）</td> <td>●特定技能1号（漁業）</td> </tr> <tr> <td>●特定技能1号（電気・電子情報関連産業）</td> <td>●特定技能1号（飲食品料製造業）</td> </tr> <tr> <td>●特定技能1号（建設）</td> <td>●特定技能1号（外食業）</td> </tr> <tr> <td>●特定技能1号（造船・船用工業）</td> <td>●特定技能2号（建設）</td> </tr> <tr> <td>●特定技能1号（自動車整備）</td> <td>●特定技能2号（造船・船用工業）</td> </tr> <tr> <td>●特定活動（ワーキングホリデー）</td> <td>●特定活動（外国人調理師）</td> </tr> <tr> <td>●特定活動（EPA）</td> <td>●特定活動（ハラル牛肉生産）</td> </tr> <tr> <td>●特定活動（高度学術研究活動）</td> <td>●特定活動（製造分野）</td> </tr> <tr> <td>●特定活動（高度専門・技術活動）</td> <td>●特定活動（家事支援）</td> </tr> <tr> <td>●特定活動（高度経営・管理活動）</td> <td>●特定活動（就職活動）</td> </tr> <tr> <td>●特定活動（高度人材の就労配偶者）</td> <td>●特定活動（農業）</td> </tr> <tr> <td>●特定活動（建設分野）</td> <td>●特定活動（日系4世）</td> </tr> <tr> <td>●特定活動（造船分野）</td> <td>●特定活動（その他）</td> </tr> </table> | ●特定技能1号（介護） | ●特定技能1号（航空） | ●特定技能1号（ビルクリーニング） | ●特定技能1号（宿泊） | ●特定技能1号（素形材産業） | ●特定技能1号（農業） | ●特定技能1号（産業機械製造業） | ●特定技能1号（漁業） | ●特定技能1号（電気・電子情報関連産業） | ●特定技能1号（飲食品料製造業） | ●特定技能1号（建設） | ●特定技能1号（外食業） | ●特定技能1号（造船・船用工業） | ●特定技能2号（建設） | ●特定技能1号（自動車整備） | ●特定技能2号（造船・船用工業） | ●特定活動（ワーキングホリデー） | ●特定活動（外国人調理師） | ●特定活動（EPA） | ●特定活動（ハラル牛肉生産） | ●特定活動（高度学術研究活動） | ●特定活動（製造分野） | ●特定活動（高度専門・技術活動） | ●特定活動（家事支援） | ●特定活動（高度経営・管理活動） | ●特定活動（就職活動） | ●特定活動（高度人材の就労配偶者） | ●特定活動（農業） | ●特定活動（建設分野） | ●特定活動（日系4世） | ●特定活動（造船分野） | ●特定活動（その他） |
| ●特定技能1号（介護） | ●特定技能1号（航空） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ●特定技能1号（ビルクリーニング） | ●特定技能1号（宿泊） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ●特定技能1号（素形材産業） | ●特定技能1号（農業） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ●特定技能1号（産業機械製造業） | ●特定技能1号（漁業） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ●特定技能1号（電気・電子情報関連産業） | ●特定技能1号（飲食品料製造業） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ●特定技能1号（建設） | ●特定技能1号（外食業） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ●特定技能1号（造船・船用工業） | ●特定技能2号（建設） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ●特定技能1号（自動車整備） | ●特定技能2号（造船・船用工業） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ●特定活動（ワーキングホリデー） | ●特定活動（外国人調理師） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ●特定活動（EPA） | ●特定活動（ハラル牛肉生産） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ●特定活動（高度学術研究活動） | ●特定活動（製造分野） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ●特定活動（高度専門・技術活動） | ●特定活動（家事支援） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ●特定活動（高度経営・管理活動） | ●特定活動（就職活動） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ●特定活動（高度人材の就労配偶者） | ●特定活動（農業） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ●特定活動（建設分野） | ●特定活動（日系4世） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ●特定活動（造船分野） | ●特定活動（その他） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③ | 在留期間 | 在留カードの③「在留期間」欄に記載された日付又は旅券（パスポート）上の上陸許可証印（※1）に記載されたとおりの内容を記入してください。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ④ ⑤ ⑥ | 生年月日 性別 国籍・地域 | 在留カード又は旅券（パスポート）上の該当箇所を転記してください。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑦ | 資格外活動許可の有無 | 資格外活動許可を得て就労する外国人の場合は、在留カード裏面の⑦「資格外活動許可欄」や資格外活動許可書（※3）又は旅券（パスポート）上の資格外活動許可証印（※4）等で資格外活動許可の有無、許可の期限、許可されている活動の内容をご確認ください。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

確認のための書類（見本）

在留カード例（表面）



在留カード例（裏面）



※1 上陸許可証印



※2 指定書



※3 資格外活動許可書



※4 資格外活動許可証印



「在留カード」について

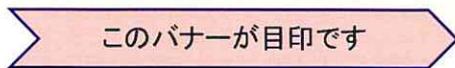
出入国管理及び難民認定法の改正により、平成24年7月9日から中長期在留者（※5）に「在留カード」が交付されます。

※5 中長期在留者とは、以下のいずれにもあてはまらない人です。

- ① 「3月」以下の在留期間が決定された人
- ② 「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人等
- ④ 特別永住者
- ⑤ 在留資格を有しない人

インターネットによる届出について

●インターネットでも外国人雇用状況届出の申請（電子届出）を行うことができます。インターネット上で「外国人雇用状況届出システム」で検索できるほか、ハローワークインターネットサービスの「事業主の方」又は「申請等をご利用の方へ」のページ内にある「外国人雇用状況届出」から利用することができます。その他、大卒等就職情報WEB提供サービスの「企業メニュー」からもリンクしています。



※これまでに「様式第3号」の届出用紙により、一度でもハローワークに届出を行ったことのある事業主の方は、インターネット上からユーザID及びパスワードを取得することはできません。お手数ですが、様式第3号を届け出たハローワークまでお問い合わせください。

外国人労働者の雇用管理の改善は 事業主の努力義務です

外国人が能力を発揮できる適切な人事管理と就労環境を！

外国人労働者の雇用管理の改善等に関して 事業主が適切に対処するための指針

この指針は、外国人労働者が日本で安心して働き、その能力を十分に発揮する環境が確保されるよう、事業主が行うべき事項について定めています。

◆ 指針の主な内容 ◆

募集・採用時において

国籍で差別しない公平な採用選考を行いましょ。日本国籍でないこと、外国人であることのみを理由に、求人者が採用面接などへの応募を拒否することは、公平な採用選考の観点から適切ではありません。

法令の適用について

労働基準法や健康保険法などの労働関係法令及び社会保険関係法令は、国籍を問わず外国人にも適用されます。また、労働条件面での国籍による差別も禁止されています。

適正な人事管理について

労働契約の締結に際し、賃金、労働時間等主要な労働条件について書面等で明示することが必要です。その際、母国語等により外国人が理解できる方法で明示するよう努めましょ。

賃金の支払い、労働時間管理、安全衛生の確保等については、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等に従って適切に対応ましょ。

人事管理に当たっては、職場で求められる資質、能力等の社員像の明確化、評価・賃金決定、配置等の運用の透明性・公正性を確保し、環境の整備に努めましょ。

解雇等の予防及び再就職援助について

労働契約法に基づき解雇や雇止めが認められない場合があります。安易な解雇等を行わないようにするほか、やむを得ず解雇等を行う場合には、再就職希望者に対して在留資格に応じた再就職が可能となるよう必要な援助を行うよう努めましょ。

なお、業務上の負傷や疾病の療養期間中の解雇や、妊娠や出産等を理由とした解雇は禁止されています。

◆ 指針の基本的な考え方 ◆

事業主は外国人労働者について、

- 労働関係法令及び社会保険関係法令は国籍にかかわらず適用されることから、事業主はこれらを遵守すること。
- 外国人労働者が適切な労働条件及び安全衛生の下、在留資格の範囲内で能力を發揮しつつ就労できるよう、この指針で定める事項について、適切な措置を講ずること。

外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が努めるべきこと

●外国人労働者の募集及び採用の適正化

| | |
|-------|--|
| 1 募 集 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 募集に当たって、従事すべき業務内容、労働契約期間、就業場所、労働時間や休日、賃金、労働・社会保険の適用等について、書面の交付等により明示すること。【※】 ・ 特に、外国人が国外に居住している場合は、事業主による渡航・帰国費用の負担や住居の確保等、募集条件の詳細について、あらかじめ明確にするよう努めること。 ・ 外国人労働者のあっせんを受ける場合、許可又は届出のある職業紹介事業者より受けるものとし、職業安定法又は労働者派遣法に違反する者からはあっせんを受けないこと。なお、職業紹介事業者が違約金又は保証金を労働者から徴収することは職業安定法違反であること。 ・ 国外に居住する外国人労働者のあっせんを受ける場合、違約金又は保証金の徴収等を行う者を取次機関として利用する職業紹介事業者等からあっせんを受けないこと。 ・ 職業紹介事業者に対し求人の申込みを行うに当たり、国籍による条件を付すなど差別的取扱いをしないよう十分留意すること。 ・ 労働契約の締結に際し、募集時に明示した労働条件の変更等する場合、変更内容等について、書面の交付等により明示すること。【※】 |
| 2 採 用 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 採用に当たって、あらかじめ、在留資格上、従事することが認められる者であることを確認することとし、従事することが認められない者については、採用してはならないこと。 ・ 在留資格の範囲内で、外国人労働者がその有する能力を有効に發揮できるよう、公平な採用選考に努めること。 |

【※】の事項については、母国語その他当該外国人が使用する言語又は平易な日本語を用いる等、理解できる方法により明示するよう努める必要があります。

●適正な労働条件の確保

| | |
|---|--|
| 1 均等待遇 | <ul style="list-style-type: none"> 労働者の国籍を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱いをしてはならないこと。 |
| 2 労働条件の明示 | <ul style="list-style-type: none"> 労働契約の締結に際し、賃金、労働時間等主要な労働条件について、書面の交付等により明示すること。その際、外国人労働者が理解できる方法により明示するよう努めること。【※】 |
| 3 賃金の支払い | <ul style="list-style-type: none"> 最低賃金額以上の賃金を支払うとともに、基本給、割増賃金等の賃金を全額支払うこと。 居住費等を賃金から控除等する場合、労使協定が必要であること。また、控除額は実費を勘案し、不当な額とならないようにすること。 |
| 4 適正な労働時間の管理等 | <ul style="list-style-type: none"> 法定労働時間の遵守等、適正な労働時間の管理を行うとともに、時間外・休日労働の削減に努めること。 労働時間の状況の把握に当たっては、タイムカードによる記録等の客観的な方法その他適切な方法によるものとする。 労働基準法等の定めるところにより、年次有給休暇を与えるとともに、時季指定により与える場合には、外国人労働者の意見を聴き、尊重するよう努めること。 |
| 5 労働基準法等の周知 | <ul style="list-style-type: none"> 労働基準法等の定めるところにより、その内容、就業規則、労使協定等について周知を行うこと。その際には、外国人労働者の理解を促進するため必要な配慮をするよう努めること。 |
| 6 労働者名簿等の調整 | <ul style="list-style-type: none"> 労働者名簿、賃金台帳及び年次有給休暇簿を調整すること。 |
| 7 金品の返還等 | <ul style="list-style-type: none"> 外国人労働者の旅券、在留カード等を保管しないようにすること。また、退職の際には、当該労働者の権利に属する金品を返還すること。 |
| 8 寄宿舍 | <ul style="list-style-type: none"> 事業附属寄宿舍に寄宿させる場合、労働者の健康の保持等に必要な措置を講ずること。 |
| 9 雇用形態又は就業形態に関わらない公正な待遇の確保 (平成32年4月1日から適用) | <ul style="list-style-type: none"> 外国人労働者についても、短時間・有期労働法又は労働者派遣法に定める、正社員と非正規社員との間の不合理な待遇差や差別的取扱いの禁止に関する規定を遵守すること。 外国人労働者から求めがあった場合、通常の労働者との待遇の相違の内容及び理由等について説明すること。【※】 |

【※】の事項については、母国語その他当該外国人が使用する言語又は平易な日本語を用いる等、理解できる方法により明示するよう努める必要があります。

●安全衛生の確保

| | |
|------------------------------|--|
| <p>1 安全衛生教育の実施</p> | <ul style="list-style-type: none"> 安全衛生教育を実施するに当たっては、当該外国人労働者がその内容を理解できる方法により行うこと。特に、使用させる機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法等が確実に理解されるよう留意すること。【※】 |
| <p>2 労働災害防止のための日本語教育等の実施</p> | <ul style="list-style-type: none"> 外国人労働者が労働災害防止のための指示等を理解することができるようにするため、必要な日本語及び基本的な合図等を習得させるよう努めること。 |
| <p>3 労働災害防止に関する標識、掲示等</p> | <ul style="list-style-type: none"> 事業場内における労働災害防止に関する標識、掲示等について、図解等の方法を用いる等、外国人労働者がその内容を理解できる方法により行うよう努めること。 |
| <p>4 健康診断の実施等</p> | <ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生法等の定めるところにより、健康診断、面接指導、ストレスチェックを実施すること。 |
| <p>5 健康指導及び健康相談の実施</p> | <ul style="list-style-type: none"> 産業医、衛生管理者等による健康指導及び健康相談を行うよう努めること。 |
| <p>6 母性保護等に関する措置の実施</p> | <ul style="list-style-type: none"> 女性である外国人労働者に対し、産前産後休業、妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置等、必要な措置を講ずること。 |
| <p>7 労働安全衛生法等の周知</p> | <ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生法等の定めるところにより、その内容について周知を行うこと。その際には、外国人労働者の理解を促進するため必要な配慮をするよう努めること。 |

●労働・社会保険の適用等

| | |
|----------------------------|---|
| <p>1 制度の周知及び必要な手続きの履行等</p> | <ul style="list-style-type: none"> 労働・社会保険に係る法令の内容及び保険給付に係る請求手続等について、外国人労働者が理解できる方法により周知に努めるとともに、被保険者に該当する外国人労働者に係る適用手続等必要な手続をとること。 外国人労働者が離職した際、被保険者証を回収するとともに、国民健康保険及び国民年金の加入手続が必要になる場合はその旨を教示するよう努めること。 健康保険及び厚生年金保険が適用にならない事業所においては、国民健康保険・国民年金の加入手続について必要な支援を行うよう努めること。 労働保険の適用が任意の事業所においては、外国人労働者を含む労働者の希望等に応じ、労働保険の加入の申請を行うこと。 |
|----------------------------|---|

【※】の事項については、母国語その他当該外国人が使用する言語又は平易な日本語を用いる等、理解できる方法により明示するよう努める必要があります。

| | |
|----------------------------|--|
| <p>2 保険給付の請求等についての援助</p> | <ul style="list-style-type: none"> 外国人労働者が離職する場合には、離職票の交付等、必要な手続を行うとともに、失業等給付の受給に係る公共職業安定所の窓口の教示その他必要な援助を行うよう努めること。 労働災害等が発生した場合には、労災保険給付の請求その他の手続に関し、外国人労働者やその家族等からの相談に応ずることとともに、必要な援助を行うよう努めること。 外国人労働者が病気、負傷等（労働災害によるものを除く）のため就業することができない場合には、健康保険の傷病手当金が支給され得ることについて、教示するよう努めること。 傷病によって障害の状態になったときは、障害年金が支給され得ることについて、教示するよう努めること。 公的年金の加入期間が6カ月以上の外国人労働者が帰国する場合、帰国後に脱退一時金の支給を請求し得る旨や、請求を検討する際の留意事項について説明し、年金事務所等の関係機関の窓口を教示するよう努めること。 |
| <p>●適切な人事管理、教育訓練、福利厚生等</p> | |
| <p>1 適切な人事管理</p> | <ul style="list-style-type: none"> 外国人労働者が円滑に職場に適應できるよう、社内規程等の多言語化等、職場における円滑なコミュニケーションの前提となる環境の整備に努めること。 職場で求められる資質、能力等の社員像の明確化、評価・賃金決定、配置等の人事管理に関する運用の透明性・公正性の確保等、多様な人材が適切な待遇の下で能力発揮しやすい環境の整備に努めること。 |
| <p>2 生活支援</p> | <ul style="list-style-type: none"> 日本語教育及び日本の生活習慣、文化、風習、雇用慣行等について理解を深めるための支援を行うとともに、地域社会における行事や活動に参加する機会を設けるように努めること。 居住地周辺の行政機関等に関する各種情報の提供や同行等、居住地域において安心して生活するために必要な支援を行うよう努めること。 |
| <p>3 苦情・相談体制の整備</p> | <ul style="list-style-type: none"> 外国人労働者の苦情や相談を受け付ける窓口の設置等、体制を整備し、日本における生活上又は職業上の苦情・相談等に対応するよう努めるとともに、必要に応じ行政機関の設ける相談窓口についても教示するよう努めること。 |
| <p>4 教育訓練の実施等</p> | <ul style="list-style-type: none"> 教育訓練の実施その他必要な措置を講ずるよう努めるとともに、母国語での導入研修の実施等働きやすい職場環境の整備に努めること。 |
| <p>5 福利厚生施設</p> | <ul style="list-style-type: none"> 適切な宿泊の施設を確保するよう努めるとともに、給食、医療、教養、文化、体育、レクリエーション等の施設の利用について、十分な機会が保障されるように努めること。 |

| | |
|--------------------------------|--|
| <p>6 帰国及び在留資格の変更等の援助</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 在留期間が満了し、在留資格の更新がなされない場合には、雇用関係を終了し、帰国のための手続の相談等を行うよう努めること。 ・ 外国人労働者が病気等やむを得ない理由により帰国に要する旅費を支弁できない場合には、当該旅費を負担するよう努めること。 ・ 在留資格の変更等の際は、手続に当たっての勤務時間の配慮等を行うよう努めること。 ・ 一時帰国を希望する場合には、休暇取得への配慮等必要な援助を行うよう努めること。 |
| <p>7 外国人労働者と共に就労する上で必要な配慮</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本人労働者と外国人労働者とが、文化、慣習等の多様性を理解しつつ共に就労できるよう努めること。 |
| <p>●解雇等の予防及び再就職の援助</p> | |
| <p>1 解雇</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業規模の縮小等を行う場合であっても、外国人労働者に対して安易な解雇を行わないようにすること。 |
| <p>2 雇止め</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人労働者に対して安易な雇止めを行わないようにすること。 |
| <p>3 再就職の援助</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人労働者が解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他事業主の都合により離職する場合において、当該外国人労働者が再就職を希望するときは、関連企業等へのあっせん、教育訓練等の実施・受講あっせん、求人情報の提供等当該外国人労働者の在留資格に応じた再就職が可能となるよう、必要な援助を行うよう努めること。 |
| <p>4 解雇制限</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間等、労働基準法の定めるところにより解雇が禁止されている期間があることに留意すること。 |
| <p>5 妊娠、出産等を理由とした解雇の禁止</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性である外国人労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならないこと。また、妊娠、出産等を理由として解雇その他不利益な取扱いをしてはならないこと。 |
| <p>●労働者派遣又は請負を行う事業主に係る留意事項</p> | |
| <p>1 労働者派遣</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 派遣元事業主は、労働者派遣法を遵守し、適正な事業運営を行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 従事する業務内容、就業場所、派遣する外国人労働者を直接指揮命令する者に関する事項等、派遣就業の具体的内容を派遣する外国人労働者に明示する ・ 派遣先に対し、派遣する外国人労働者の氏名、雇用保険及び社会保険の加入の有無を通知する 等 ・ 派遣先は、労働者派遣事業の許可又は届出のない者からは外国人労働者に係る労働者派遣を受けないこと。 |

| | |
|--|--|
| <p>2 請負</p> | <ul style="list-style-type: none"> 請負を行う事業主にあつては、請負契約の名目で実質的に労働者供給事業又は労働者派遣事業を行わないよう、職業安定法及び労働者派遣法を遵守すること。 雇用する外国人労働者の就業場所が注文主である他事業主の事業所内である場合には、当該注文主が当該外国人労働者の使用者であるとの誤解を招くことのないよう、当該事業所内で業務の処理の進行管理を行うこと。また、当該事業所内で、雇用労務責任者等に人事管理、生活支援等の職務を行わせること。 外国人労働者の希望により、労働契約の期間をできる限り長期のものとし、安定的な雇用の確保に努めること。 |
| <p>●外国人労働者の雇用労務責任者の選任</p> | |
| <p>外国人労働者を常時10人以上雇用するときは、この指針に定める雇用管理の改善等に関する事項等を管理させるため、人事課長等を雇用労務責任者として選任すること。</p> | |
| <p>●外国人労働者の在留資格に応じて講ずべき必要な措置</p> | |
| <p>1 特定技能の在留資格をもって在留する者に関する事項</p> | <ul style="list-style-type: none"> 出入国管理及び難民認定法等に定める雇用契約の基準や受入れ機関の基準に留意するとともに、必要な届出・支援等を適切に実施すること。 |
| <p>2 技能実習生に関する事項</p> | <ul style="list-style-type: none"> 「技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針」等の内容に留意し、技能実習生に対し実効ある技能等の修得が図られるように取り組むこと。 |
| <p>3 留学生に関する事項</p> | <ul style="list-style-type: none"> 新規学卒者等を採用する際、留学生であることを理由として、その対象から除外することのないようにするとともに、企業の活性化・国際化を図るためには留学生の採用も効果的であることに留意すること。 新規学卒者等として留学生を採用する場合、当該留学生が在留資格の変更の許可を受ける必要があることに留意すること。 インターンシップ等の実施に当たっては、本来の趣旨を損なわないよう留意すること。 アルバイト等で雇用する場合には、資格外活動許可が必要であることや資格外活動が原則週28時間以内に制限されていることに留意すること。 |

この指針の全文は厚生労働省ホームページに掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/gaikokujiin.html>

トップページ > 分野別の政策 > 雇用・労働 > 雇用 > 外国人雇用対策

| ●募集・採用時において | |
|---|--|
| (Q1) 外国人を募集したい場合にどのような点に気をつければ良いのでしょうか。 | <p>求人募集の際に、外国人のみを対象とすることや、外国人が応募できないという求人を出すことはできません。国籍を条件とするのではなく、スキルや能力を条件として求人を出すようにし、公正採用選考及び人権上の配慮からも、面接時に「国籍」等の質問は行わないでください。</p> <p>また、在留資格等の確認においては口頭で行うこととし、採用が決まり次第、在留カード等の提示を求めるとしていただきます。</p> |
| (Q2) 面接の結果、外国人を雇用しようと考えていますが、どのような点に気をつければよいのでしょうか。 | <p>外国人を雇用する場合は、その外国人が就労可能な在留資格を付与されているか確認する必要があります。</p> <p>また、採用決定後に在留カード等の提示を求められる場合には、個人情報であることに十分留意していただいた上で、確認することとさせていただきます。</p> <p>なお、「特別永住者」（在日韓国・朝鮮人等）の方は、外国人雇用状況の届出制度の対象外です。</p> |
| ●外国人雇用状況の届出について | |
| (Q3) 雇入れの際、氏名や言語などから、外国人であるとは判断できず、在留資格などの確認・届け出をしなかった場合、どうなりますか。 | <p>在留資格などの確認は、通常の注意力をもって、雇入れようとする人が外国人であると判断できる場合に行ってください。氏名や言語によって、その人が外国人であると判断できなかったケースであれば、確認・届け出をしなかったからといって、法違反を問われることにはなりません。</p> |
| (Q4) 外国人であると容易に判断できるのに届け出なかった場合、罰則の対象になりますか。 | <p>指導、勧告の対象になるとともに、30万円以下の罰金の対象とされています。</p> |
| (Q5) 短期のアルバイトで雇入れた外国人の届け出は必要ですか。 | <p>必要です。雇入れ日と離職日の双方を記入して、まとめて届出を行うことが可能です。</p> |
| (Q6) 届出期限内に同一の外国人を何度か雇入れた場合、複数回にわたる雇入れ・離職をまとめて届け出することはできますか。 | <p>可能です。届出様式は、雇入れ・離職日を複数記入できるようになっていますので、それぞれの雇入れ・離職日を記入して提出してください。</p> |
| (Q7) 留学生が行うアルバイトも届け出の対象となりますか。 | <p>対象となります。届け出に当たっては、資格外活動許可を得ていることも確認してください。</p> |
| ●社会保険などについて | |
| (Q8) 外国人を雇用した場合、労働保険や社会保険に加入させなければいけませんか。 | <p>労働保険や社会保険については、国籍に関わらず適用になります。</p> |

外国人労働者の雇用管理に関する相談について、外国人雇用管理アドバイザーが無料でご相談を承ります。詳しくは、事業所の所在地を管轄するハローワークへお問い合わせください。

ご相談時の主な アドバイス内容

- 労務管理、労働条件において、日本人と同じように対応しているかについて
- 外国人労働者の日本語能力に対応した職場作りについて
- 職場環境、生活環境への配慮について

在留資格一覧表

※在留資格ごとに在留期間が定められています（平成31年4月1日現在）

●就労目的で在留が認められる外国人

これらの外国人は、各在留資格に定められた範囲で報酬を受ける活動が可能です。

| 在留資格 | 日本において行うことができる活動 | 在留期間 | 該当例 |
|--------------|---|----------------------|---|
| 教授 | 日本の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動 | 5年、3年、1年又は3月 | 大学教授等 |
| 芸術 | 収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（この表の興行の項に掲げる活動を除く） | 5年、3年、1年又は3月 | 作曲家、画家、著述家等 |
| 宗教 | 外国の宗教団体により日本に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動 | 5年、3年、1年又は3月 | 外国の宗教団体から派遣される宣教師等 |
| 報道 | 外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動 | 5年、3年、1年又は3月 | 外国の報道機関の記者、カメラマン |
| 高度専門職1号・2号 | 日本の公私の機関との契約に基づいて行う研究、研究の指導又は教育をする活動、日本の公私の機関との契約に基づいて行う自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動、日本の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は管理に従事する活動など | 5年（1号）又は無期限（2号） | ポイント制による高度人材 |
| 経営・管理 | 日本において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことが出来ないとされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く） | 5年、3年、1年、4月又は3月 | 企業等の経営者・管理者 |
| 法律・会計業務 | 外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動 | 5年、3年、1年又は3月 | 弁護士、公認会計士等 |
| 医療 | 医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動 | 5年、3年、1年又は3月 | 医師、歯科医師、看護師 |
| 研究 | 日本の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（この表の教授の項に掲げる活動を除く） | 5年、3年、1年又は3月 | 政府関係機関や私企業等の研究者 |
| 教育 | 日本の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動 | 5年、3年、1年又は3月 | 中学校・高等学校等の語学教師等 |
| 技術・人文知識・国際業務 | 日本の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは、法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（この表の教授、芸術、報道、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、興行の項に掲げる活動を除く） | 5年、3年、1年又は3月 | 機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等 |
| 企業内転勤 | 日本に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が日本にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項に掲げる活動 | 5年、3年、1年又は3月 | 外国の事業所からの転勤者 |
| 介護 | 日本の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動 | 5年、3年、1年又は3月 | 介護福祉士 |
| 興行 | 演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の経営・管理の項に掲げる活動を除く） | 3年、1年、6月、3月又は15日 | 俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等 |
| 技能 | 日本の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動 | 5年、3年、1年又は3月 | 外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等 |
| 特定技能1号・2号 | 日本の公私の機関との契約に基づいて行う特定産業分野（介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関係産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業）に属する相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務（1号）又は熟練した技能を要する業務（2号）に従事する活動 | 3年（2号）、1年、6月又は4月（1号） | 特定産業分野（左記14分野（2号は建設、造船・船用工業のみ））の各業務従事者 |

●身分に基づき在留する者

これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、さまざまな分野で報酬を受ける活動が可能です。

| 在留資格 | 日本において行うことができる活動 | 在留期間 | 該当例 |
|----------|---|--|------------------------------------|
| 永住者 | 法務大臣が永住を認める者 | 無期限 | 法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く） |
| 日本人の配偶者等 | 日本人の配偶者若しくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者 | 5年、3年、1年又は6月 | 日本人の配偶者・実子・特別養子 |
| 永住者の配偶者等 | 永住者の在留資格をもつて在留する者若しくは特別永住者（以下「永住者等」と総称する）の配偶者又は永住者等の子として日本で出生しその後引き続き日本に在留している者 | 5年、3年、1年又は6月 | 永住者・特別永住者の配偶者及び我が国で出生し引き続き在留している実子 |
| 定住者 | 法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者 | 5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲） | 日系3世等 |

●その他の在留資格

| 在留資格 | 在留資格の概要 | 在留期間 |
|--|---|---|
| 技能実習 | 研修・技能実習制度は、日本で開発され培われた技能・技術・知識の開発途上国等への移転等を目的として創設されたもので、研修生・技能実習生の法的保護及びその法的地位の安定化を図るため、改正入管法（平成22年7月1日施行）により、従来の特定活動から在留資格「技能実習」が新設されました。 | 法務大臣が個々に指定する期間（2年を超えない範囲） |
| 特定活動 EPAに基づく 外国人看護師・介護福祉士候補者、 ワーキングホリデー など | 「特定活動」の在留資格で日本に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定します。 ※届出の際は旅券に添付された指定書により具体的な類型を確認の上、記載してください（P6※2を参照して下さい）。 | 5年、4年、3年、2年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲） |

●就労活動が認められていない在留資格

留学、家族滞在などの在留資格は就労活動が認められていません。

～就労が認められるためには資格外活動許可が必要です～

出入国在留管理庁により、本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1週間当たり28時間以内など）で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可されます。

（例：留学生や家族滞在者のアルバイトなど）

※在留資格については、法務省地方出入国在留管理局へお問い合わせください。

参考

高度人材に対するポイント制について

ポイント制とは高度人材（就労が認められている外国人のうち、高度な資質・能力を有すると認められる外国人）の受入れを促進するため、高度人材に対しポイント制を活用した出入国管理上の優遇措置を与える制度です。

制度の詳細内容は法務省出入国在留管理庁のホームページを参照してください。

外国人雇用サービスセンターや留学生の多い地域の新卒応援ハローワークに設置している留学生コーナーでは、専門的・技術的分野の外国人や外国人留学生を積極的に採用したい事業主の方からのご相談に無料で応じておりますので、ご活用ください。

専門的・技術的分野の外国人、留学生の採用に関するご相談

| 外国人雇用サービスセンター | | 所在地 | 電話番号 |
|---------------|------------------|---|--------------|
| 東京 | 東京外国人雇用サービスセンター | 〒163-0721 新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル21階 | 03-5339-8625 |
| 愛知 | 名古屋外国人雇用サービスセンター | 〒460-0003 名古屋市中区錦2-14-25 ヤマイチビル8階 | 052-855-3770 |
| 大阪 | 大阪外国人雇用サービスセンター | 〒530-0017 大阪市北区角田町8-47阪急グランドビル16階 | 06-7709-9465 |
| 福岡 | 福岡外国人雇用サービスセンター | 〒810-0001 ※2019年8月開設予定 福岡市中央区天神1-4-2エルガーラオフィス12階 | 092-716-8608 |

留学生の採用に関するご相談

| 新卒応援ハローワーク（留学生コーナー） | | 所在地 | 電話番号 |
|---------------------|----------------|---|-----------------------|
| 北海道 | 札幌新卒応援ハローワーク | 〒060-0721 札幌市中央区北4条西5丁目大樹生命札幌共同ビル5階 | 011-200-9923 |
| 宮城 | 仙台新卒応援ハローワーク | 〒980-8485 仙台市青葉区中央1-2-3仙台マークワン12階 | 022-726-8055 |
| 茨城 | 土浦新卒応援ハローワーク | 〒300-0805 土浦市穴塚1838土浦労働総合庁舎2階 | 029-822-5124 (32#) |
| 埼玉 | 埼玉新卒応援ハローワーク | 〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町1-9-4エクセレント大宮ビル6階 | 048-650-2234 |
| 千葉 | 千葉新卒応援ハローワーク | 〒261-0001 千葉市美浜区幸町1-1-3 | 043-242-1181 (45#) |
| 千葉 | まつど新卒応援ハローワーク | 〒271-0092 松戸市松戸1307-1松戸ビル3階 | 047-367-8609 (48#) |
| 東京 | 東京新卒応援ハローワーク | 〒163-0721 新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル21階 | 03-5339-8609 |
| 神奈川 | 横浜新卒応援ハローワーク | 〒220-0004 横浜市西区北幸1-11-15 横浜STビル16階 | 045-312-9206 |
| 新潟 | 新潟新卒応援ハローワーク | 〒950-0901 新潟市中央区弁天2-2-18新潟KSビル2階 | 025-241-8609 |
| 石川 | 金沢新卒応援ハローワーク | 〒920-0935 金沢市石引4-17-1石川県本多の森庁舎1階 | 076-261-9453 |
| 静岡 | 静岡新卒応援ハローワーク | 〒422-8067 静岡市駿河区南町14-1水の森ビル9階 | 054-654-3003 |
| 愛知 | 愛知新卒応援ハローワーク | 〒460-0003 名古屋市中区錦2-14-25ヤマイチビル9階 | 052-855-3750 |
| 三重 | みえ新卒応援ハローワーク | 〒514-0009 三重県津市羽所町700アスト津3階 | 059-229-9591 |
| 京都 | 京都新卒応援ハローワーク | 〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町70京都テルサ西館3階 | 075-280-8614 |
| 大阪 | 大阪新卒応援ハローワーク | 〒530-0017 大阪市北区角田町8-47阪急グランドビル18階 | 06-7709-9455 |
| 兵庫 | 神戸新卒応援ハローワーク | 〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3神戸クリスタルタワー12階 | 078-361-1151 |
| 岡山 | おかやま新卒応援ハローワーク | 〒700-0901 岡山市北区本町6-36 第1セントラルビル7階 | 086-222-2904 |
| 広島 | 広島新卒応援ハローワーク | 〒730-0011 広島市中区基町12-8宝ビル6階 | 082-224-1120 |
| 香川 | 高松新卒応援ハローワーク | 〒760-0054 高松市常盤町1-9-1しごとプラザ高松内 | 087-834-8609 |
| 福岡 | 福岡新卒応援ハローワーク | 〒810-0001 福岡市中央区天神1-4-2エルガーラオフィス12階 | 092-716-8608 |
| 長崎 | 長崎新卒応援ハローワーク | 〒852-8108 長崎市川口町13-1長崎西洋館3階 | 095-819-9000 |



ご不明な点などは、最寄りの都道府県労働局又はハローワークへ
お気軽にお問い合わせください。

外国人雇用に関する事業主向け説明会 のご案内

- **日時** 令和元年 **6月25日(火)**
13:30～16:00(13:00受付開始)
- **場所** いわて県民情報交流センター **アイーナ** 小田島組☆ほ～る
(盛岡市盛岡駅西通1-7-1)
- **定員** 500名程度 (定員に達し次第、締め切らせていただきます。)
- **対象者** 事業主、企業の人事労務担当者等
- **申込方法** 裏面の参加申込書より **6月11日(火)まで**にFAXでお申し込みください。

参加費無料

説明内容

- 新たな外国人材の受入れについて ～ 仙台出入国在留管理局審査部門
統括審査官 八木 良幸 氏
- 外国人労働者の雇用管理について ～ 岩手労働局職業安定部
部長 清水 達哉 氏
- 適正な労働条件の確保について ～ 岩手労働局労働基準部
部長 立花 剛 氏
- 岩手県の多文化共生施策について ～ 岩手県政策地域部国際室
国際交流担当課長 北栢 玲子 氏

主催:岩手労働局 共催:岩手県



岩手労働局発表
平成31年1月25日（金）

| | | |
|-------------|------------|--------------|
| 照 会 先 | 職業安定部 | |
| | 職業対策課長 | 鎌滝 一郎 |
| | 地方障害者雇用担当官 | 小野寺 豊 |
| | (電 話) | 019-604-3005 |
| | (F A X) | 019-604-1533 |

岩手県における「外国人雇用状況」の届出状況を公表します (平成30年10月末現在)

～外国人労働者数は4,509人と過去最高～

岩手労働局（局長 永田^{ながた} 有^{たもつ}）では、岩手県における平成30年10月末現在の外国人雇用についての届出状況を取りまとめましたので、公表します。

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けています。

届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者※です。なお、数値は平成30年10月末時点で事業主から提出のあった届出件数を集計したもので、外国人労働者数とは必ずしも一致しません。

※特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。

【集計結果のポイント】

1 全体の状況

- ・平成19年からの雇用届出義務化以降、外国人を雇用している事業所数及び外国人労働者数ともに、過去最高を記録。
- ・外国人を雇用している事業所は、808事業所。前年同期比で75事業所増加。
- ・外国人労働者数は4,509人。前年同期比で510人増加。

2 国籍別外国人労働者数の状況

- ・ベトナム 1,330人（全体の29.5%）[前年同期比236人（21.6%）増加]
- ・中国 1,293人（同28.7%）[同46人（3.4%）減少]
- ・フィリピン 857人（同19.0%）[同94人（12.3%）増加]
- ・アメリカ 193人（同4.3%）[同9人（4.9%）増加]
- ・インドネシア 187人（同4.1%）[同43人（29.9%）増加]

3 在留資格別外国人労働者数の状況

- ・技能実習 2,803人（全体の62.2%）[前年同期比372人（15.3%）増加]
- ・身分に基づく在留資格 927人（同20.6%）[同73人（8.5%）増加]
- ・専門的・技術的分野 458人（同10.2%）[同54人（13.4%）増加]
- ・資格外活動 260人（同5.8%）[同2人（0.8%）減少]

4 産業別の状況

- ・外国人労働者を雇用する事業所数及び外国人労働者数ともに、製造業が最も多い。
- ・外国人労働者を雇用する製造業の事業所数
297事業所（全体の36.8%）[前年同期比21事業所（7.6%）増加]
- ・製造業で就労している外国人労働者数
2,687人（全体の59.6%）[前年同期比273人（11.3%）増加]

5 事業所規模別の状況

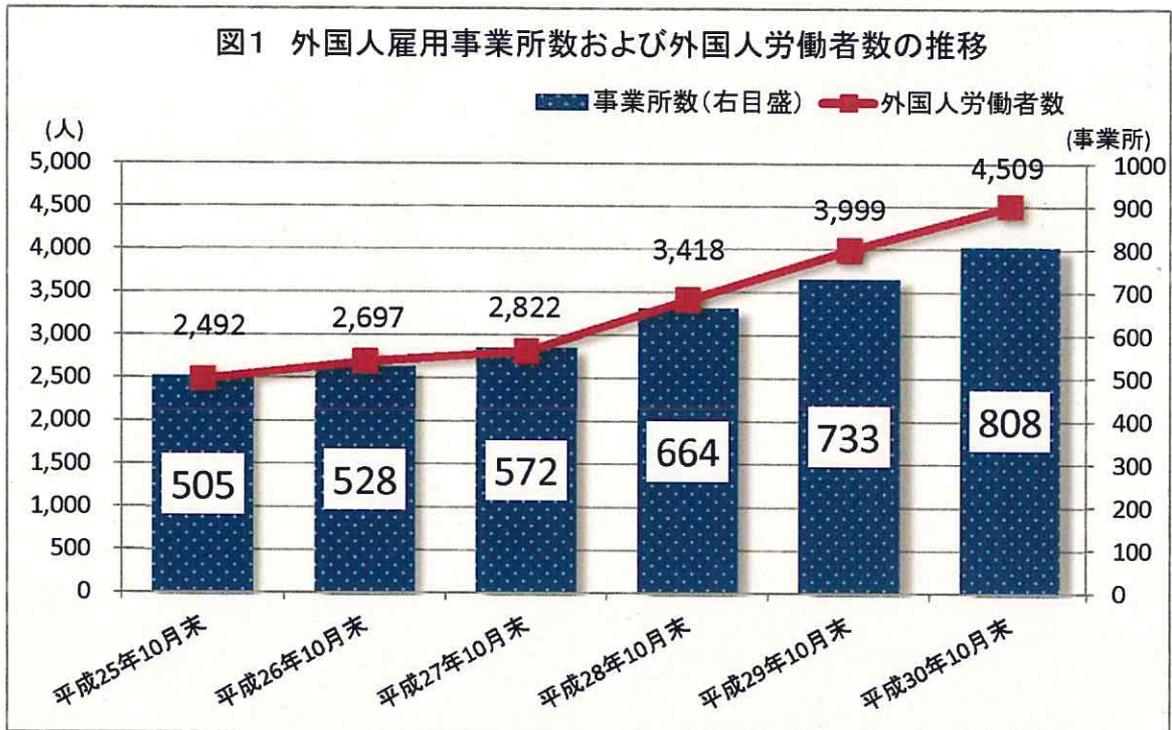
- ・外国人労働者を雇用する事業所数は、労働者数「30人未満」規模の事業所が最も多い。
345事業所（全体の42.7%）[前年同期比37事業所（12.0%）増加]
- ・外国人労働者数は、労働者数「100～499人」規模の事業所が最も多い。
1,605人（全体の35.6%）[前年同期比199人（14.2%）増加]

「外国人雇用状況」の届出状況(平成30年10月末現在)の概要

1 外国人を雇用している事業所数及び外国人労働者の状況

外国人を雇用している事業所数は808事業所で、前年同期より75事業所(10.2%)増加した。

外国人労働者数は、4,509人で、前年同期より510人(12.8%)増加した。【図1】

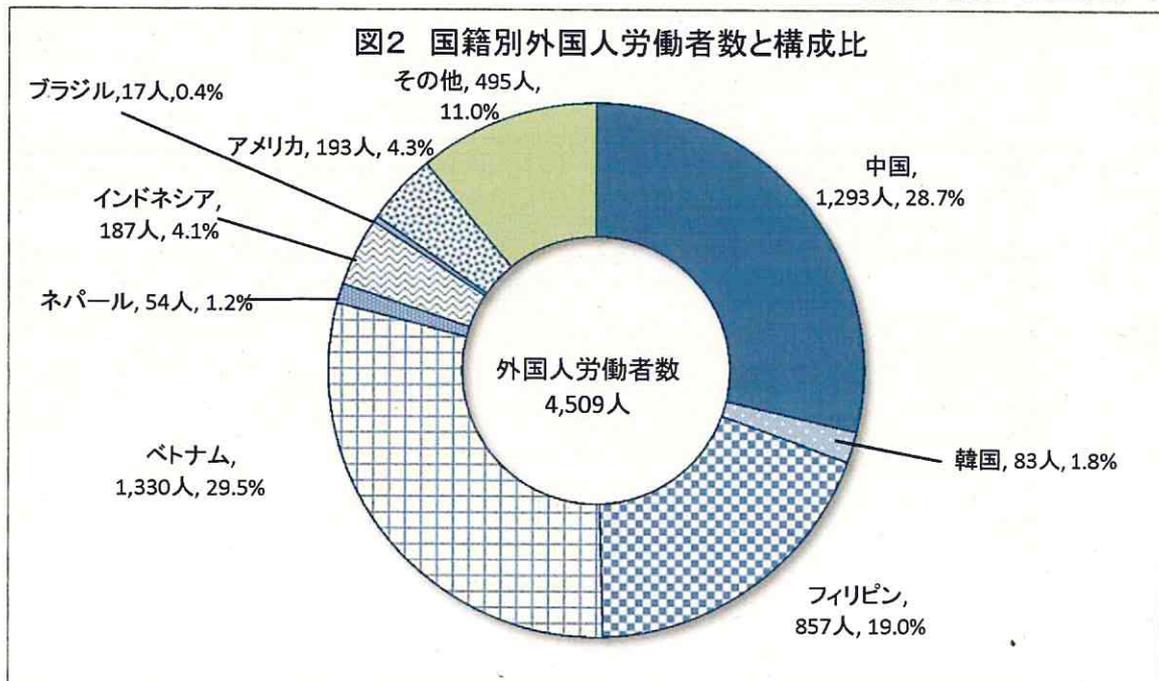


2 外国人労働者の属性

(1) 国籍別にみると、ベトナムが最も多い1,330人で外国人労働者全体の29.5%を占め、次いで中国1,293人(構成比28.7%)、フィリピン857人(同19.0%)、アメリカ193人(同4.3%)、インドネシア187人(同4.1%)の順となっている。

なお、前年同期より、ベトナムが236人(21.6%)、フィリピンが94人(12.3%)の大幅な増加となっている。

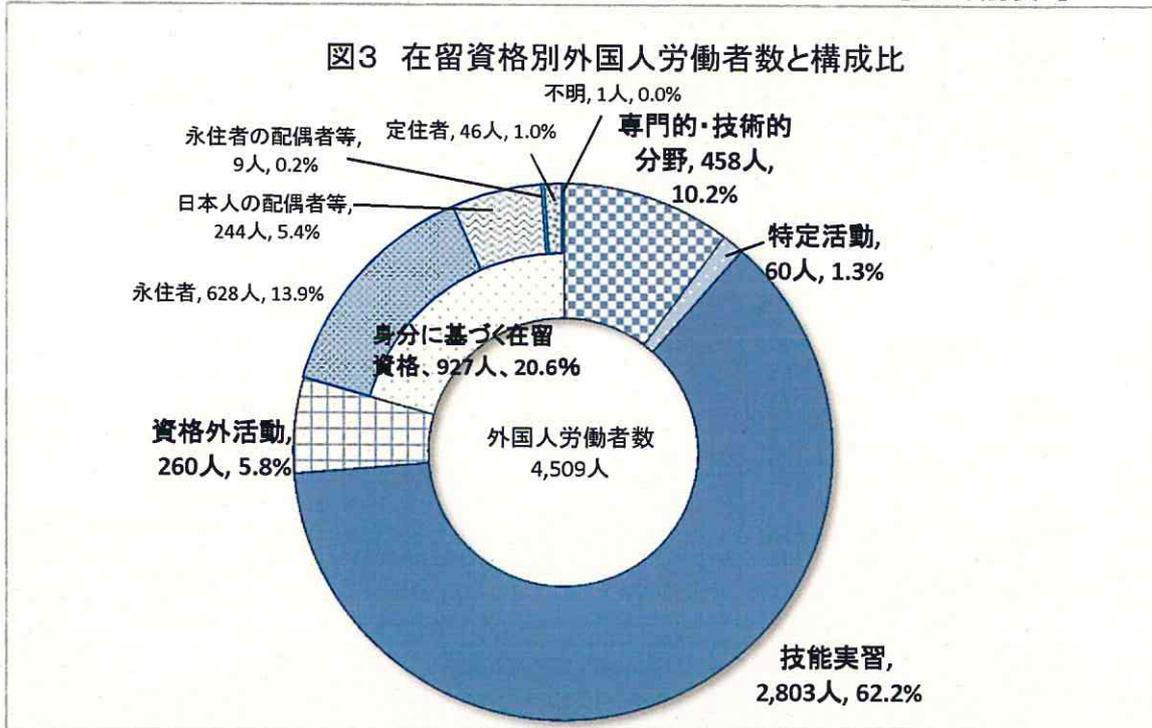
【図2、別表1、参考表2】



(2) 在留資格別にみると、「技能実習」が最も多く2,803人で外国人労働者全体の62.2%を占め、次いで、「身分に基づく在留資格¹」927人（構成比20.6%）、「専門的・技術的分野²」458人（同10.2%）、「資格外活動（留学含む）」260人（同5.8%）（うち留学229人（同5.1%））の順となっている。

なお、「身分に基づく在留資格¹」の中では、「永住者」が628人（同13.9%）と最も多く、次いで「日本人の配偶者等」244人（同5.4%）、「定住者」46人（同1.0%）の順となっている。

【図3、別表1】



¹ 「身分に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が該当する。

² 「専門的・技術的分野の在留資格」には、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「介護」、「技能」が該当する。

(3) 国籍別・在留資格別にみると、「ベトナム」は「技能実習」が88.3%と最も多くを占め、次いで、「資格外活動（留学含む）」5.6%、「専門的・技術的分野の在留資格」3.5%の順となっている。

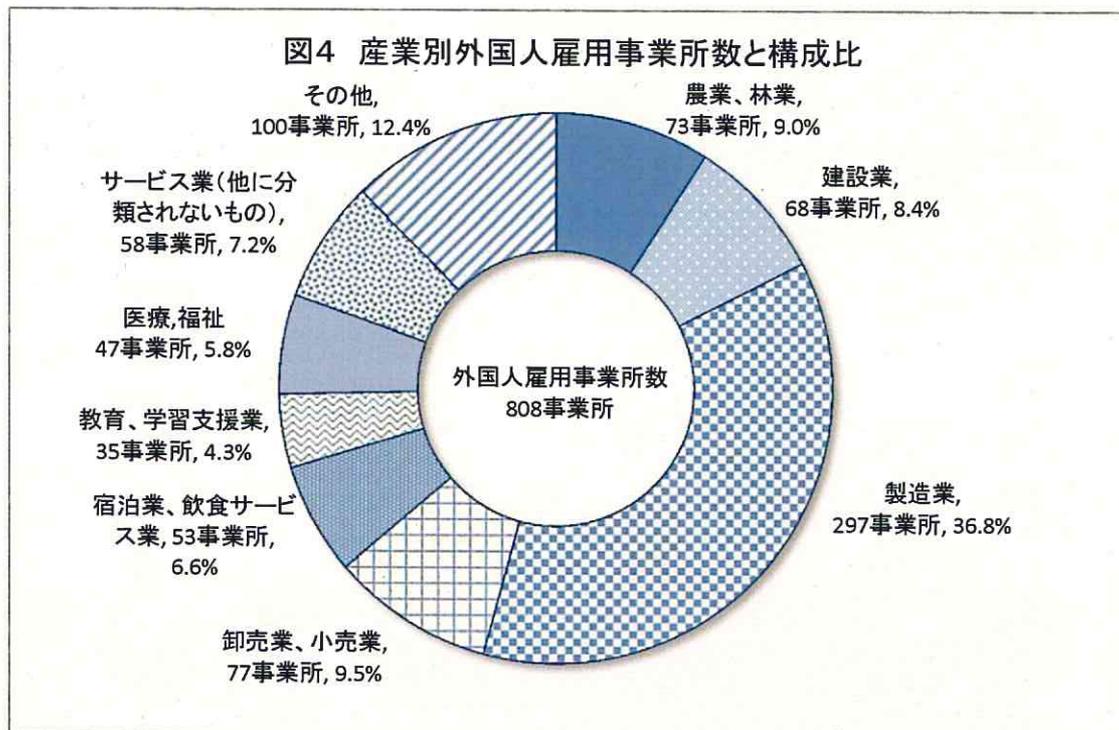
「中国」は、「技能実習」が60.0%、「身分に基づく在留資格」26.1%の順となっており、「フィリピン」は「技能実習」53.8%、「身分に基づく在留資格」41.1%の順となっている。

前年同期と労働者数を比較すると、増加数は「ベトナム」の「技能実習」で216人、「フィリピン」の「身分に基づく在留資格」で41人、「技能実習」で33人、「インドネシア」の「技能実習」で40人、などで多くなっている。 【別表1】

3 産業別・事業所規模別にみた外国人雇用事業所の特性

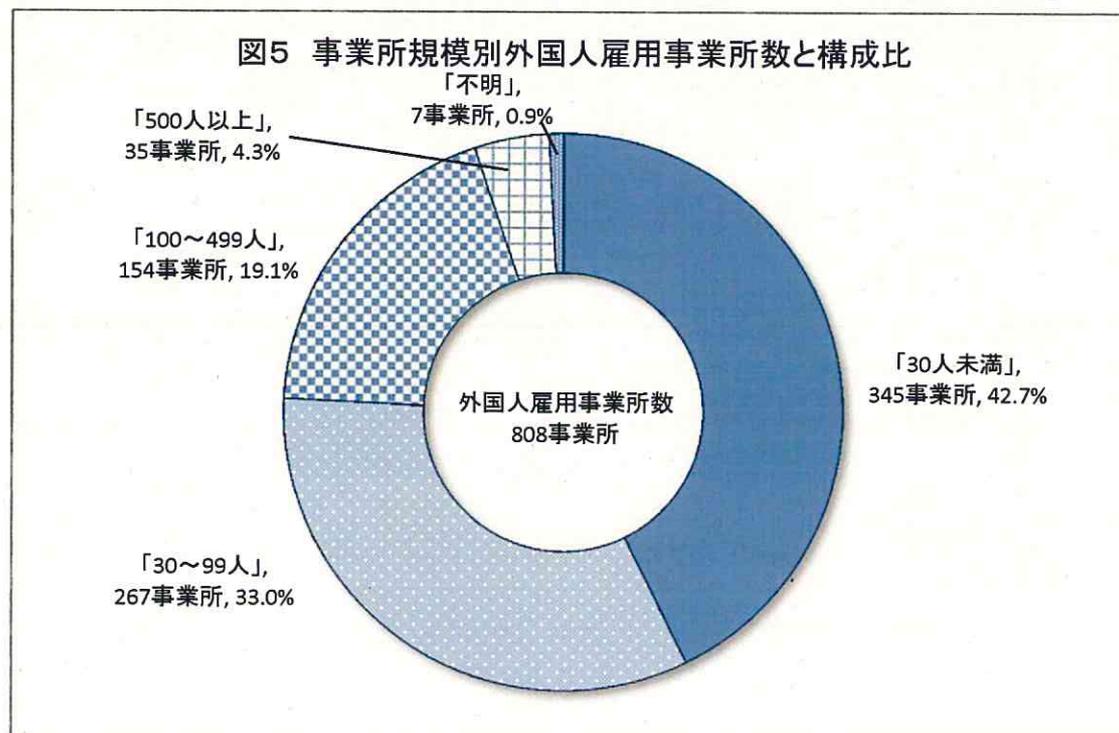
(1) 産業別にみると、「製造業」が最も多く事業所全体の36.8%を占め、次いで「卸売業、小売業」が9.5%、「農業、林業」9.0%、「建設業」8.4%、「サービス業（他に分類されないもの）」7.2%となっている。

【図4、別表4】



(2) 事業所規模別にみると、労働者数「30人未満」規模の事業所が最も多く、事業所全体の42.7%を占め、次いで「30～99人」規模の事業所が33.0%、「100～499人」規模の事業所が19.1%の順となっている。

【図5、別表8】

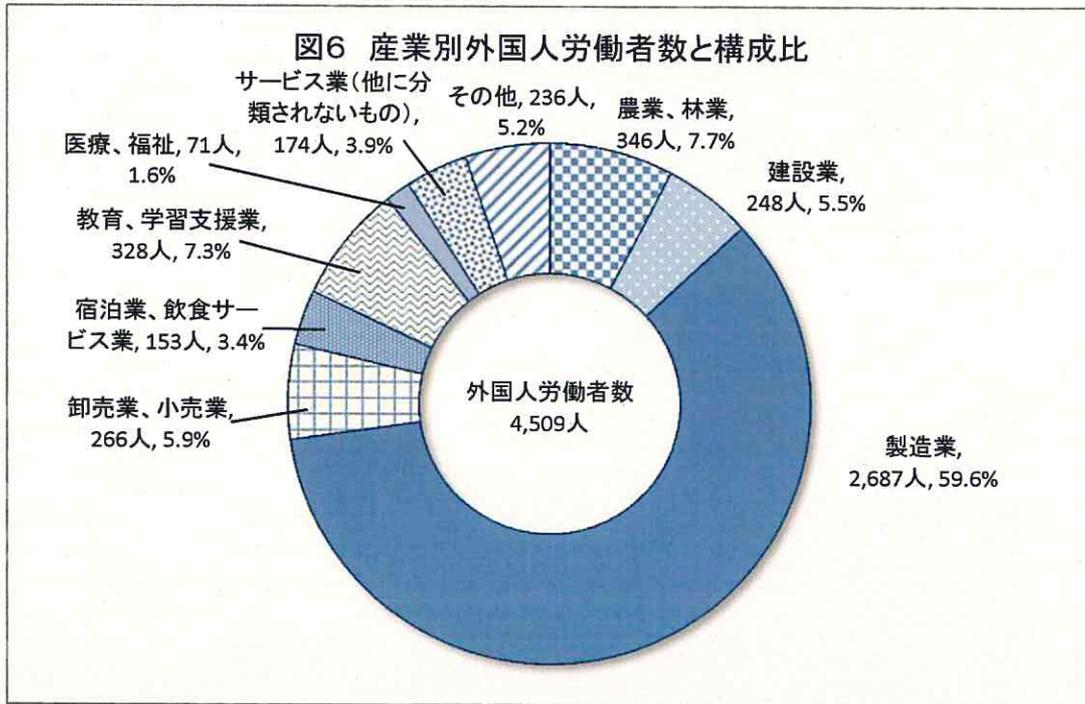


4 産業別・事業所規模別にみた外国人労働者の就労実態

(1) 産業別にみると、「製造業」が最も多く外国人労働者全体の59.6%を占め、次いで「農業、林業」が7.7%、「教育、学習支援業」が7.3%、「卸売業、小売業」が5.9%、「建設業」が5.5%の順となっている。

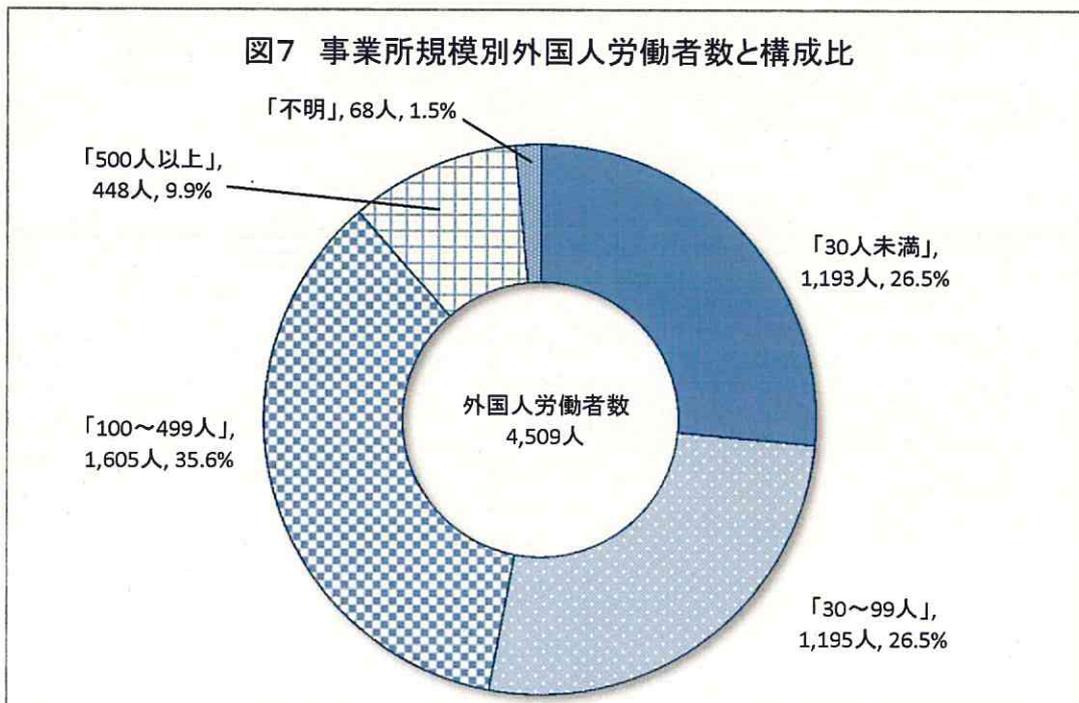
なお、「製造業」の中では、「食料品製造業」が最も多く外国人労働者全体の34.8%を占め、次いで「繊維工業」が9.4%、「金属製品製造業」が3.1%となっている。

【図6、別表4】



(2) 事業所規模別にみると、労働者数「100～499人」規模が最も多く、外国人労働者全体の35.6%を占め、次いで「30～99人」規模が26.5%、「30人未満」規模が26.5%の順となっている。

【図7、別表8】



「外国人雇用状況」の届出状況表一覧（平成30年10月末現在）

（別表1）国籍別・在留資格別外国人労働者数

（別表2）公共職業安定所別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数

（別表3）公共職業安定所別・在留資格別外国人労働者数

（別表4）産業別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数

（別表5）公共職業安定所別・産業別外国人労働者数

（別表6）在留資格別・産業別外国人労働者数

（別表7）国籍別・産業別外国人労働者数

（別表8）事業所規模別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数

（参考表1）公共職業安定所別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の前年比較

（参考表2）外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の推移

(別表1) 国籍別・在留資格別外国人労働者数

岩手労働局

平成30年10月末現在

単位：人

| | 総数 | ①専門的・技術的分野 の在留資格 計 | | ②特定 活動 | ③技能実習 | ④資格外活動 | | ⑤身分に基づく在留資格 | | | | | ⑥不明 |
|---------------------------|---------|--------------------------|------------------------|-----------|---------|---------|---------|-------------|-----------|--------------------|--------------------|-----------|--------|
| | | うち技術・ 人文知識・ 国際業務 | うち技術・ 人文知識・ 国際業務 | | | 計 | うち留学 | 計 | うち 永住者 | うち日本 人の配偶 者等 | うち永住 者の配偶 者等 | うち 定住者 | |
| 全国籍計 | 4,509 | 458 | 160 | 60 | 2,803 | 260 | 229 | 927 | 628 | 244 | 9 | 46 | 1 |
| 前年同期差 | 510 | 54 | 23 | 12 | 372 | ▲2 | 1 | 73 | 38 | 20 | ▲1 | 16 | 1 |
| 比率 | - | (10.2%) | (3.5%) | (1.3%) | (62.2%) | (5.8%) | (5.1%) | (20.6%) | (13.9%) | (5.4%) | (0.2%) | (1.0%) | (0.0%) |
| 中国 | 1,293 | 94 | 48 | 3 | 776 | 83 | 73 | 337 | 232 | 89 | 6 | 10 | 0 |
| 前年同期差 | ▲46 | 1 | 0 | ▲16 | ▲22 | ▲22 | ▲21 | 13 | 11 | 3 | ▲1 | 0 | 0 |
| 比率 | [28.7%] | (7.3%) | (3.7%) | (0.2%) | (60.0%) | (6.4%) | (5.6%) | (26.1%) | (17.9%) | (6.9%) | (0.5%) | (0.8%) | (0.0%) |
| 韓国 | 83 | 20 | 7 | 4 | 0 | 10 | 10 | 49 | 35 | 14 | 0 | 0 | 0 |
| 前年同期差 | 7 | 3 | 3 | 2 | 0 | ▲1 | ▲1 | 3 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 比率 | [1.8%] | (24.1%) | (8.4%) | (4.8%) | (0.0%) | (12.0%) | (12.0%) | (59.0%) | (42.2%) | (16.9%) | (0.0%) | (0.0%) | (0.0%) |
| フィリピン | 857 | 26 | 14 | 14 | 461 | 3 | 3 | 352 | 250 | 72 | 1 | 29 | 1 |
| 前年同期差 | 94 | 6 | 2 | 10 | 33 | 3 | 3 | 41 | 22 | 6 | 0 | 13 | 1 |
| 比率 | [19.0%] | (3.0%) | (1.6%) | (1.6%) | (53.8%) | (0.4%) | (0.4%) | (41.1%) | (29.2%) | (8.4%) | (0.1%) | (3.4%) | (0.1%) |
| ベトナム | 1,330 | 46 | 31 | 12 | 1,174 | 74 | 73 | 24 | 13 | 8 | 0 | 3 | 0 |
| 前年同期差 | 236 | 9 | 2 | 8 | 216 | 2 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 比率 | [29.5%] | (3.5%) | (2.3%) | (0.9%) | (88.3%) | (5.6%) | (5.5%) | (1.8%) | (1.0%) | (0.6%) | (0.0%) | (0.2%) | (0.0%) |
| ネパール | 54 | 5 | 3 | 1 | 0 | 42 | 31 | 6 | 1 | 5 | 0 | 0 | 0 |
| 前年同期差 | 23 | 2 | 2 | 0 | 0 | 20 | 17 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 比率 | [1.2%] | (9.3%) | (5.6%) | (1.9%) | (0.0%) | (77.8%) | (57.4%) | (11.1%) | (1.9%) | (9.3%) | (0.0%) | (0.0%) | (0.0%) |
| インドネシア | 187 | 5 | 1 | 4 | 164 | 1 | 0 | 13 | 10 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| 前年同期差 | 43 | ▲1 | ▲1 | 3 | 40 | 0 | 0 | 1 | 2 | ▲1 | 0 | 0 | 0 |
| 比率 | [4.1%] | (2.7%) | (0.5%) | (2.1%) | (87.7%) | (0.5%) | (0.0%) | (7.0%) | (5.3%) | (1.6%) | (0.0%) | (0.0%) | (0.0%) |
| ブラジル | 17 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 17 | 11 | 4 | 0 | 2 | 0 |
| 前年同期差 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 比率 | [0.4%] | (0.0%) | (0.0%) | (0.0%) | (0.0%) | (0.0%) | (0.0%) | (100.0%) | (64.7%) | (23.5%) | (0.0%) | (11.8%) | (0.0%) |
| ペルー | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 前年同期差 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 比率 | [0.1%] | (0.0%) | (0.0%) | (0.0%) | (0.0%) | (0.0%) | (0.0%) | (100.0%) | (33.3%) | (33.3%) | (0.0%) | (33.3%) | (0.0%) |
| G7/8+オーストラリア+ ニュージーランド | 307 | 215 | 33 | 16 | 0 | 1 | 1 | 75 | 46 | 29 | 0 | 0 | 0 |
| 前年同期差 | 24 | 18 | 3 | 6 | 0 | ▲2 | ▲2 | 2 | ▲1 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| 比率 | [6.8%] | (70.0%) | (10.7%) | (5.2%) | (0.0%) | (0.3%) | (0.3%) | (24.4%) | (15.0%) | (9.4%) | (0.0%) | (0.0%) | (0.0%) |
| うちアメリカ | 193 | 148 | 18 | 0 | 0 | 0 | 0 | 45 | 25 | 20 | 0 | 0 | 0 |
| 前年同期差 | 9 | 11 | 1 | 0 | 0 | ▲1 | ▲1 | ▲1 | ▲2 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 比率 | [4.3%] | (76.7%) | (9.3%) | (0.0%) | (0.0%) | (0.0%) | (0.0%) | (23.3%) | (13.0%) | (10.4%) | (0.0%) | (0.0%) | (0.0%) |
| うちイギリス | 26 | 19 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 | 6 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 前年同期差 | 0 | 1 | ▲1 | 0 | 0 | 0 | 0 | ▲1 | ▲1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 比率 | [0.6%] | (73.1%) | (0.0%) | (0.0%) | (0.0%) | (0.0%) | (0.0%) | (26.9%) | (23.1%) | (3.8%) | (0.0%) | (0.0%) | (0.0%) |
| その他 | 378 | 47 | 23 | 6 | 228 | 46 | 38 | 51 | 29 | 19 | 2 | 1 | 0 |
| 前年同期差 | ▲19 | 10 | 10 | ▲2 | ▲19 | ▲3 | 4 | ▲5 | ▲6 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 比率 | [8.4%] | (12.4%) | (6.1%) | (1.6%) | (60.3%) | (12.2%) | (10.1%) | (13.5%) | (7.7%) | (5.0%) | (0.5%) | (0.3%) | (0.0%) |

注1：【 】内は、外国人労働者数総数に対する当該国籍の者の比率。()内は、国籍別の外国人労働者総数に対する当該在留資格の外国人労働者数の比率を示す。

注2：「中国」は香港等を含んだ人数、「G7/8」はアメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、ロシアを指す。

注3：在留資格「特定活動」(②)は、ワーキング・ホリデー、外交官等に雇用される家事使用人等の合計。

(別表2) 公共職業安定所別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数

岩手労働局

平成30年10月末現在

単位：所、人、%

| | 事業所数 | | 外国人労働者数 | | 構成比 | |
|------|----------------|----|----------------|-----|-------|-------|
| | うち派遣・請負事業所[比率] | | うち派遣・請負労働者[比率] | | | |
| 労働局計 | 808 | 43 | 4,509 | 201 | 100.0 | 100.0 |
| 盛岡 | 275 | 18 | 1,615 | 55 | 34.0 | 35.8 |
| 釜石 | 51 | - | 312 | - | 6.3 | 6.9 |
| 宮古 | 41 | - | 220 | - | 5.1 | 4.9 |
| 花巻 | 54 | 2 | 152 | 19 | 6.7 | 3.4 |
| 一関 | 105 | 4 | 510 | 7 | 13.0 | 11.3 |
| 水沢 | 83 | 3 | 310 | 8 | 10.3 | 6.9 |
| 北上 | 57 | 14 | 362 | 88 | 7.1 | 8.0 |
| 大船渡 | 65 | - | 479 | - | 8.0 | 10.6 |
| 二戸 | 50 | - | 355 | - | 6.2 | 7.9 |
| 久慈 | 27 | 2 | 194 | 24 | 3.3 | 4.3 |

注1：「うち派遣・請負事業所[比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所の数及び各公共職業安定所の外国人雇用事業所総数(労働局計)に対する比率を示す。

注2：「うち派遣・請負労働者[比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び各公共職業安定所の外国人労働者総数(労働局計)に対する比率を示す。

注3：「構成比」欄は、事業所総数及び外国人労働者総数(労働局計)に対する、各公共職業安定所の事業所数及び外国人労働者数の比率を示す。

(別表3) 公共職業安定所別・在留資格別外国人労働者数

岩手労働局
単位：人、%

平成30年10月末現在

| | 全在留資格計 | ①専門的・技術的分野の在留資格 | | ②特定活動 (構成比) | ③技能実習 (構成比) | ④資格外活動 | | ⑤身分に基づく在留資格 | | | ⑥不明 (構成比) | | | |
|------|--------|-----------------|----------------|----------------|----------------|------------|------|-------------|-------|------------|--------------|------------|-------|-------|
| | | 計 (構成比) | うち技術・人文知識・国際業務 | | | 計 (構成比) | うち留学 | 計 (構成比) | うち永住者 | うち日本人の配偶者等 | | うち永住者の配偶者等 | うち永住者 | |
| 労働局計 | 4,509 | 458 (10.2) | 160 | 60 (1.3) | 2,803 (62.2) | 260 (5.8) | 229 | 927 (20.6) | 628 | 244 | 9 | 46 | 1 | (0.0) |
| 盛岡 | 1,615 | 312 (19.3) | 95 | 18 (1.1) | 751 (46.5) | 251 (15.5) | 224 | 283 (17.5) | 180 | 84 | 6 | 13 | - | (0.0) |
| 釜石 | 312 | 14 (4.5) | 9 | 18 (5.8) | 251 (80.4) | - (0.0) | - | 29 (9.3) | 19 | 8 | - | 2 | - | (0.0) |
| 宮古 | 220 | 13 (5.9) | 1 | - (0.0) | 198 (90.0) | - (0.0) | - | 9 (4.1) | 6 | 3 | - | - | - | (0.0) |
| 花巻 | 152 | 17 (11.2) | 7 | 1 (0.7) | 74 (48.7) | 6 (3.9) | 5 | 54 (35.5) | 26 | 24 | - | 4 | - | (0.0) |
| 一関 | 510 | 27 (5.3) | 19 | 13 (2.5) | 285 (55.9) | - (0.0) | - | 185 (36.3) | 137 | 41 | 1 | 6 | - | (0.0) |
| 水沢 | 310 | 32 (10.3) | 16 | 3 (1.0) | 189 (61.0) | 1 (0.3) | - | 84 (27.1) | 66 | 14 | 2 | 2 | 1 | (0.3) |
| 北上 | 362 | 11 (3.0) | 4 | 1 (0.3) | 224 (61.9) | 1 (0.3) | - | 125 (34.5) | 89 | 22 | - | 14 | - | (0.0) |
| 大船渡 | 479 | 12 (2.5) | 8 | - (0.0) | 407 (85.0) | 1 (0.2) | - | 59 (12.3) | 46 | 12 | - | 1 | - | (0.0) |
| 二戸 | 355 | 7 (2.0) | 1 | 6 (1.7) | 263 (74.1) | - (0.0) | - | 79 (22.3) | 46 | 32 | - | 1 | - | (0.0) |
| 久慈 | 194 | 13 (6.7) | - | - (0.0) | 161 (83.0) | - (0.0) | - | 20 (10.3) | 13 | 4 | - | 3 | - | (0.0) |

注1：() の数値は、各公共職業安定所の外国人労働者総数（全在留資格計）に対する在留資格別外国人労働者の比率を示す。
注2：在留資格「特定活動」(2) は、ワーキング・ホリデー、外交官等に雇用される家事使用人等の合計

(別表4) 産業別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数

岩手労働局

平成30年10月末現在

単位：所、人、%

| | 事業所数 | | | 構成比 | 外国人労働者数 | | | 構成比 |
|---------------------|------|-----------------|--------|-------|---------|-----------------|--------|-------|
| | | うち派遣・請負事業所 [比率] | | | | うち派遣・請負労働者 [比率] | | |
| 全産業計 | 808 | 43 | [5.3] | 100.0 | 4,509 | 201 | [4.5] | 100.0 |
| A 農業、林業 | 73 | 0 | [0.0] | 9.0 | 346 | 0 | [0.0] | 7.7 |
| うち 農業 | 73 | 0 | [0.0] | 9.0 | 346 | 0 | [0.0] | 7.7 |
| B 漁業 | 5 | 0 | [0.0] | 0.6 | 25 | 0 | [0.0] | 0.6 |
| C 鉱業、採石業、砂利採取業 | 1 | 0 | [0.0] | 0.1 | 1 | 0 | [0.0] | 0.0 |
| D 建設業 | 68 | 0 | [0.0] | 8.4 | 248 | 0 | [0.0] | 5.5 |
| E 製造業 | 297 | 8 | [2.7] | 36.8 | 2,687 | 73 | [2.7] | 59.6 |
| うち 食料品製造業 | 109 | 3 | [2.8] | 13.5 | 1,568 | 47 | [3.0] | 34.8 |
| うち 飲料・たばこ・飼料製造業 | 3 | 0 | [0.0] | 0.4 | 11 | 0 | [0.0] | 0.2 |
| うち 繊維工業 | 54 | 2 | [3.7] | 6.7 | 425 | 23 | [5.4] | 9.4 |
| うち 金属製品製造業 | 13 | 0 | [0.0] | 1.6 | 141 | 0 | [0.0] | 3.1 |
| うち 生産用機械器具製造業 | 10 | 0 | [0.0] | 1.2 | 67 | 0 | [0.0] | 1.5 |
| うち 電気機械器具製造業 | 26 | 1 | [3.8] | 3.2 | 87 | 1 | [1.1] | 1.9 |
| うち 輸送用機械器具製造業 | 13 | 0 | [0.0] | 1.6 | 106 | 0 | [0.0] | 2.4 |
| F 電気・ガス・熱供給・水道業 | 0 | 0 | [0.0] | 0.0 | 0 | 0 | [0.0] | 0.0 |
| G 情報通信業 | 7 | 1 | [14.3] | 0.9 | 9 | 1 | [11.1] | 0.2 |
| H 運輸業、郵便業 | 12 | 0 | [0.0] | 1.5 | 18 | 0 | [0.0] | 0.4 |
| I 卸売業、小売業 | 77 | 0 | [0.0] | 9.5 | 266 | 0 | [0.0] | 5.9 |
| J 金融業、保険業 | 2 | 0 | [0.0] | 0.2 | 5 | 0 | [0.0] | 0.1 |
| K 不動産業、物品賃貸業 | 5 | 0 | [0.0] | 0.6 | 8 | 0 | [0.0] | 0.2 |
| L 学術研究、専門・技術サービス業 | 14 | 2 | [14.3] | 1.7 | 25 | 3 | [12.0] | 0.6 |
| M 宿泊業、飲食サービス業 | 53 | 0 | [0.0] | 6.6 | 153 | 0 | [0.0] | 3.4 |
| うち 宿泊業 | 22 | 0 | [0.0] | 2.7 | 43 | 0 | [0.0] | 1.0 |
| うち 飲食店 | 30 | 0 | [0.0] | 3.7 | 109 | 0 | [0.0] | 2.4 |
| N 生活関連サービス業、娯楽業 | 18 | 0 | [0.0] | 2.2 | 33 | 0 | [0.0] | 0.7 |
| O 教育、学習支援業 | 35 | 3 | [8.6] | 4.3 | 328 | 6 | [1.8] | 7.3 |
| P 医療、福祉 | 47 | 0 | [0.0] | 5.8 | 71 | 0 | [0.0] | 1.6 |
| うち 医療業 | 14 | 0 | [0.0] | 1.7 | 22 | 0 | [0.0] | 0.5 |
| うち 社会保険・社会福祉・介護事業 | 33 | 0 | [0.0] | 4.1 | 49 | 0 | [0.0] | 1.1 |
| Q 複合サービス事業 | 8 | 0 | [0.0] | 1.0 | 9 | 0 | [0.0] | 0.2 |
| R サービス業（他に分類されないもの） | 58 | 28 | [48.3] | 7.2 | 174 | 112 | [64.4] | 3.9 |
| うち 自動車整備業 | 3 | 0 | [0.0] | 0.4 | 8 | 0 | [0.0] | 0.2 |
| うち 職業紹介・労働者派遣業 | 23 | 22 | [95.7] | 2.8 | 97 | 96 | [99.0] | 2.2 |
| うち その他の事業サービス業 | 16 | 6 | [37.5] | 2.0 | 37 | 16 | [43.2] | 0.8 |
| S 公務（他に分類されるものを除く） | 28 | 1 | [3.6] | 3.5 | 103 | 6 | [5.8] | 2.3 |
| T 分類不能の産業 | 0 | 0 | [0.0] | 0.0 | 0 | 0 | [0.0] | 0.0 |

注1：産業分類は、平成25年10月改訂の日本標準産業分類に対応している。

注2：「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所の数及び当該産業の事業所数に対する比率を示す。

注3：「うち派遣・請負労働者 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該産業の外国人労働者数に対する比率を示す。

注4：「構成比」欄は、事業所総数及び外国人労働者総数（全産業計）に対する、当該産業の事業所数及び外国人労働者数の比率を示す。また、各産業分類の構成比の数値は四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

(別表5) 公共職業安定所別・産業別外国人労働者数

岩手労働局

平成30年10月末現在

| | 全産業計 | | うち建設業 | | うち製造業 | | うち情報通信業 | | うち卸売業、小売業 | | うち宿泊業、飲食サービス業 | | うち教育、学習支援業 | | うち医療、福祉 | | うちサービス業 (他に分類されな いもの) | |
|------|-------|------|-------|------|-------|-----|---------|------|-----------|-----|---------------|------|------------|-----|---------|------|-----------------------------|-----|
| | 人数 | 構成比 | 人数 | 構成比 | 人数 | 構成比 | 人数 | 構成比 | 人数 | 構成比 | 人数 | 構成比 | 人数 | 構成比 | 人数 | 構成比 | 人数 | 構成比 |
| 労働局計 | 4,509 | 5.5 | 2,48 | 59.6 | 9 | 0.2 | 266 | 5.9 | 153 | 3.4 | 328 | 7.3 | 71 | 1.6 | 174 | 3.9 | | |
| 盛岡 | 1,615 | 5.5 | 89 | 37.0 | 8 | 0.5 | 174 | 10.8 | 97 | 6.0 | 306 | 18.9 | 25 | 1.5 | 70 | 4.3 | | |
| 釜石 | 312 | 10.6 | 33 | 76.0 | - | 0.0 | 7 | 2.2 | 12 | 3.8 | 1 | 0.3 | 2 | 0.6 | 3 | 1.0 | | |
| 宮古 | 220 | 5.9 | 13 | 58.2 | - | 0.0 | 5 | 2.3 | 2 | 0.9 | - | 0.0 | 2 | 0.9 | - | 0.0 | | |
| 花巻 | 152 | 9.2 | 14 | 55.3 | - | 0.0 | 7 | 4.6 | 12 | 7.9 | 9 | 5.9 | 4 | 2.6 | 15 | 9.9 | | |
| 一関 | 510 | 6.7 | 34 | 76.7 | - | 0.0 | 18 | 3.5 | 11 | 2.2 | 8 | 1.6 | 13 | 2.5 | 12 | 2.4 | | |
| 水沢 | 310 | 7.1 | 22 | 73.2 | - | 0.0 | 7 | 2.3 | 2 | 0.6 | 1 | 0.3 | 8 | 2.6 | 12 | 3.9 | | |
| 北上 | 362 | 1.1 | 4 | 75.4 | 1 | 0.3 | 2 | 0.6 | 6 | 1.7 | 2 | 0.6 | 3 | 0.8 | 46 | 12.7 | | |
| 大船渡 | 479 | 3.8 | 18 | 77.2 | - | 0.0 | 45 | 9.4 | 11 | 2.3 | 1 | 0.2 | 7 | 1.5 | 15 | 3.1 | | |
| 二戸 | 355 | 4.2 | 15 | 64.8 | - | 0.0 | - | 0.0 | - | 0.0 | - | 0.0 | 7 | 2.0 | 1 | 0.3 | | |
| 久慈 | 194 | 3.1 | 6 | 77.3 | - | 0.0 | 1 | 0.5 | - | 0.0 | - | 0.0 | - | 0.0 | - | 0.0 | | |

注1：産業分類は、平成25年10月改訂の日本標準産業分類に対応している。

注2：「構成比」欄は、各公共職業安定所別の外国人労働者総数（全産業計）に対する当該産業の外国人労働者の比率を示す。

(別表6) 在留資格別・産業別外国人労働者数

岩手労働局

平成30年10月末現在

単位：人、%

| | 全産業計 | | うち建設業 | | うち製造業 | | うち情報通信業 | | うち卸売業、 小売業 | | うち宿泊業、 飲食サービス業 | | うち教育、 学習支援業 | | うち医療、福祉 | | うちサービス業 (他に分類されな いもの) | |
|---------------------|-------|------|-------|------|-------|------|---------|-----|---------------|------|-------------------|------|----------------|------|---------|------|-----------------------------|------|
| | 人数 | 構成比 | 人数 | 構成比 | 人数 | 構成比 | 人数 | 構成比 | 人数 | 構成比 | 人数 | 構成比 | 人数 | 構成比 | 人数 | 構成比 | 人数 | 構成比 |
| 総数 | 4,509 | 5.5 | 248 | 5.5 | 2,687 | 59.6 | 9 | 0.2 | 266 | 5.9 | 153 | 3.4 | 328 | 7.3 | 71 | 1.6 | 174 | 3.9 |
| ①専門的・技術的分野 の在留資格 | 458 | 4.8 | 22 | 4.8 | 83 | 18.1 | 6 | 1.3 | 16 | 3.5 | 17 | 3.7 | 180 | 39.3 | 7 | 1.5 | 3 | 0.7 |
| うち技術・人文 知識・国際業務 | 160 | 8.8 | 14 | 8.8 | 41 | 25.6 | 6 | 3.8 | 12 | 7.5 | 8 | 5.0 | 18 | 11.3 | 6 | 3.8 | 2 | 1.3 |
| ②特定活動 | 60 | 15.0 | 9 | 15.0 | 24 | 40.0 | 1 | 1.7 | 1 | 1.7 | 3 | 5.0 | 1 | 1.7 | 10 | 16.7 | 4 | 6.7 |
| ③技能実習 | 2,803 | 7.1 | 199 | 7.1 | 2,120 | 75.6 | - | 0.0 | 72 | 2.6 | 10 | 0.4 | - | 0.0 | 3 | 0.1 | 41 | 1.5 |
| ④資格外活動 | 260 | 0.4 | 1 | 0.4 | 5 | 1.9 | - | 0.0 | 90 | 34.6 | 65 | 25.0 | 59 | 22.7 | 1 | 0.4 | 32 | 12.3 |
| うち留学 | 229 | 0.0 | - | 0.0 | 1 | 0.4 | - | 0.0 | 86 | 37.6 | 56 | 24.5 | 56 | 24.5 | - | 0.0 | 28 | 12.2 |
| ⑤身分に基づく在留資 格 | 927 | 1.8 | 17 | 1.8 | 455 | 49.1 | 2 | 0.2 | 87 | 9.4 | 58 | 6.3 | 88 | 9.5 | 50 | 5.4 | 94 | 10.1 |
| うち永住者 | 628 | 1.3 | 8 | 1.3 | 300 | 47.8 | 1 | 0.2 | 65 | 10.4 | 37 | 5.9 | 60 | 9.6 | 41 | 6.5 | 65 | 10.4 |
| うち日本人の配 偶者等 | 244 | 2.0 | 5 | 2.0 | 129 | 52.9 | 1 | 0.4 | 16 | 6.6 | 15 | 6.1 | 24 | 9.8 | 7 | 2.9 | 26 | 10.7 |
| うち永住者の配 偶者等 | 9 | 0.0 | - | 0.0 | 1 | 11.1 | - | 0.0 | 3 | 33.3 | - | 0.0 | 3 | 33.3 | - | 0.0 | - | 0.0 |
| うち定住者 | 46 | 8.7 | 4 | 8.7 | 25 | 54.3 | - | 0.0 | 3 | 6.5 | 6 | 13.0 | 1 | 2.2 | 2 | 4.3 | 3 | 6.5 |
| ⑥不明 | 1 | 0.0 | - | 0.0 | - | 0.0 | - | 0.0 | - | 0.0 | - | 0.0 | - | 0.0 | - | 0.0 | - | 0.0 |

注1：産業分類は、平成25年10月改訂の日本標準産業分類に対応している。

注2：「構成比」欄は、在留資格別の外国人労働者総数（全産業計）に対する各産業別外国人労働者の比率を示す。

(別表7) 国籍別・産業別外国人労働者数

岩手労働局

平成30年10月末現在

単位：人、%

| | 全産業計 | | うち建設業 | | うち製造業 | | うち情報通信業 | | うち卸売業、小売業 | | うち宿泊業、飲食サービス業 | | うち教育、学習支援業 | | うち医療、福祉 | | うちサービス業(他に分類されないもの) | | |
|----------------------------|---------|-----|-------|-----|-------|-------|---------|-----|-----------|-----|---------------|-----|------------|-----|---------|-----|---------------------|-----|------|
| | うち派遣・請負 | 構成比 | 人数 | 構成比 | 人数 | 構成比 | 人数 | 構成比 | 人数 | 構成比 | 人数 | 構成比 | 人数 | 構成比 | 人数 | 構成比 | 人数 | 構成比 | |
| 総数 | 4,509 | 201 | 4.5 | 248 | 5.5 | 2,687 | 59.6 | 9 | 0.2 | 266 | 5.9 | 153 | 3.4 | 328 | 7.3 | 71 | 1.6 | 174 | 3.9 |
| 中国 | 1,293 | 46 | 3.6 | 36 | 2.8 | 931 | 72.0 | 6 | 0.5 | 68 | 5.3 | 42 | 3.2 | 51 | 3.9 | 15 | 1.2 | 55 | 4.3 |
| 韓国 | 83 | 1 | 1.2 | 2 | 2.4 | 19 | 22.9 | - | 0.0 | 11 | 13.3 | 15 | 18.1 | 13 | 15.7 | 8 | 9.6 | 1 | 1.2 |
| フィリピン | 857 | 50 | 5.8 | 35 | 4.1 | 455 | 53.1 | - | 0.0 | 44 | 5.1 | 26 | 3.0 | 14 | 1.6 | 25 | 2.9 | 53 | 6.2 |
| ベトナム | 1,330 | 63 | 4.7 | 126 | 9.5 | 937 | 70.5 | 1 | 0.1 | 72 | 5.4 | 41 | 3.1 | 2 | 0.2 | 4 | 0.3 | 27 | 2.0 |
| ネパール | 54 | 21 | 38.9 | - | 0.0 | 1 | 1.9 | - | 0.0 | 17 | 31.5 | 7 | 13.0 | - | 0.0 | 1 | 1.9 | 21 | 38.9 |
| インドネシア | 187 | - | 0.0 | 24 | 12.8 | 117 | 62.6 | - | 0.0 | 12 | 6.4 | 3 | 1.6 | 1 | 0.5 | 4 | 2.1 | - | 0.0 |
| ブラジル | 17 | 1 | 5.9 | 2 | 11.8 | 8 | 47.1 | - | 0.0 | - | 0.0 | 3 | 17.6 | 1 | 5.9 | - | 0.0 | 2 | 11.8 |
| ペルー | 3 | - | 0.0 | - | 0.0 | 1 | 33.3 | - | 0.0 | 1 | 33.3 | - | 0.0 | - | 0.0 | - | 0.0 | 1 | 33.3 |
| G/7/8+オーストラリア+ ニュージーランド | 307 | 12 | 3.9 | 4 | 1.3 | 14 | 4.6 | - | 0.0 | 3 | 1.0 | 4 | 1.3 | 191 | 62.2 | 3 | 1.0 | 6 | 2.0 |
| うちアメリカ | 193 | 6 | 3.1 | 2 | 1.0 | 1 | 0.5 | - | 0.0 | 3 | 1.6 | 1 | 0.5 | 121 | 62.7 | 1 | 0.5 | 2 | 1.0 |
| うちイギリス | 26 | 2 | 7.7 | - | 0.0 | - | 0.0 | - | 0.0 | - | 0.0 | - | 0.0 | 24 | 92.3 | - | 0.0 | 1 | 3.8 |
| その他 | 378 | 7 | 1.9 | 19 | 5.0 | 204 | 54.0 | 2 | 0.5 | 38 | 10.1 | 12 | 3.2 | 55 | 14.6 | 11 | 2.9 | 8 | 2.1 |

注1：産業分類は、平成25年10月改訂の日本標準産業分類に対応している。
 注2：全産業計の「構成比」欄は、国籍別の外国人労働者総数（全産業計）に対する派遣・請負の外国人労働者数の比率を示す。
 注3：産業別の「構成比」欄は、国籍別の外国人労働者総数（全産業計）に対する当該産業の外国人労働者数の比率を示す。
 注4：「中国」は香港等を含んだ人数、「G7/8」はアメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、ロシアを指す。

(別表8) 事業所規模別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数

岩手労働局

平成30年10月末現在

単位： 所、人、%

| 事業所労働者数 | 事業所数 | | 外国人労働者数 | | 一事業所あたりの外国人労働者数 | |
|----------|--------------------|-------|--------------------|-------|-----------------|-------|
| | うち派遣・請負事業所 [比率] | 構成比 | うち派遣・請負事業所 [比率] | 構成比 | うち派遣・請負 労働者 | 構成比 |
| 全事業所規模計 | 808 | 100.0 | 4,509 | 100.0 | 5.6 | 4.7 |
| 30人未満 | 345 | 42.7 | 1,193 | 26.5 | 3.5 | 3.9 |
| 30～99人 | 267 | 33.0 | 1,195 | 26.5 | 4.5 | 4.8 |
| 100～499人 | 154 | 19.1 | 1,605 | 35.6 | 10.4 | 5.0 |
| 500人以上 | 35 | 4.3 | 448 | 9.9 | 12.8 | 4.3 |
| 不明 | 7 | 0.9 | 68 | 1.5 | 9.7 | (0.0) |

注1： 「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所の数及び当該事業所規模の事業所数に対する比率を示す。

注2： 「うち派遣・請負労働者 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている外国人労働者数及び当該事業所規模の外国人労働者数に対する比率を示す。

注3： 「一事業所あたりの外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負労働者」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている一事業所あたりの外国人労働者数を示す。

注4： 「構成比」欄は、事業所総数及び外国人労働者総数（全事業所規模計）に対する、当該事業所規模の事業所数及び外国人労働者数の比率を示す。

(参考表 1) 公共職業安定所別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の前年比較

岩手労働局

平成30年10月末現在

単位： 所、人、%

| | 事業所数 | | | | 外国人労働者数 | | | |
|------|----------|----------|------|--------|----------|----------|------|--------|
| | 平成29年10月 | 平成30年10月 | 差引増減 | 対前年同期比 | 平成29年10月 | 平成30年10月 | 差引増減 | 対前年同期比 |
| 労働局計 | 733 | 808 | 75 | 10.2 | 3,999 | 4,509 | 510 | 12.8 |
| 盛岡 | 260 | 275 | 15 | 5.8 | 1,368 | 1,615 | 247 | 18.1 |
| 釜石 | 42 | 51 | 9 | 21.4 | 243 | 312 | 69 | 28.4 |
| 宮古 | 34 | 41 | 7 | 20.6 | 211 | 220 | 9 | 4.3 |
| 花巻 | 37 | 54 | 17 | 45.9 | 105 | 152 | 47 | 44.8 |
| 一関 | 92 | 105 | 13 | 14.1 | 481 | 510 | 29 | 6.0 |
| 水沢 | 79 | 83 | 4 | 5.1 | 310 | 310 | 0 | 0.0 |
| 北上 | 57 | 57 | 0 | 0.0 | 311 | 362 | 51 | 16.4 |
| 大船渡 | 62 | 65 | 3 | 4.8 | 463 | 479 | 16 | 3.5 |
| 二戸 | 45 | 50 | 5 | 11.1 | 311 | 355 | 44 | 14.1 |
| 久慈 | 25 | 27 | 2 | 8.0 | 196 | 194 | ▲ 2 | ▲ 1.0 |

(参考表2) 外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の推移

各年10月末現在

単位：所、人、%

| | 事業所数 | 対前年増減比 | 外国人労働者数 | | 対前年増減比 | |
|-------|------|--------|---------|-------|--------|------|
| | | | 男性 | 女性 | | |
| 平成28年 | 664 | 16.1 | 3,418 | 1,191 | 2,227 | 21.1 |
| 平成29年 | 733 | 10.4 | 3,999 | 1,346 | 2,653 | 17.0 |
| 平成30年 | 808 | 10.2 | 4,509 | 1,579 | 2,930 | 12.8 |

事業所

| | 平成28年 | | 平成29年 | | 平成30年 | | 対前年増減比 | 派遣・請負 | |
|--------|-------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|--------|-------|------|
| | 派遣・請負 | 派遣・請負 | 派遣・請負 | 派遣・請負 | | | | | |
| 事業所総数 | 664 (5.1) | 34 | 733 (5.5) | 13 | 808 (5.6) | 43 | 10.2 | 230.8 | |
| 産業別 | 建設業 | 44 (3.6) | 0 | 49 (4.0) | 0 | 68 (3.6) | 0 | 38.8 | -- |
| | 製造業 | 263 (7.8) | 6 | 276 (8.7) | 6 | 297 (9.0) | 8 | 7.6 | 33.3 |
| | 情報通信業 | 6 (2.7) | 1 | 9 (2.1) | 1 | 7 (1.3) | 1 | ▲22.2 | 0.0 |
| | 卸売業、小売業 | 53 (3.8) | 0 | 66 (3.5) | 0 | 77 (3.5) | 0 | 16.7 | -- |
| | 宿泊業、飲食サービス業 | 50 (2.5) | 0 | 61 (2.5) | 0 | 53 (2.9) | 0 | ▲13.1 | -- |
| | 教育、学習支援業 | 35 (9.3) | 3 | 32 (10.2) | 3 | 35 (9.4) | 3 | 9.4 | 0.0 |
| | 医療・福祉 | 35 (1.3) | 0 | 43 (1.4) | 0 | 47 (1.5) | 0 | 9.3 | -- |
| | サービス業（他に分類されないもの） | 49 (2.3) | 21 | 54 (2.6) | 0 | 58 (1.5) | 28 | 7.4 | -- |
| | その他 | 129 (3.0) | 3 | 143 (2.6) | 3 | 166 (3.5) | 3 | 16.1 | 0.0 |
| 事業所規模別 | 30人未満 | 276 (3.2) | 5 | 308 (3.4) | 6 | 345 (3.5) | 7 | 12.0 | 16.7 |
| | 30～99人 | 220 (4.4) | 14 | 242 (4.5) | 16 | 267 (4.5) | 19 | 10.3 | 18.8 |
| | 100～499人 | 133 (9.0) | 12 | 146 (9.6) | 12 | 154 (10.4) | 14 | 5.5 | 16.7 |
| | 500人以上 | 27 (12.5) | 3 | 29 (13.3) | 3 | 35 (12.8) | 3 | 20.7 | 0.0 |
| | 不明 | 8 (4.4) | 0 | 8 (6.9) | 0 | 7 (9.7) | 0 | ▲12.5 | -- |

注1：（ ）内の数値は、一事業所あたりの平均外国人労働者数を示す。

注2：「派遣・請負」欄は、各年10月末現在における事業所のうち労働者派遣・請負事業を行っている事業所の数を示す。

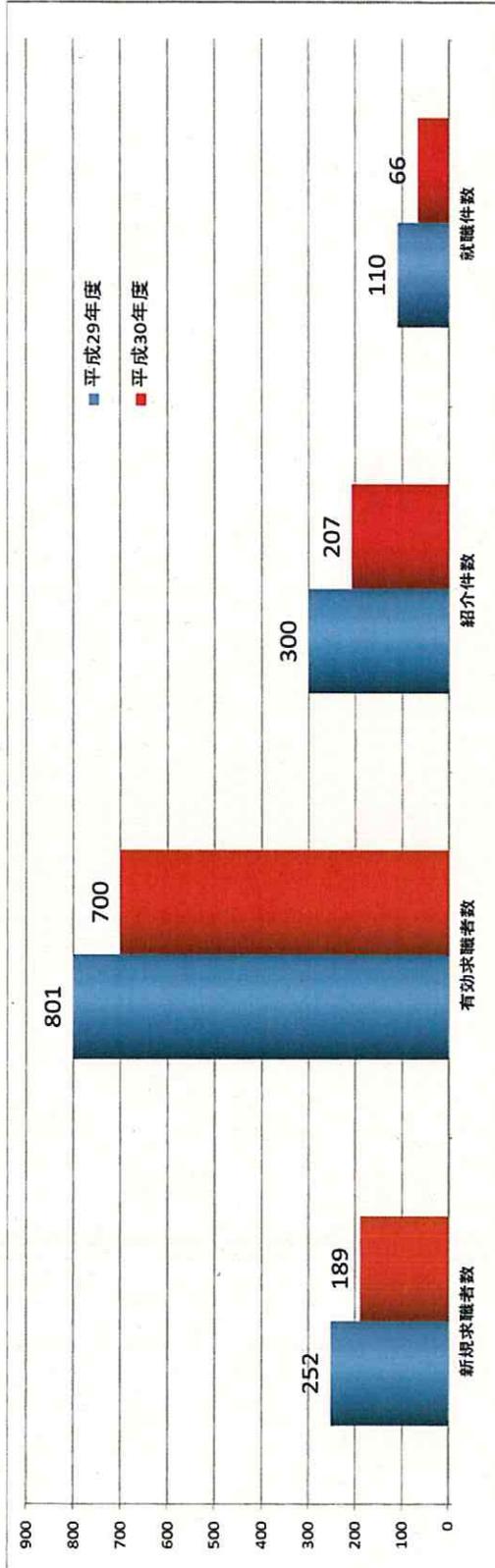
注3：本表の産業別のデータは、日本標準産業分類（平成25年10月改訂）に対応している。

外国人労働者

| | 平成28年 | | 平成29年 | | 平成30年 | | 対前年増減比 | 派遣・請負 | |
|----------|-----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|
| | 派遣・請負 | 派遣・請負 | 派遣・請負 | 派遣・請負 | | | | | |
| 外国人労働者総数 | 3,418 | 128 | 3,999 | 146 | 4,509 | 201 | 12.8 | 37.7 | |
| 在留資格別 | 専門的・技術的分野の在留資格 | 351 | 11 | 404 | 13 | 458 | 13 | 13.4 | 0.0 |
| | うち技術・人文知識・国際業務 | 114 | 4 | 137 | 4 | 160 | 4 | 16.8 | 0.0 |
| | 特定活動 | 31 | 1 | 48 | 1 | 60 | 1 | 25.0 | 0.0 |
| | 技能実習 | 1,982 | 46 | 2,431 | 51 | 2,803 | 71 | 15.3 | 39.2 |
| | 資格外活動 | 257 | 2 | 262 | 11 | 260 | 28 | ▲0.8 | 154.5 |
| | 身分に基づく在留資格 | 797 | 68 | 854 | 70 | 927 | 88 | 8.5 | 25.7 |
| | うち永住者 | 543 | 47 | 590 | 48 | 628 | 52 | 6.4 | 8.3 |
| | うち日本人の配偶者等 | 211 | 18 | 224 | 20 | 244 | 25 | 8.9 | 25.0 |
| | うち定住者 | 30 | 2 | 30 | 2 | 46 | 11 | 53.3 | 450.0 |
| | 不明 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | -- | -- |
| 国籍別 | 中国 | 1,341 | 37 | 1,339 | 35 | 1,293 | 46 | ▲3.4 | 31.4 |
| | 韓国 | 70 | 0 | 76 | 0 | 83 | 1 | 9.2 | -- |
| | フィリピン | 595 | 36 | 763 | 39 | 857 | 50 | 12.3 | 28.2 |
| | ベトナム | 766 | 38 | 1,094 | 43 | 1,330 | 63 | 21.6 | 46.5 |
| | ネパール | 36 | 2 | 31 | 7 | 54 | 21 | 74.2 | 200.0 |
| | インドネシア | 152 | 0 | 144 | 0 | 187 | 0 | 29.9 | -- |
| | ブラジル | 13 | 1 | 14 | 1 | 17 | 1 | 21.4 | 0.0 |
| | ペルー | 2 | 0 | 2 | 0 | 3 | 0 | 50.0 | -- |
| | G7/8+オーストラリア+ニュージーランド | 243 | 11 | 283 | 12 | 307 | 12 | 8.5 | 0.0 |
| | うちアメリカ | 171 | 7 | 184 | 7 | 193 | 6 | 4.9 | ▲14.3 |
| | うちイギリス | 23 | 2 | 26 | 0 | 26 | 2 | 0.0 | -- |
| その他 | 155 | 4 | 171 | 10 | 378 | 7 | 121.1 | ▲30.0 | |

注1：「派遣・請負」欄は、各年10月末現在における外国人労働者のうち労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数を示す。

注2：「中国」は香港等を含んだ人数、「G7/8」はアメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、ロシアを指す。



◆ 岩手県内のハローワークに求職登録している外国人は、H29年度は801人、H30年度は700人と101人減少している。

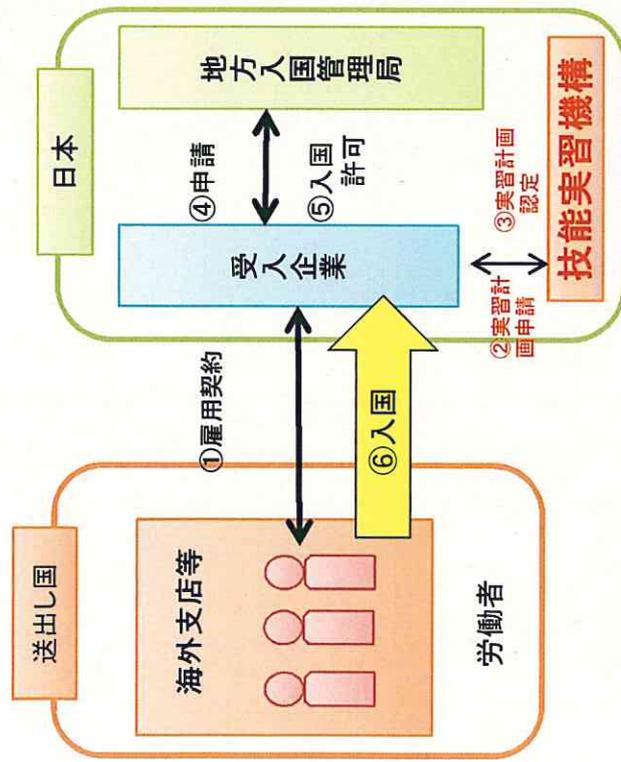
◆ 在留資格別では、H29年度及びH30年度において、就労に制限のない身分に基づき在留等(永住者、日本人の配偶者等)が多い。

| H29年度 | 新規求職者 | 有効求職者 | 紹介件数 | 就職件数 | H30年度 | 新規求職者 | 有効求職者 | 紹介件数 | 就職件数 |
|-------------------------|-------|-------|------|------|-------------------------|-------|-------|------|------|
| 専門的・技術的分野 | 11 | 41 | 7 | 1 | 専門的・技術的分野 | 8 | 43 | 5 | 1 |
| 留学生(卒業後の就職希望者)等 | 11 | 35 | 8 | 1 | 留学生(卒業後の就職希望者)等 | 9 | 43 | 16 | 3 |
| 身分に基づき在留等(永住者、日本人の配偶者等) | 230 | 725 | 285 | 108 | 身分に基づき在留等(永住者、日本人の配偶者等) | 172 | 614 | 186 | 62 |
| 合計 | 252 | 801 | 300 | 110 | 合計 | 189 | 700 | 207 | 66 |

○技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間(最長5年間)に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度であり(平成5年に制度創設)、技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されております。
 ○受入れの方法には「企業単独型」と「団体監理型」の二つがあり、約97%が団体監理型。

【企業単独型】

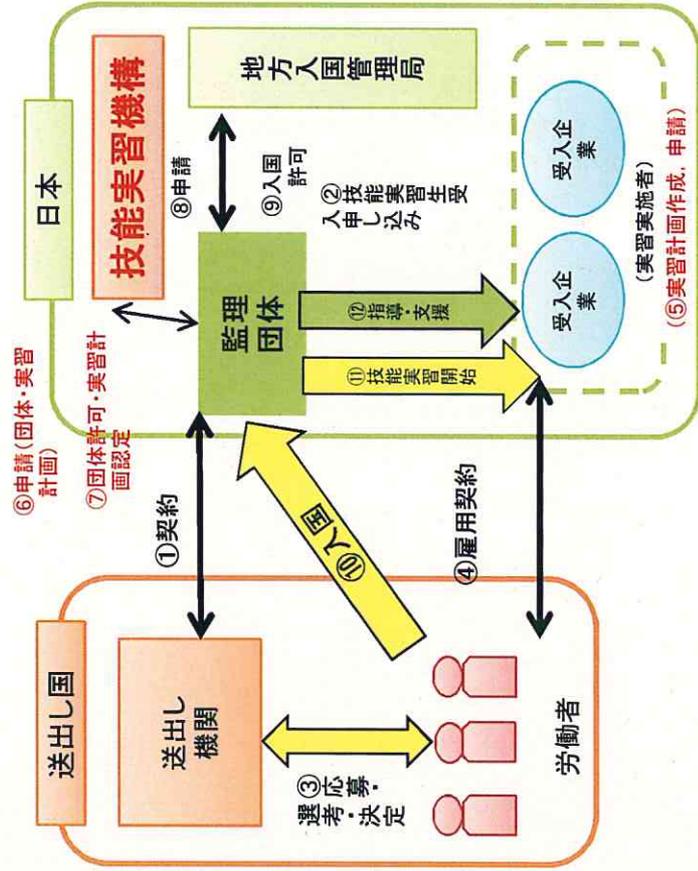
日本の企業等が海外の現地法人、合弁企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



【団体監理型】

非営利の監理団体(事業協同組合、商工会等)が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等で技能実習を実施

※機構による調査を経て、主務大臣が団体を許可



岩手県の監理団体一覧（一般監理事業）（平成31年3月29日現在）

| 項目 | 監理団体名 | 住所 | 電話番号 | 許可日 | 許可期限 | 受入れ国 *国コード（別シート参照） | 2号移行対象職種 *職種コード（別シート参照） | 介護職種の有無 |
|----|----------------|------------------------------|------------|------------|------------|-----------------------|--|---------|
| 37 | 岩手国際経済技術協同組合 | 岩手県花巻市材木町12-18 | 0198213141 | 2019/2/1 | 2024/1/31 | CHN, VNM, KHM | 3-6, 3-8, 3-12, 3-13, 3-16, 5-6, 6-10, 7-6, 7-7, 7-8, 1-1, 1-2, 3-3, 3-6, 3-7, 3-8, 3-12, 3-15, 3-17, 3-21, 4-2, 4-3, 4-4, 4-5, 4-7, 4-8, 5-6, 5-7, 5-8, 5-12, 6-4, 6-12, 6-13, 7-4, 7-6, 7-7, | |
| 38 | 協同組合アジア交流会 | 岩手県盛岡市大涌3-10-46 トーカン第二開演棟801 | 0196134882 | 2018/1/9 | 2023/1/8 | CHN, VNM, MNG | 4, 7-6, 7-7, | |
| 39 | 協同組合パレルカポート | 岩手県一関市枝柱字袋田42-2 | 0191244214 | 2017/12/20 | 2022/12/19 | CHN, PHL | 5-6, | |
| 40 | 協同組合大船渡水産加工 | 岩手県大船渡市大船渡町字永沢19-3 | 0192475041 | 2017/11/1 | 2022/10/31 | CHN, VNM | 4-4, | |
| 41 | 協同組合シーテック | 岩手県釜石市大平町4-1-27 | 0193220303 | 2018/3/30 | 2023/3/29 | VNM | 4-3, 4-4, | |
| 42 | 協同組合日本財務振興センター | 岩手県大船渡市盛町字町6-8 | 0192278808 | 2018/1/31 | 2023/1/30 | CHN, VNM, IDN | 4-2, 4-4, 4-7, 4-9, 7-13, | ○ |
| 43 | 協同組合南三陸企業連合 | 岩手県大船渡市盛町字どどり町6-6 | 0192270175 | 2017/12/20 | 2022/12/19 | CHN, VNM, MMR | 1-1, 1-2, 4-3, 4-4, 4-9, 5-6, | |
| 44 | 東北アグリメンツ協同組合 | 岩手県一関市赤坂字桜町77-1 B館2F | 0191483081 | 2019/3/29 | 2024/3/28 | VNM, PHL | 1-1, 1-2, 4-4, 4-6, 5-6, 5-7, 5-11, 5-13, 6-13, | |
| 45 | 東北産業振興協同組合 | 岩手県大船渡町字地ノ森47-11 | 0192212002 | 2018/1/9 | 2023/1/8 | CHN, VNM, PHL | 1-1, 1-2, 3-4, 3-5, 3-6, 3-7, 3-8, 3-11, 4-2, 4-3, 4-4, 4-8, 4-9, 5-6, 5-7, 5-12, 6-4, 6-7, 6-8, 6-12, 6-13, 6-15, 7-4, 7-5, 7-6, 7-7, | |
| 46 | 東日本情報支援協同組合 | 岩手県大船渡市大涌渡町字山馬越128-1 | 0192265448 | 2018/9/28 | 2023/9/27 | PHL, VNM | 1-2, 3-8, 4-4, 7-4, 7-6, 7-11, | |
| 47 | めんこい協同組合 | 岩手県盛岡市中央通1-9-11 | 0196569681 | 2017/11/1 | 2022/10/31 | CHN, VNM, PHL | 4-1, 4-2, 4-3, 4-6, 4-9, | |

● 技能実習2号移行対象職種コード

| コード | 職種 |
|------|------------|
| 1-1 | 耕種農業 |
| 1-2 | 畜産農業 |
| 2-1 | 漁業 |
| 2-2 | 養蚕業 |
| 3-1 | 水栓 |
| 3-2 | 建築放金 |
| 3-3 | 冷凍空気調和機器施工 |
| 3-4 | 建築製作 |
| 3-5 | 建築大工 |
| 3-6 | 型枠施工 |
| 3-7 | 鉄筋施工 |
| 3-8 | 土留 |
| 3-9 | 石材施工 |
| 3-10 | ケトル窯り |
| 3-11 | ガラス吹き |
| 3-12 | 左官 |

● 国コード

| コード | 国名 |
|-----|---------|
| BGD | バングラデシュ |
| BTN | ブータン |
| CHN | 中国 |
| IDN | インドネシア |
| IND | インド |
| KGZ | キルギス |
| KHM | カンボジア |
| LAO | ラオス |
| LKA | スリランカ |
| MMR | ミャンマー |
| MNG | モンゴル |
| MYS | マレーシア |
| NPL | ネパール |
| PAK | パキスタン |
| PER | ペルー |
| PHL | フィリピン |

| コード | 職種 |
|------|---------------|
| 6-15 | プリント配線製造 |
| 7-1 | 乗具製作 |
| 7-2 | 印刷 |
| 7-3 | 製本 |
| 7-4 | プラスチック成形 |
| 7-5 | 強化プラスチック成形 |
| 7-6 | 塗装 |
| 7-7 | 溶接 |
| 7-8 | 工業包装 |
| 7-9 | 機器・段ボール箱製造 |
| 7-10 | 陶磁器工業製品製造 |
| 7-11 | 自動車整備 |
| 7-12 | ビルクリーニング |
| 7-13 | 介護 |
| 7-14 | リネンサプライ |
| 99-1 | 空港グラウンドハンドリング |

| コード | 職種 |
|------|--------------|
| 5-12 | 布帛縫製 |
| 5-13 | 服飾ソーティング |
| 6-1 | 鋳造 |
| 6-2 | 鍛造 |
| 6-3 | ダイカスト |
| 6-4 | 機械加工 |
| 6-5 | 金属プレス加工 |
| 6-6 | 鉄工 |
| 6-7 | 工場板金 |
| 6-8 | めっき |
| 6-9 | アルミニウム陽極酸化処理 |
| 6-10 | 仕上げ |
| 6-11 | 機械検査 |
| 6-12 | 機械保全 |
| 6-13 | 電子機器組立て |
| 6-14 | 電気機器組立て |

| コード | 職種 |
|------|----------------|
| 4-7 | ハルソーセージ・ベーコン製造 |
| 4-8 | パン製造 |
| 4-9 | そば製造業 |
| 4-10 | 農産物調製製造業 |
| 4-11 | 医療・福祉施設給食製造業 |
| 5-1 | 粉砕運転 |
| 5-2 | 織布運転 |
| 5-3 | 染色 |
| 5-4 | 二外製品製造 |
| 5-5 | 圧延・鋳造の生地製造 |
| 5-6 | 婦人子供服製造 |
| 5-7 | 紳士服製造 |
| 5-8 | 下着製造 |
| 5-9 | 寝具製作 |
| 5-10 | カーペット製造 |
| 5-11 | 織物製品製造 |

| コード | 職種 |
|------|---------------|
| 3-13 | 配管 |
| 3-14 | 熱熱処理 |
| 3-15 | 内装仕上げ施工 |
| 3-16 | リッパ施工 |
| 3-17 | 防水施工 |
| 3-18 | コンクリート打設施工 |
| 3-19 | ケトルポイント施工 |
| 3-20 | 表装 |
| 3-21 | 建設機械施工 |
| 3-22 | 築炉 |
| 4-1 | 詰詰巻締 |
| 4-2 | 食品処理加工業 |
| 4-3 | 加熱性水産加工食品製造業 |
| 4-4 | 非加熱性水産加工食品製造業 |
| 4-5 | 水産練り食品製造 |
| 4-6 | 生鮮食肉処理加工業 |

岩手県の監理団体一覧 (特定監理事業) (平成31年3月29日現在)

| No. | 監理団体名 | 住所 | 電話番号 | 許可日 | 許可期限 | 受入れ国 *国別コード (別シート参照) | 2号移行対象職種 *職種コード (別シート参照) | 介護職種の有無 |
|-----|-------------------|------------------------|------------|-----------|------------|-------------------------|---|---------|
| 60 | 青葉協同組合 | 岩手県宮古市向阿2-34 | 0193711654 | 2018/1/9 | 2021/1/8 | MMR, VNM, IDN | 3-1, 3-2, 3-3, 3-4, 3-5, 3-6, 3-7, 3-8, 3-9, 3-10, 3-11, 3-12, 3-13, 3-14, 3-15, 3-16, 3-17, 3-18, 3-19, 3-20, 3-21, 3-22, 4-9, 6-1, 6-2, 6-3, 6-4, 6-5, 6-6, 6-7, 6-8, 6-9, 6-10, 6-11, 6-12, 6-13, 6-14, 6-15, 7-7, 7-13, | ○ |
| 61 | 岩手江利農業協同組合 | 岩手県奥州市江刺区岩谷堂字区町362-1 | 0197350211 | 2018/1/22 | 2021/1/21 | PHL | 1-1, | |
| 62 | 岩手県人材能力開発協同組合 | 岩手県盛岡市開通橋通り3-41 ダビチンビル | 0196542320 | 2017/11/1 | 2020/10/31 | VNM, PHL, CHN | 3-21, 4-8, 4-9, 7-13, | ○ |
| 63 | 岩手ソーシャルネットワーク協同組合 | 岩手県滝沢市大釜風林3-24 | 0196136238 | 2018/11/9 | 2021/11/8 | MNG | 1-1, 3-12, 3-17, 7-13 | ○ |
| 64 | 協同組合ありね | 岩手県紫波郡紫波町東長崎字米田28-5 | 0196819316 | 2018/1/22 | 2021/1/21 | CHN, VNM | 4-3, 4-4, 4-5, 4-9, 5-6, 5-7, 5-12, 7-6, 7-7, | |
| 65 | 国際情報ビジネス協同組合 | 岩手県盛岡市大沢川原3-4-1 | 0196226357 | 2018/1/31 | 2021/1/30 | VNM | 1-1, 1-2, 7-11, 7-12, 7-13, | ○ |
| 66 | 職業訓練法人北日本人材育成協会 | 岩手県盛岡市仙北2-23-24 | 0196358839 | 2018/2/15 | 2021/2/14 | MNG | 7-13, | ○ |
| 67 | ヒトタ協同組合 | 岩手県奥州市水沢区羽田町殿前2-87 | 0197228655 | 2018/8/31 | 2021/8/30 | VNM, PHL | 4-9, 7-12, 7-13, | ○ |
| 68 | 緑里海業協同組合 | 岩手県大船渡市三陸町糠手字中曾根66 | 0192422151 | 2018/3/30 | 2021/3/29 | IDN | 2-1, 2-2, | |

● 技能実習 2号移行対象職種コード

| コード | 職種 |
|------|------------|
| 1-1 | 耕種農業 |
| 1-2 | 畜産農業 |
| 2-1 | 漁業 |
| 2-2 | 養殖業 |
| 3-1 | さく井 |
| 3-2 | 建築板金 |
| 3-3 | 冷凍空調設備機器施工 |
| 3-4 | 建具製作 |
| 3-5 | 建築大工 |
| 3-6 | 型枠施工 |
| 3-7 | 鉄筋施工 |
| 3-8 | 土留 |
| 3-9 | 石積施工 |
| 3-10 | 外ル骨組 |
| 3-11 | 内ル骨組 |
| 3-12 | 左官 |

● 国別コード

| コード | 国名 |
|-----|---------|
| BGD | バングラデシュ |
| BTN | ブータン |
| CHN | 中国 |
| IDN | インドネシア |
| IND | インド |
| KGZ | キルギス |
| KHM | カンボジア |
| LAO | ラオス |
| LKA | スリランカ |
| MMR | ミャンマー |
| MNG | モンゴル |
| MYS | マレーシア |
| NPL | ネパール |
| PAK | パキスタン |
| PER | ペルー |
| PHL | フィリピン |

| コード | 職種 |
|------|---------------|
| 6-15 | プリント配線板製造 |
| 7-1 | 家具製作 |
| 7-2 | 印刷 |
| 7-3 | 製本 |
| 7-4 | プラスチック成形 |
| 7-5 | 強化プラスチック成形 |
| 7-6 | 塗装 |
| 7-7 | 溶接 |
| 7-8 | 工業包装 |
| 7-9 | 機器・部品の組立 |
| 7-10 | 陶磁器工業製品製造 |
| 7-11 | 自動車整備 |
| 7-12 | ビルクリーニング |
| 7-13 | 介護 |
| 7-14 | 電子機器組立 |
| 99-1 | 空港ラウンジ/ハンドリング |

| コード | 職種 |
|------|------------|
| 5-12 | 布帛縫製 |
| 5-13 | 皮革縫製 |
| 6-1 | 鋳造 |
| 6-2 | 鍛造 |
| 6-3 | 鍛造 |
| 6-4 | 機械加工 |
| 6-5 | 金属プレス加工 |
| 6-6 | 鉄工 |
| 6-7 | 工場板金 |
| 6-8 | めっき |
| 6-9 | アルミニウム腐蝕処理 |
| 6-10 | 仕上げ |
| 6-11 | 機械検査 |
| 6-12 | 機械保全 |
| 6-13 | 電子機器組立 |
| 6-14 | 電気機器組立 |

| コード | 職種 |
|------|-----------------|
| 4-7 | ハム・ソーセージ・ベーコン製造 |
| 4-8 | パン製造 |
| 4-9 | そば製造業 |
| 4-10 | 農産物加工製造業 |
| 4-11 | 医療・福祉施設給食製造業 |
| 5-1 | 紡績運転 |
| 5-2 | 織布運転 |
| 5-3 | 染色 |
| 5-4 | 縫製製造 |
| 5-5 | 縫製縫製生地製造 |
| 5-6 | 婦人衣服製造 |
| 5-7 | 紳士服製造 |
| 5-8 | 下着製造 |
| 5-9 | 寝具製作 |
| 5-10 | カーペット製造 |
| 5-11 | 寝具製品製造 |

| コード | 職種 |
|------|---------------|
| 3-13 | 配管 |
| 3-14 | 鉄骨鋼筋施工 |
| 3-15 | 内装仕上げ施工 |
| 3-16 | サッシ施工 |
| 3-17 | 防水施工 |
| 3-18 | コンクリート圧送施工 |
| 3-19 | ウレタンフォーム施工 |
| 3-20 | 表装 |
| 3-21 | 建築機械施工 |
| 3-22 | 塗布 |
| 4-1 | 缶詰巻替 |
| 4-2 | 食品処理加工業 |
| 4-3 | 加熱性水産加工食品製造業 |
| 4-4 | 非加熱性水産加工食品製造業 |
| 4-5 | 水産物の製品製造 |
| 4-6 | 牛豚食肉処理加工業 |

平成30年度いわてで働こう推進方針の取組状況について(H31.3.31現在)

1 働き方改革の推進等による県内就業の促進

| 取組状況 | 方針頁 |
|---|-----|
| <p>(1) 働き方改革の推進等</p> <p>ア 「働き方改革」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 長時間労働の是正等による仕事と生活の調和を実現するため、いわて働き方改革推進運動（いわて働き方改革アワード等）の積極的な展開とともに、ワーキンググループ等により具体的な取組方策を検討し、県内各団体・企業における計画的・自律的な取組を促進。 また、企業が「働き方改革」等の一定期間の取組計画を作成した場合に、優良な取組計画を策定した企業に対する取組への助成や、取組効果を広く県内に情報発信するなど、「働き方改革」を一層推進。 ◆ いわて働き方改革等推進事業費 【実績】・宣言企業数：217社 ・WG開催 ・いわて働き方改革推進セミナー2018開催 ・働き方改革キックオフセミナー：2回 ・働き方改革実践モデル企業：3社 ○ 長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進など、働き方改革に向けた取組を推進するため、関係機関と連携して経済団体等に対して要請を実施。 ◆ 働き方改革に向けた取組の推進についての要請活動 【実績】安定的な雇用の確保等に関する関係団体への要請活動 要請先：岩手県中小企業団体中央会、岩手県商工会議所連合会、(一社)岩手経済同友会、(一社)岩手県工業クラブ、(一社)岩手県経営者協会、岩手県中小企業家同友会、岩手県商工会連合会 <p>イ 健康経営の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 企業参加型の健康づくりの取組を実施し、企業における「健康経営」の取組を促進。 ◆ 県民主体の健康度アップ支援事業費 【実績】・事業説明会の開催：9回 ・チャレンジマッチ参加企業数及び参加者数（22企業、1,138名） | 5 |
| <p>(2) 処遇改善の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 正社員の拡大、非正規雇用から正規雇用への転換等の処遇改善の取組を積極的に行っている企業の事例紹介等のセミナーを実施し、雇用の質の向上に対する意識を高め、普及啓発の取組を実施。 ◆ (再掲) いわて働き方改革等推進事業費 【実績】・処遇改善啓発セミナーの開催（2回、125人） ○ 岩手労働局が設置した同本部に県として参画し、非正規労働者の正社員転換・待遇改善について、労働局と連携して実施。 また、労働契約法の改正に伴う「無期転換ルール」の適正な運用について、労働局と連携して実施。 ◆ 岩手県正社員転換・待遇改善本部への参画及び要請活動 【実績】安定的な雇用の確保等に関する関係団体への要請活動 要請先：岩手県中小企業団体中央会、岩手県商工会議所連合会、(一社)岩手経済同友会、(一社)岩手県工業クラブ、(一社)岩手県経営者協会、岩手県中小企業家同友会、岩手県商工会連合会 | 6 |
| <p>(3) 職場定着の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 企業参加型の健康づくりを実施し、企業における「健康経営」の取組を促進 ◆ (再掲) 県民主体の健康度アップ支援事業費 ○ 女性の活躍に関する理解促進を図るため、女性活躍推進員を配置し、いわて女性活躍企業等認定制度やイクボスの普及拡大に取り組むとともに、各種セミナーや活躍する女性の情報発信等を実施。 ◆ いわて女性活躍支援事業費 【実績】・いわて女性活躍認定企業等：77社 ・イクボス宣言企業等：80社 ・女性の就労支援相談件数：190件 【女性活躍関連セミナー】 ・働く女性のためのキャリアアップセミナー：実施回数3回、参加者計116人 ・女性活躍推進のための経営者・管理者セミナー：実施回数1回、参加者63人 ・岩手で輝く女性交流会：実施回数1回、参加者80人 | |

取組状況

方針頁

7

- 社会全体で子育て支援を行う意識の啓発や機運の醸成を図るため、「いわて子育てにやさしい企業等」の認証及び表彰等を実施し、子育てを支援する企業の拡大を通じ、女性が活躍できる環境整備を推進。
 - ◆ 子育て応援推進事業費
 - 【実績】・いわて子育てにやさしい企業等認証数 延べ113社
- 本県農林水産業をけん引する若手女性農林漁業者を育成するため、女性が活躍しやすい環境づくりや女性のネットワークづくりなどの取組を推進。
 - ◆ 幸せ創る女性農林漁業者育成事業費
 - 【実績】・若手女性農林漁業者の活躍に向けた環境づくり
講演会の開催：3回、延べ146人参加
普及啓発リーフレット作成：1万部作成
 - ・女性のネットワークづくり
農林漁業に携わる若手女性の交流会の開催：1回、144人参加
- 建設業における女性の就業割合を増やすことで担い手を確保するとともに、働きやすい職場環境の整備により若者や女性の定着を促進。
 - ◆ 建設業総合対策事業費
 - 【実績】・建設産業で働く女性社員等を対象として、能力向上等をテーマとする講習会及び現場見学会の開催
開催回数：4回、参加者数：180人
- 長時間労働の是正等による仕事と生活の調和を実現するため、いわて働き方改革推進運動（いわて働き方改革アワード等）の積極的な展開とともに、ワーキンググループ等により具体的な取組方を検討し、県内各団体・企業における計画的・自律的な取組を促進。
また、企業が「働き方改革」等の一定期間の取組計画を作成した場合に、優良な取組計画を策定した企業に対する取組への助成や、取組効果を広く県内に情報発信するなど、「働き方改革」を一層推進。
 - ◆ （再掲）いわて働き方改革等推進事業費
- 若年者の就職活動や職場定着を支援するため、ジョブカフェいわて及び地域ジョブカフェ等を拠点として、職業紹介の前段階及び就職後のフォローアップ等の各種サービスを提供。
 - ◆ ジョブカフェいわて管理運営費
 - 【実績】・サービス利用者数：61,916人
・就職決定者数：2,026人
 - ◆ 地域ジョブカフェ管理運営費
 - 【実績】・就職活動講座の参加者数：2,349人
・各種講座・セミナー等の利用者数：3,211人
・サービス利用者数：6,601人
- 私立専修学校卒業生の県内就職や早期離職の防止を促進するため、同校が行う県内企業等と連携した就職説明会の開催や卒業生による講演会の実施などの取組を支援。
 - ◆ いわて職業人材育成事業費補助
 - 【実績】・交付決定額：238,000円
 - ※参考：事業内容の例
・教育課程編成委員及び学校関係者評価委員に対する報償費
・教員の質向上のための研修開催経費（講師旅費）
- 職場定着支援及び企業の採用・人材育成を支援。
 - ◆ いわてしごと人材創生事業費
 - 【実績】・企業向け採用ツールの整備支援：17社
・社会人力向上セミナーの実施：24回、191名参加
・若手社員育成・定着サポートプログラムの実施：54回、延べ266名参加、支援企業実数32社
・採用力強化セミナー「これからの採用戦略大勉強会」：115名参加
・企業プレゼンングランプリ：250名参加
- 若者の職場定着を促進するため、管内の新規学卒就職者を対象とした定着支援セミナーや交流会を開催。
 - ◆ 北いわて若者・女性活躍支援事業費
 - 【実績】・定着支援セミナー・交流会の開催
事業名：2018フレッシュヤーズ・カフェ
参集者：新社会人56人、教諭8人
- 就業支援員を各地に配置し、ハローワーク等の地域内の関係機関と連携しながら、雇用・労働に関するあらゆる相談に対応するとともに、企業への情報提供、求人開拓、新卒者等への職場定着支援、学校訪問による高校生の就職支援等を実施。
 - ◆ 就業支援推進事業費
 - 【実績】・就業支援員の配置：39人
・学校訪問件数：2,754件
・企業訪問件数：4,000件

(4) 生産性の向上による企業の魅力と雇用の質の向上

ア 省力化・機械化等

- 経営の革新等により今後の成長や周辺企業への波及効果が期待される中小企業の設備投資を支援するため、(公財)いわて産業振興センターが行う設備貸与事業の原資を貸付。
 ◆ 地域産業活性化企業設備貸与資金貸付金
 【実績】・貸与企業数：延べ43企業
- ものづくり産業の競争力強化のため、企業人材の育成や生産性の向上のための支援を行うとともに、ものづくり人材の育成確保のため、学生等の地元企業の理解促進。
 ◆ 県南ものづくり産業人材確保・企業力強化事業費
 【実績】・県内大学等教員の企業見学会の開催：8/29、8/31、9/6
 ・一関工業高等専門学校地域企業情報ガイダンスの開催：10/27参加者230名
 ・ものづくり企業IoT活用セミナー、IoT導入検討企業勉強会の開催及び個別支援
 ・ものづくり人材育成講座（7講座）及びものづくり企業オーダーメイド研修（1社）の実施
 ・自動車産業参入アドバイザーによる企業訪問（指導）の実施
- 介護ロボットの導入による介護従事者の負担軽減や業務効率化の取組を支援するため、研修会・成果発表会などの普及啓発、介護事業者と販売事業者とのマッチング等を実施。
 ◆ 介護ロボット導入支援事業費
 【実績】・介護ロボット導入研修会の開催（1回、61名）
 ・介護ロボット導入成果発表会の開催（1回、109名）
 ・介護ロボット導入支援事業費補助金（18事業者58台）
- 人材の育成・確保や経営改善に取り組む県内建設企業を支援するほか、建設現場でのICT技術の活用についてセミナー等を通じて情報提供を行うことにより、県内建設企業の実績向上を支援。
 ◆ (再掲)建設業総合対策事業費
 【実績】・生産性向上をテーマとする講習会の開催：3回
 ・生産性向上をテーマとする講習会受講者数：206人
- 魅力的で収益性の高い農業経営を実現するため、ICT等を活用した「いわてスマート農業」の取組を推進。
 ◆ いわてスマート農業推進事業費
 【実績】・ICT活用に係る研究会の開催：19回
- 自動車関連産業の集積に向けて、展示商談会の開催、地場企業の実績向上の支援、アドバイザーによる総合的支援等を実施。
 ◆ 自動車関連産業創出推進事業費
 【実績】・展示商談会開催：2回、来場者数：1,816人
 ・工程改善研修の参加企業数：7社
- 管内をリードする企業及び大規模農家へのカイゼンの導入を支援し、生産性・効率性の向上。
 ◆ もりおか広域食産業戦略的育成事業費
 【実績】・カイゼン導入支援：1社（計6回指導）
- 水産加工業等ほか地域の中核企業のカイゼン導入を支援し、生産性の向上を推進。
 ◆ 新しい三陸の地域産業展開事業
 【実績】・カイゼン導入企業：31社（累計）

7

8

イ 高付加価値化

- 岩手発のイノベーションの創出に向け、大学等の技術シーズを活用した製品化や事業化に結び付く研究開発への支援を実施。
 ◆ いわて戦略的研究開発推進事業費
 【実績】・研究開発採択件数：2件
- 第4次産業革命技術等を活用し、生産性向上や、ものづくり分野等と農業分野等との異業種連携による新製品や新サービス、さらには新産業の創出を支援。
 ◆ IT活用型新分野開拓推進事業費
 【実績】・セミナー開催回数：3回
 ・ワークショップ開催回数：12回
- 企業における三次元造形技術や情報通信技術を活用した高付加価値製品の開発と生産性向上を支援するとともに、メーカー塾の開催やファブスペースの利用促進等により、メーカームーブメントを推進。
 ◆ ものづくり革新推進事業費
 【実績】・次世代ものづくりラボ利用件数913件、EMC評価ラボ342件
 工業技術センターと企業との共同研究開発5件
 ・メーカー塾4回、ファブホリデイ4回、メーカーフェス1回、メーカーフェア東京に出展
 ファブテラスいわて利用者数延べ868名

取組状況

方針頁

- ものづくり産業の高度化や取引拡大による雇用創出を促進するため、その基盤となる地場企業群の技術・開発力の強化を通じた人材の育成と確保を推進。
 - ◆ 高付加価値型ものづくり技術振興事業費
 - 【実績】・高度技術研修の実施：24回、参加者285人
 - ・各種ISO認証取得支援の実施：5社
 - ・社員に対して個別指導の実施：4社
 - ・求職者向けに工場見学交流会の実施：延べ12工場、参加者68名
 - ・中途採用者のOJT経費の補助：11人
- 商店街活性化の潜在的担い手に対し、セミナー等を通じて機運の醸成・意識啓発・ネットワークの構築を図り、担い手創出・事業化に向けた土壌を構築。
 - ◆ 地域の商店街活性化連携支援事業
 - 【実績】・まち魅力創造セミナー：実施回数2回、参加者計82名
- アパレル産業など地域資源を生かした特徴的な産業振興等により県北地域の活性化を支援。
 - ◆ 県北地域重点活性化事業費
 - 【実績】・学校法人文化学園と委託契約を結び、北いわて仕立て屋女子会への講師派遣など運営を支援
 - ・全7回の研修会を実施するとともに第6回北いわて学生デザインファッションショーにおいて活動成果発表を実施
- 岩手発のイノベーションの創出に向け、将来有望な研究シーズや地域資源を活用した研究開発への支援を実施
 - ◆ 科学技術イノベーション創出促進事業費
 - 【実績】・研究開発採択件数：5件
- 地元企業が実用化に向け取り組んでいる研究開発を加速させ、雇用を創出するため、岩手県立大学が有するICT等に関する知見を活用した共同研究を実施。
 - ◆ 高等教育機関連携推進費（岩手県立大学雇用創出研究推進事業費）
 - 【実績】・共同研究の相手方として2社を選定。うち、1社において1名の新規雇用を創出。
- ものづくり産業の高度化や取引拡大による雇用創出を促進するため、その基盤となる地場企業群の技術・開発力の強化を通じた人材の育成と確保を推進。
 - ◆ （再掲）高付加価値型ものづくり技術振興事業費
 - 【実績】・展示会参加企業：22社
- 県北地域において、生産性・収益性向上に取り組む企業に対し、市町村が補助に要する経費の一部を補助。
 - ◆ 県北広域産業力強化促進事業費補助
 - 【実績】・補助事業公募説明会の開催数：2件
 - ・補助事業認定件数：2件
- 商工会、商工会議所が行う経営改善普及事業及び岩手県商工会連合会が行う商工会指導事業等に要する経費の一部を補助。
 - ◆ 商工業小規模事業経営支援事業費補助
 - 【実績】・補助金交付団体数：35団体
- 中小企業団体の連携促進・育成を図るため、岩手県中小企業団体中央会が行う指導・支援事業に要する経費を補助。
 - ◆ 中小企業連携組織対策事業費補助
 - 【実績】・補助金交付団体数：1団体
- 中小企業の事業活動を総合的に支援するため、（公財）いわて産業振興センターが経営相談、専門家派遣、取引市場開拓支援等の事業を実施。
 - ◆ 中小企業ベンチャー支援事業費
 - 【実績】・受注企業訪問企業数：319企業
- 専門家による臨店指導を通じて、個店の魅力や売上の向上による商店街活性化を支援。
 - ◆ 個店経営力アップ応援事業費
 - 【実績】・実施地区：久慈市、受講店舗数：4店舗、個店指導・セミナー等実施回数：6回
- 産業支援機関と連携し、経営革新等の取組拡大に向けた施策の展開を図るとともに、創業支援や中小企業の事業承継の円滑化を図る事業を実施。
 - ◆ 次世代経営者育成事業費補助
 - 【実績】・次世代後継者育成塾の実施（釜石商工会議所5回、一関商工会議所4回）
- 地域ぐるみで6次産業化を推進するため、生産者と商工業者等が連携して行う特産品開発や販路拡大等の取組を支援。
 - ◆ いわて農林水産業6次産業化推進事業費（いわて地域ぐるみ6次産業化支援事業）
 - 【実績】・商品開発等の支援による6次産業化件数：12件
- 人材の育成・確保や経営改善に取り組む県内建設企業を支援するほか、建設現場でのICT技術の活用についてセミナー等を通じて情報提供を行うことにより、県内建設企業の生産性向上を支援。
 - ◆ （再掲）建設業総合対策事業費

8

9

| 取組状況 | 方針頁 |
|--|-----|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災企業の経営基盤の安定・強化を図るため、民間支援機関（PwCJapan）と連携し、経営課題の解決を支援。 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 新しい三陸の地域産業展開事業 <ul style="list-style-type: none"> 【実績】・民間支援機関による経営課題解決支援：26社 ○ 釜石港外貿ダイレクト航路や三陸沿岸道路等、新たなインフラを活かしたビジネスを拡大。 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 新しい三陸の地域産業展開事業 <ul style="list-style-type: none"> 【実績】・釜石港コンテナ航路セミナーの開催：1回（29名参加） | 9 |
| (5) オール岩手による県内就業の促進 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 「いわてで働こう推進協議会」の運営を通じて、県内就業の促進、雇用・労働環境の整備促進、起業・創業支援の強化。 <ul style="list-style-type: none"> ◆ いわてで働こう推進事業費 <ul style="list-style-type: none"> 【実績】・協議会等の開催：5回 <ul style="list-style-type: none"> ・岩手の仕事・就職情報サイト「シゴトバクラシバいわて」への企業情報掲載：217社 ・いわてで働こう総合イベント「いわてとワタシゴト展」：2,149人参加 ○ 高卒者の県内就職ワーキンググループにおいて、県内就業の促進、雇用・労働環境の整備促進、企業・創業支援の強化を推進。 <ul style="list-style-type: none"> ◆ （再掲）いわてしごと人材創生事業費 <ul style="list-style-type: none"> 【実績】・高校生及び保護者を対象とした企業ガイダンス4校、生徒652名、保護者123名参加 ・高校生と県内企業の若手社員等の交流会3校、生徒504名参加 ○ 地域における新ビジネス創出の担い手となる若者を育成するため、地域での起業を志向する大学生を対象として、起業マインドを醸成する実務教育を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 高等教育機関連携推進費（ふるさといわて起業家人材育成道場プロジェクト事業費） <ul style="list-style-type: none"> 【実績】・受講者数：48名（前期24名、後期24名） ・講座等実施回数：31回（前期16回、後期15回） ○ 事業の立ち上がりから商品開発や販路開拓等のフォローアップまでを関係機関が連携して支援する体制を構築し、若者や女性をはじめとする起業や第二創業、新事業活動を総合的に支援。 <ul style="list-style-type: none"> ◆ さんりくチャレンジ推進事業費 <ul style="list-style-type: none"> 【実績】・起業、第二創業、新事業進出及びフォローアップ数：32件 ○ 産業支援機関と連携し、経営革新等の取組拡大に向けた施策の展開を図るとともに、創業支援や中小企業の事業承継の円滑化を図る事業を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ◆ （再掲）次世代経営者育成事業費補助 ○ 地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）を通じたインターンシップや、「ふるさと発見大交流会」への参画等により、県内就職の促進。 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 地（知）の拠点大学による地方創生推進事業を通じた県内就業の促進 <ul style="list-style-type: none"> 【実績】・岩手県立大学の「岩手県内インターンシップ参加学生数」：182名 ・岩手産業文化センターで「ふるさと発見大交流会」を開催 ブース出展事業所：205事業所 岩手県立大学参加学生数：352名 | 10 |

2 企業が求める人材の確保と就業支援

| 取組状況 | 方針頁 |
|--|-----|
| (1) 人材の確保と職業能力開発 | |
| ア 人材の確保 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校、市町村、産業団体等との連携による生徒等への県内企業の情報発信など、県内企業の認知度向上に向けた取組を強化。 <ul style="list-style-type: none"> ◆ いわて地域産業高度化人材育成事業費 <ul style="list-style-type: none"> 【実績】・委託先7市町村等において実施 ○ 高校生の保護者を対象とした企業ガイダンスや高校生と県内企業の若手社員との交流など、県内企業の認知度向上に向けた取組を推進。 <ul style="list-style-type: none"> ◆ （再掲）いわてしごと人材創生事業費 ○ ものづくり産業を支える人材育成、県内定着、U・Iターンの促進を図るため、関係機関と連携し、高校生等に対する地元企業への理解促進、早期離職対策等の取組や人材育成の取組を推進。 <ul style="list-style-type: none"> ◆ ものづくり人材育成定着促進モデル事業費 <ul style="list-style-type: none"> 【実績】・工場見学実施回数：50回 ・工場見学参加者数：1,609人 | 10 |

取組状況

方針頁

- IT企業の集積、他産業との連携による新分野参入支援やIT関連産業人材の確保対策を高等教育機関と連携して実施。
 - ◆ もりおか広域IT産業育成事業
 - 【実績】・学生と企業との交流研修会開催
 - ・岩手IT県人会の開催
 - ・IT分野の人材の採用と定住支援の実施
 - ワークショップの開催（1回）、地域を志向したキャリア教育の開催（計6回）
- 若者の地元就職を促進するため、小・中・高校生を対象とした地元企業見学会等を実施。
 - ◆ （再掲）北いわて若者・女性活躍支援事業費
 - 【実績】・地元企業見学会等の実施：7回（小学校1回、中学校2回、高校4回）
 - 小学校：7人参加、中学校：91人参加、高校：383人参加
- 生徒の社会人・職業人としての自立を図るとともに、郷土愛着や誇りを持ち、本県の特徴ある産業・文化を担う人材を育成するため、学校の実践的な教育活動や生徒の進路実現に向けた取組を支援。
 - ◆ いわて地域担い手育成支援事業
 - 【実績】・企業見学・学校訪問等の進路指導実施校数：16校
 - ・地域理解、世代・校種間交流活動実施校数：16校
- 企業の人手不足に対応するため、求職者への就職・職場定着支援及び企業への採用・人材育成支援を実施。
 - ◆ （再掲）いわてしごと人材創生事業費
- 第4次産業革命技術等を活用し、生産性向上や、ものづくり分野等と農業分野等との異業種連携による新製品や新サービス、さらには新産業の創出を支援。
 - ◆ IT活用型新分野開拓推進事業費
 - 【実績】・セミナー開催回数：3回
 - ・ワークショップ開催回数：12回
- 平成30年3月卒業予定の新規学卒者に対する積極的な採用について、経済団体等に対して要請し、各地域においても関係機関と連携して企業への要請活動を実施。
 - ◆ 新規学卒者の積極的な採用についての要請活動
 - 【実績】（再掲）安定的な雇用の確保等に関する関係団体への要請活動
- 女性の活躍に関する理解促進を図るため、女性活躍推進員を配置し、いわて女性活躍企業等認定制度やイクボスの普及拡大に取り組むとともに、各種セミナーや活躍する女性の情報発信等を実施。
 - ◆ （再掲）いわて女性活躍支援事業費
- 社会全体で子育て支援を行う意識の啓発や機運の醸成を図るため、「いわて子育てにやさしい企業等」の認証及び表彰等を実施し、子育てを支援する企業の拡大を通じ、女性が活躍できる環境整備を推進。
 - ◆ （再掲）子育て応援推進事業費
- 本県農林水産業をけん引する若手女性農林漁業者を育成するため、女性が活躍しやすい環境づくりや女性のネットワークづくりなどの取組を推進。
 - ◆ （再掲）幸せ創る女性農林漁業者育成事業費
- 建設業における女性の就業割合を増やすことで担い手を確保するとともに、働きやすい職場環境の整備により若者や女性の入職を促進。
 - ◆ （再掲）建設業総合対策事業費
- 国と県が連携し、就労を希望する高齢者に就業機会を確保・提供する取組を支援。
 - ◆ 公益社団法人岩手県シルバー人材センター連合会運営費補助
 - 【実績】・シルバー人材センター会員数（平成31年3月末）6,898人
- 潜在的な労働力である主婦層、シニア層向けに短時間労働による暮らしと仕事が両立できる「三陸版働き方改革」を推進。
 - ◆ 三陸みらいの企業人材確保育成事業費
 - 【実績】・プチ勤務導入企業：29社（累計）
- 県内ものづくり企業等の技術力・開発力の向上等を担う産業人材を確保し、地域産業の高度化と持続的な発展を推進していくため、奨学金返還の一部を助成することにより、大学生等の県内への還流・定着を促進。
 - ◆ 中小企業ベンチャー支援事業費（技術振興・人材確保支援事業）
 - 【実績】いわて産業人材奨学金返還支援制度
 - ・認定者：51人、就業者：46人
- 私立専修学校卒業生の県内就職や早期離職の防止を促進するため、同校が行う県内企業が求める技術取得等に向けた取組を支援。
 - ◆ （再掲）いわて職業人材育成事業費補助

10

11

取組状況

方針頁

- 地域と企業の成長戦略の実現のため、プロフェッショナル人材の活用による企業の経営革新の実現を促すプロフェッショナル人材拠点を設置・運営。
 - ◆ (再掲) いわてしごと人材創生事業費
 - 【実績】・プロフェッショナル人材戦略拠点への相談件数：172件
 - ・県内企業によるプロフェッショナル人材成約件数：35件
- 県内各地の「地域ものづくりネットワーク」を基盤に、小中高校生から既就業者までの各段階における産業人材の確保・育成の取組を推進。
 - ◆ いわてものづくり産業人材育成事業費
 - 【実績】・いわて産業人材育成会議の開催：1回
 - ・ものづくりネットワークと連携した工場見学への参加高校生数 1,659人
- 成長が期待される地域産業及びものづくり産業を支える人材の確保・育成に向けた体制を強化。
 - ◆ いわて地域産業高度化人材育成事業費
 - 【実績】・いわてで輝く若手人財情報発信コース：県内の高校51校でPR実施
 - ・いわて半導体関連産業人財育成コース：訓練受講者数28名
 - ・ものづくり産業人材育成コース：受講者数58名
 - ・EV人材育成コース：受講者数139名
 - ・新技術対応人材連携育成コース：受講者数20名
- 産業動物に携わる獣医師の確保に向け、獣医学生等への修学資金の貸付や県内への就業対策を実施。
 - ◆ 獣医師確保対策事業費
 - 【実績】・大学訪問説明会の実施箇所数：9大学（参加者数120人）
 - ・修学資金の新規貸付人数：5人
- 新規就農者の確保・育成を図るため、就農促進活動や新規就農者等を対象として経営段階に応じた農業研修等を実施するほか、就農前の研修や就農直後の経営を支援する資金を交付。
 - ◆ 新規就農総合対策事業費
 - 【実績】・就農相談会の開催：32回
 - ・いわて農業入門塾の開催：25回
 - ◆ いわてニューファーマー支援事業
 - 【実績】・就農相談会の開催：32回
 - ・事業説明会、審査会の開催：4回
- 本県農業をけん引する先進的な経営体を育成するため、岩手大学及び生産者団体と連携し、財務・労務管理やマーケティング等を総合的に研修する「アグリフロンティアスクール」を開講。
 - ◆ いわてアグリフロンティアスクール運営協議会負担金
 - 【実績】・アグリフロンティアスクール受講者：40人
 - ・アグリフロンティアスクール修了者：35人
- 若い林業就業者を確保するため、森林・林業に関する知識・技術を習得できる「いわて林業アカデミー」を運営するほか、研修生に対し、就業準備給付金を交付。
 - ◆ いわての次世代林業・木材産業育成対策事業費（いわて林業アカデミー運営事業）
 - 【実績】・県内の林業事業体へ就職：18人
 - ◆ 緑の青年就業準備給付金事業費
 - 【実績】・給付金給付者数：13人
- 水産業の復興を担う漁業者の確保・育成を図るため、地域が一体となった就業希望者の受入態勢を構築し、研修会や漁業者への技術指導などの取組を実施。
 - ◆ 漁業担い手確保・育成総合対策事業費
 - 【実績】・担い手対策推進協議会：2回
 - ・県漁業士を対象とした研修会等：13回（他県開催への派遣含む）
 - ・岩手県青年・女性漁業者交流大会：260人参加
- 新たな漁業就業者を確保するため、生産技術や経営手法を習得する養成機関の設置に向けた取組を推進。
 - ◆ いわての水産業次世代人材確保育成事業費
 - 【実績】・水産高校等の訪問やイベント出展等による研修生募集活動：22回
 - ・平成31年度の研修生確保数：7人
- 人材不足における主な人材確保対策
 - ◆ (再掲) 建設業総合対策事業費
 - 【実績】・人材の育成・確保等をテーマとする講習会の開催：7回
 - ・人材の育成・確保等をテーマとする講習会受講者数：338人
 - ◆ 地域基幹産業人材確保支援事業費
 - 【実績】・補助金交付実績：2件
 - ◆ 医師確保対策推進事業費
 - 【実績】・奨学金制度新規利用者数：50名
 - ◆ 看護師等修学資金貸付金
 - 【実績】・看護職員修学資金新規利用者数 124名

11

12

| 取組状況 | 方針頁 |
|--|-----|
| <ul style="list-style-type: none"> ◆ 介護人材マッチング支援事業費 【実績】・定期相談会の開催：387回 ・キャリア支援員の配置：7人 ・小規模事業所合同研修：27回 ◆ 介護人材確保事業費 【実績】・セミナーの開催：4回 ◆ 介護従事者確保事業費補助 【実績】・補助事業者数：6者 ◆ 保育対策総合支援事業費 【実績】・保育士・保育所支援センターマッチング件数：122件 | 12 |
| イ 職業能力開発 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 県立職業能力開発施設等において、企業ニーズを見ながら、技術・技能の高度化に対応した実践的な技術者などの育成を行うとともに、中小企業等における職業能力の開発及び向上等を促進。 ◆ 公共職業能力開発費 【実績】・産業技術短期大学校（定員充足率96.1%） ・職業能力開発校（定員充足率80.0%） ◆ 認定職業訓練費 【実績】・認定職業訓練法人14団体 ◆ 向上訓練費 【実績】・県6地区で134コース（受講2,023人、修了1,920人） ◆ 就職支援能力開発費（離職者等再就職訓練事業費） 【実績】・受講者数：1,014人 ○ 本県において成長が期待される半導体関連等のものづくり産業、水産加工業及び伝統工芸やアパレル等の地場産業を支える人材を集中的に育成。 ◆ （再掲）いわて地域産業高度化人材育成事業 ○ 労働者の技能と地位の向上を図り、技能習得意識を増進させるとともに、労働者の雇用の安定、円滑な再就職、社会的な評価の向上に重要な役割を果たすため、技能検定を実施。 ◆ 技能向上対策費 【実績】・技能検定受検者数：2,147人 ○ 開発途上国等の経済発展を担う外国人技能実習生の技能検定制度の適切な運用を通じて、企業の活性化や生産性の向上。 ◆ （再掲）技能向上対策費 【実績】・外国人検定受検者合計：基礎級470人、随時3級216人 | 13 |
| (2) 就業支援とU・Iターンの促進 | |
| ア 就職面接会等の開催 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 岩手労働局、市町村、ハローワーク、ふるさといわて定住財団等の関係機関と連携し、就職面接会や就職ガイダンス等のマッチング事業を実施。 ◆ 関係機関と連携した就職面接会や就職ガイダンスの開催 【実績】・合同企業説明会等の開催：6回（共催含む） ・U・Iターンフェア（ふるさといわて定住財団との共催）：2回 ・U I Jターン応援面接会（岩手労働局との共催）：1回 ○ 学校、市町村、産業団体等との連携による生徒等への県内企業の情報発信など、県内企業の認知度向上に向けた取組を強化。 ◆ （再掲）いわて地域産業高度化人材育成事業費 ○ 高校生の保護者を対象とした企業ガイダンスや高校生と県内企業の若手社員との交流など、県内企業の認知度向上に向けた取組を推進。 ◆ （再掲）いわてしごと人材創生事業費 ○ 若者の地元就職を促進するため、小・中・高校生を対象とした地元企業見学会等を実施。 ◆ （再掲）北いわて若者・女性活躍支援事業費 | |
| イ 就業支援 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 高卒者の県内就職ワーキンググループにおいて、県内就業の促進に向けた取組を強化。 ◆ （再掲）いわてしごと人材創生事業費 ○ 潜在的な労働力である主婦層、シニア層向けに短時間労働による暮らしと仕事が両立できる「三陸版働き方改革」を推進。 ◆ （再掲）三陸みらいの企業人材確保育成事業費 ○ 国と県が連携し、就労を希望する高齢者に就業機会を確保・提供する取組を支援。 ◆ （再掲）公益社団法人岩手県シルバー人材センター連合会運営費補助 | |

取組状況

方針頁

- 就業支援員を各地に配置し、ハローワーク等の地域内の関係機関と連携しながら、雇用・労働に関するあらゆる相談に対応するとともに、企業への情報提供、求人開拓、新卒者等への職場定着支援、学校訪問による高校生の就職支援等を実施。
 - ◆ (再掲) 就業支援推進事業費
- 若年者の就職活動や職場定着を支援するため、ジョブカフェいわて及び地域ジョブカフェ等を拠点として、職業紹介の前段階及び就職後のフォローアップ等の各種サービスを提供。
 - ◆ (再掲) ジョブカフェいわて管理運営費
 - ◆ (再掲) 地域ジョブカフェ管理運営費
- 県と国が平成24年3月23日付で締結した「総合就業支援拠点における岩手県と国による一体的業務実施に関する協定」に基づき、二つの就業支援拠点において求職者の生活相談・支援から就職相談・紹介までをワンストップで行い、就業支援を強化。
 - ◆ 総合就業支援拠点(盛岡市、奥州市)における一体的・総合的な支援サービスの実施
 - 【実績】・県央総合就業拠点
ジョブカフェいわて、サービス利用者：32,255人、新規登録者：1,180人
 - ・県央総合就業拠点
くらし安心応援室利用者291人、支援対象者82人、ジョブカフェ奥州利用者5,169人
- 首都圏在住の地方出身学生の還流や地元定着を促進するため、本県企業でのインターンシップの実施等を支援。
 - ◆ (再掲) いわてしごと人材創生事業費
 - 【実績】・インターシップ支援窓口の設置
 - ・地方創生インターンシップワーキンググループ 実施1回
- U・Iターン就職者の増加を図るため、県外若手人材に対し、岩手で生活するメリットをPRするとともに、求人情報の提供や職業紹介等を実施。
 - ◆ 県外人材等U・Iターン推進事業費
 - 【実績】・アドバイザーの設置：2人
 - ・U・Iターンフェアの開催：2回
 - ・職業紹介件数：36件
- ふるさと回帰支援センター(東京)へのキャリア・カウンセラーの配置や、ジョブカフェいわてへのU・Iターン就職相談窓口の設置等により、U・Iターン相談や本県出身者へのアプローチ等を実施。
 - ◆ (再掲) いわてしごと人材創生事業費
- 本県出身者が在学する県外の大学等と連携するなど、U・Iターン就職の支援体制「岩手U・Iターンクラブ」を整備し、本県へのU・Iターンの取組を強化。
 - ◆ (再掲) いわてしごと人材創生事業費
 - 【実績】・U・Iターンクラブ加盟大学：55大学
- 首都圏大学への情報発信や成人式・同窓会などの機会を活用し、本県出身者へのU・Iターンに関するアプローチを強化。また、高校卒業時の機会の活用などについても意見交換し、県外学生に対し働きかけを強化。
 - ◆ 「つながり」を活用したU・Iターン情報の提供
 - 【実績】成人式(夏・冬)にU・Iターン促進パンフレット等を配布
- 定住・交流人口の拡大を促進するため、相談窓口体制の充実等を図るとともに、市町村や地域団体等が行う移住推進の取組を支援。
 - ◆ ふるさとづくり推進事業費
 - 【実績】・移住相談件数：842件
- 県南圏域の魅力発信やイメージ発信、移住者等呼びこむための環境整備等を行い、県南地域への移住・定住を推進。
 - ◆ 南いわてへの移住定住促進事業
 - 【実績】・南いわて暮らしセミナー「ライフステージと移住のカタチ」：参加者22名
 - ・都営地下鉄中吊り広告「魅知の国南いわて見さきてけライン」：掲載期間8/20～9/2
 - ・「いわてに人財を呼び込むための情報交換会」の開催

13

14

(3) 特に支援が必要な者に対する支援

ア 障がい者雇用の促進

- 障がい者の雇用拡大を図るため、就業支援実務者への研修や事業所向け雇用促進セミナーを実施。
 - ◆ チャレンジド就業支援事業費(支援体制強化・意識啓発)
 - 【実績】・就労支援実務者研修：1回(受講者延べ23名)
 - ・事業所向け雇用促進セミナー：2回(受講者56名)
- 職業的自立の意欲喚起及び障がい者の雇用に関する事業主の関心と理解を深めるため、障がい者を積極的に雇用している事業所及び職業人として模範的な業績を上げている障がい者の表彰を実施。
 - ◆ 障がい者雇用対策費
 - 【実績】・障がい者雇用優良事業者等知事表彰：1事業所、2個人

| 取組状況 | 方針頁 |
|---|---------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい者の就労機会の拡大により自立と社会参加の促進を図るため、農業分野での障がい者の就労を支援。 ◆ 農福連携総合支援事業費 【実績】・コーディネーター2名配置済（マッチング実績13件） ・農業関係者向け研修会8回実施 ・障がい者施設へのアドバイザー派遣10回実施 ・農福連携グルメグランプリ開催 ○ 障がい者の雇用の場の確保について、経済団体等に対して要請し、各地域においても関係団体と連携して企業への要請活動を実施。 ◆ 障がい者の雇用の場の確保についての要請活動 【実績】（再掲）安定的な雇用の確保等に関する関係団体への要請活動 ○ 障がい者の能力、適性及び地域の障がい者雇用のニーズに対応した職業訓練を実施。 ◆ チャレンジド就業支援事業費（障がい者の態様に応じた多様な委託訓練事業） 【実績】・訓練受講者数：17人（訓練修了者の就職率（76.4%）） ○ 就業及び就業に伴う日常生活の支援を必要とする障がい者に対して、雇用する事業所及び福祉等の関係機関との連携の下に就業面及び生活面の一体的な支援。 ◆ 障害者就業・生活支援センターを通じた就業等の支援 【実績】・障害者就業・生活支援センターを指定（県内9カ所） | <p>14</p> <p>15</p> |
| イ 困難を抱える者に対する就労支援 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 困難を抱える青少年（ニート等）に対し、コミュニケーション能力を高めるセミナーやジョブトレーニングなど、支援対象者の状況に応じた支援プログラム等を実施。 ◆ いわて若者ステップアップ支援事業費 【実績】・若者活動・交流支援「若者ステップアップの日」 実施回数146回 参加者 延べ625人 ・訪問支援：実施回数16回 ・就業支援「ジョブトレーニング」：参加者 延べ60人 ・相談件数：延べ4,196件 ・進路決定状況：83人 ○ 生活困窮者の自立を支援するため、相談窓口を設置し、包括的な支援や住居確保給付金の支給、子どもの学習支援、家計相談支援のほか就労準備支援を実施。 ◆ 生活困窮者自立支援事業費 【実績】・支援プラン作成件数：436件 ・一般就労及び増収者数：423人 ○ ひとり親家庭の親の就業活動等を支援し、経済的自立を促進するため、支援者を養成するとともに、教育訓練・職業訓練、資格取得等の支援を実施。 ◆ ひとり親家庭等セルフサポート事業費 【実績】・ひとり親家庭等就業自立支援センター事業 就業相談件数：延べ636名 就職件数：延べ39名 ○ 就職活動に困難性を有する学生等に対し、職業訓練による就職活動の円滑化を推進。 ◆ （再掲）就職支援能力開発費（離職者等再就職訓練事業費） 【実績】・無し ○ 若年者の就職活動や職場定着を支援するため、ジョブカフェいわて及び地域ジョブカフェ等を拠点として、職業紹介の前段階及び就職後のフォローアップ等の各種サービスを提供。 ◆ （再掲）ジョブカフェいわて管理運営費 ◆ （再掲）地域ジョブカフェ管理運営費 ○ 就業支援員を各地に配置し、ハローワーク等の地域内の関係機関と連携しながら、雇用・労働に関するあらゆる相談に対応するとともに、企業への情報提供、求人開拓、新卒者等への職場定着支援、学校訪問による高校生の就職支援等を実施。 ◆ （再掲）就業支援推進事業費 ○ 沿岸地域の特別支援学校高等部生徒等の企業での現場実習の受入先の確保や就職機会の拡大を図るため、「いわての学び希望基金」を活用し、新たに特別支援学校技能認定制度を実施するなど、企業等と共に障がい者雇用の支援体制を整備。 ◆ 特別支援教育推進事業費（特別支援学校キャリア教育推進事業） 【実績】・企業との連携協議会対象校数：5校 ・職業指導支援員の配置及び企業との連携協議会の設置：5校 ○ 内陸部の特別支援学校高等部生徒等の企業での現場実習の受入先の確保や就職機会の拡大を図るため、企業との連携協議会を開催するなど、企業等と共に障がい者雇用の支援体制を整備。 ◆ 特別支援教育推進事業費（特別支援学校キャリア教育推進事業） 【実績】・企業との連携協議会対象校数：4校 | |

3 地域産業の振興と雇用の創出

| 取組状況 | | 方針頁 |
|--|--|-----|
| (1) 地域産業の振興 | | 16 |
| ア 「復興実施計画(第3期)」の着実な推進 | | |
| イ 「復興計画」と軌を一にした「いわて県民計画」の着実な推進 | | |
| (2) 長期・安定的な雇用の創出・拡大 | | |
| 雇用創出の合計(平成30年度) | | |
| (実績) 新規(常用)雇用: 1,987人 | | |
| ア 産業振興施策による雇用創出・拡大 | | |
| 被災地における産業復興などのほか、新事業創出や経営支援、企業誘致、農林水産業などの産業振興施策により、雇用を創出。 | | |
| (実績) 新規(常用)雇用: 1,865人 | | |
| イ 「雇用対策基金」を活用した雇用創出 | | |
| 将来的に被災地の雇用創出の中核となることが期待される事業所が、被災者を1年以上雇用する場合に、雇入れに係る費用に対する助成金を支給し、長期・安定的な雇用を促進。 | | |
| (実績) 新規(常用)雇用: 122人 | | |
| ウ 安定的な雇用の確保の取組の促進 | | |
| ・ 安定的な雇用の確保についての要請活動 | | |
| 【実績】 ・ (再掲) 安定的な雇用の確保等に関する関係団体への要請活動 | | |

(参考)

平成30年度高卒者の県内就職割合 (平成31年3月末日現在)

(単位: 人、%、位)

| | 求職者 | 就職者 | | | 県内就職割合 (%) | 平成29年度 県内就職割合 (%) |
|-----|------|-------|-------|-----|------------|----------------------|
| | | 計 | 県内 | 県外 | | |
| 盛岡 | 854 | 853 | 576 | 277 | 67.4% | 63.8% |
| 花巻 | 229 | 229 | 194 | 35 | 84.7% | 85.2% |
| 北上 | 349 | 349 | 262 | 87 | 75.1% | 74.8% |
| 水沢 | 378 | 377 | 281 | 96 | 74.3% | 65.2% |
| 一関 | 356 | 356 | 222 | 134 | 62.4% | 60.9% |
| 大船渡 | 125 | 125 | 96 | 29 | 76.8% | 67.9% |
| 釜石 | 226 | 226 | 158 | 68 | 69.9% | 70.8% |
| 宮古 | 210 | 210 | 138 | 72 | 65.7% | 62.9% |
| 二戸 | 121 | 121 | 69 | 52 | 57.0% | 53.8% |
| 久慈 | 197 | 197 | 104 | 93 | 52.8% | 54.5% |
| 合計 | 3045 | 3,043 | 2,100 | 943 | 69.0% | 65.8% |

※各公共職業安定所別 (岩手労働局提供資料を基に作成)

※釜石安定所分には遠野市分を含む。

令和元年度いわてで働こう推進方針（概要）

I 基本的な考え方

1 概況 (1) 金融経済概況 (2) 労働市場概況

2 現状・課題

- 人口の社会増減には、地域の雇用情勢が強く関わっており、これは国の経済政策や労働政策によるところが大きく、地方だけの取組では十分な改善が困難であり、国において地方を重視した経済財政政策を実施することが必要であるが、県としても、引き続き雇用対策や産業振興に努めていくことが必要。
- 県では、県内就業の促進を図るため、「いわてで働こう推進方針」を策定し、「いわてで働こう推進協議会」を核としてオール岩手の体制で県内就業の促進や働き方改革の推進に取り組んできたところ。
また、県内企業の経営・技術両面のイノベーションの推進による労働生産性の向上を図る取組への支援等を行い、企業の魅力と雇用の質を高め、働く意欲のある全ての者が希望をもって県内で就労できる雇用・労働環境の整備を進めてきたところ。

(1) 長時間労働の是正・正規雇用の拡大

- 県内企業では、働き方の見直しに向けた取組が拡大してきているが、いまだに従業員一人当たりの年間総実労働時間が全国平均を大きく上回っているなど、一層の雇用・労働環境の改善に向けた取組が必要であり、仕事と生活の調和に向けた企業の取組を力強く支援していくことが重要。
- 2018年6月29日、働き方改革関連法が成立したことから、岩手労働局と連携し、同法に則した長時間労働の是正や多様な柔軟な働き方の実現等に向けた取組を進めていくことが必要。

(2) 生産性の向上

- 若者等の県外転出の流れの転換に向け、仕事に相応した賃金や安定した雇用形態などの雇用の質の向上を図ることが重要であり、そのためにも、イノベーションの推進や高付加価値化など、中小企業の生産性を高める取組がさらに必要。

(3) 人材の確保・定着支援

- 自動車や半導体関連産業を中心とした産業集積による大規模な新規雇用が見込まれており、県内就職率の向上と県外人材のU・Iターンの促進が不可欠。
- 第4次産業革命技術への対応を含めた企業活動を支える多様な人材の確保や育成が必要。
- 職場定着支援、企業ニーズに対応した職業訓練やキャリア教育の推進、就職ガイダンスや面接会等によるマッチング、女性、高齢者、障がい者、外国人雇用などの就業支援の更なる強化も課題。
- 2018年12月8日、新たな外国人材受入れのための在留資格の創設等を内容とする改正出入国管理法が成立したことから、本県における外国人の生活や就労の環境整備等に向けた取組を進めていくことが必要。

(4) 障がい者の雇用促進

- 障がい者が地域において能力を発揮し、自立した生活ができるよう、就労先の確保や一般就労への移行及び就労後の職場定着を推進することが必要。

(5) 地域産業の振興

- 県内各界、各層が緊密に連携し、地域の経済を地域で回すことにより、持続可能で活力ある循環型の地域経済の振興を図る取組を強力に進めていくことが必要。

3 取組方針

- 地域経済を支える中小企業、ものづくり産業、観光産業や農林水産業などの産業政策を総合的に展開し、一人ひとりの能力を発揮できる多様な雇用の確保を進めることにより、希望する仕事に就き、安心して働きながら、仕事のやりがいを実感でき、また、経済基盤の高度化や生産性の向上を図ることにより、必要な収入が得られていると実感できる岩手の実現を目指すため、いわて県民計画（2019～2028）やふるさと振興総合戦略を踏まえ、以下の3点を推進方針の柱として取り組みます。

(1) 働き方改革の推進等による県内就業の促進

働き方改革や県内企業の経営・技術両面のイノベーションの推進による労働生産性の向上を企業の魅力や雇用の質の向上につなげ、若者や女性をはじめとした県内就業を促進します。

(2) 企業が求める人材の確保と就業支援

若者等の県外流出を抑制し、県内企業の人材確保を図るため、企業が求める人材の育成やマッチング等の就業支援、U・Iターンの取組を強化します。

(3) 地域産業の振興と雇用の確保

「いわて県民計画（2019～2028）」の着実な推進による地域産業の振興と長期・安定的な雇用を確保します。

| |
|---|
| II いわてで働こう推進方針の取組内容 |
| 1 働き方改革の推進等による県内就業の促進 |
| (1) 働き方改革の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ いわて働き方改革アワードやいわて働き方改革等推進事業費補助金等を始めとしたいわて働き方改革推進運動の展開等を通じて、県内企業等の働き方改革の取組を促進して企業の魅力や雇用の質の向上を図り、人材の確保・定着につなげます。 ・ 企業における長時間労働の是正を図り、従業員一人当たりの年間総実労働時間を縮減するため、県内各分野における「働き方改革」の計画的・自律的な取組を促進します。 ・ 企業における「健康経営」の取組を促進し、企業の魅力や生産性の向上を図り、人材の確保・定着につなげます。 |
| (2) 処遇改善の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 無期転換ルール等の適正な運用をはじめ、正規雇用の拡大等の処遇改善の取組により雇用の質の向上を図り、人材の確保・定着につなげます。 |
| (3) 職場定着の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 若者等の職場定着の促進に向けた取組の支援により、県内労働力の確保を図ります。 |
| (4) 生産性の向上による企業の魅力と雇用の質の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内企業のI・O・T、AIなどを活用したイノベーションの推進による生産性の向上や、地域資源の磨き上げなど高付加価値化による県内企業の収益を高める取組を支援し、企業の魅力や雇用の質の向上につなげます。 |
| (5) オール岩手による県内就業の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県、経済団体や教育関係者等で構成する「いわてで働こう推進協議会」の運営を通じ、県内就業や雇用・労働環境の整備、起業・創業支援の強化に向けた取組を促進します。 |
| 2 企業が求める人材の確保と就業支援 |
| (1) 人材の確保と職業能力開発 <ul style="list-style-type: none"> ・ 若者等への県内企業の認知度向上に向けた取組を強化するとともに、企業側の採用及び人材育成の強化に向けた取組の支援により、県内労働力の確保を図ります。 ・ 「いわて女性の活躍促進連携会議」において「女性の就業促進部会」を設置し、女性の就業促進に向けた取組を一層推進するほか、生涯現役社会の実現に向けた高齢者の就労の促進を図ります。 ・ 若者、女性、高齢者、障がい者、外国人等のあらゆる人が持てる能力を最大限に発揮することを可能とするダイバーシティ経営の導入を促します。 ・ 地域産業の高度化と持続的な発展を推進していくため、県内ものづくり企業等の技術力・開発力の向上等を担う産業人材の確保・育成に取り組みます。 ・ 産業分野や企業ニーズに対応した職業訓練コースを充実し、産業人材を育成するとともに、訓練成果の情報発信等により就業を支援します。 |
| (2) 就業支援と移住定住、U・Iターンの促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来の岩手を担う若者などの地元定着を一層促進させるため、いわてで働こう推進協議会を核とした関係機関との連携による就職面接会や就労支援員の訪問活動など、マッチングを促進するとともに、ジョブカフェ等を拠点とした研修等の開催により、就職活動を支援します。 ・ 「岩手U・Iターンクラブ」加盟大学等の協力による学生のU・Iターン就職の拡大に向けた取組など本県出身者等への移住定住、U・Iターン就職の支援体制やアプローチを強化し、県外からの人材確保を促進します。 |
| (3) 特に支援が必要な者に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の雇用が促進されるよう、雇用の場の拡大や人材育成に取り組みます。 ・ 様々な事情・困難を抱える者が地域社会で能力を発揮できるよう、支援対象者の状況に応じた就労の支援に取り組みます。 |
| 3 地域産業の振興と雇用の確保 |
| (1) 地域産業の振興（「いわて県民計画（2019～2028）」の着実な推進） |
| (2) 長期・安定的な雇用の創出・拡大（産業振興施策、雇用対策基金の活用、安定的な雇用確保の取組） |

令和元年度のいわてで働こう推進協議会における取組について

※「いわてで働こう推進協議会」において公表されますので、
資料添付いたしません。

いわてで働こう推進協議会

(日時) 令和元年6月17日(月) 午後1時00分～午後2時30分

(場所) 岩手教育会館 2階 ABホール

広域振興局管内の情勢について

■ 県央

平成31年4月の有効求人倍率は前年同期と同じく1.28倍となっており、バブル景気以降最も高い水準で推移しているが、県平均(1.43倍)よりは低位となっている。主な産業別の新規求人数は、前年同月比で建設業、サービス業が増加。製造業、情報通信業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業、医療・福祉等が減少。平成31年3月新規高卒者の県内就職率は昨年度を上回り、67.5%となる見込みだが、管内就職率は昨年度を下回り、54.3%となる見込み。

■ 県南

東芝メモリ岩手株の新工場の今秋の生産開始、来年春の本格稼働が予定されるほか、トヨタ自動車東日本株へは来年末に閉鎖する東富士工場から約1,100人が移管予定であるなど、半導体関連産業・自動車関連産業を中心に立地や生産拡大を図る企業もあり、今後も雇用拡大が見込まれる。一方、有効求人倍率が北上地域が1.7倍を超えるなど県内平均を上回る高水準で推移しており、人材の確保が課題。平成31年3月新規高卒者の県内就職割合は昨年度を上回り、73%となる見込み。

■ 沿岸

水産加工を含む製造業や小売・サービス業等では有効求人倍率が1倍を超え労働力不足が続いている一方、事務や運搬・清掃等では1倍を下回っており、業種よって求人と求職のミスマッチが生じている。新規高卒者の管内就職率及び県内就職率はともに前年を上回ったが、充足していない企業も多く、企業活動・生産活動等への影響が懸念される。

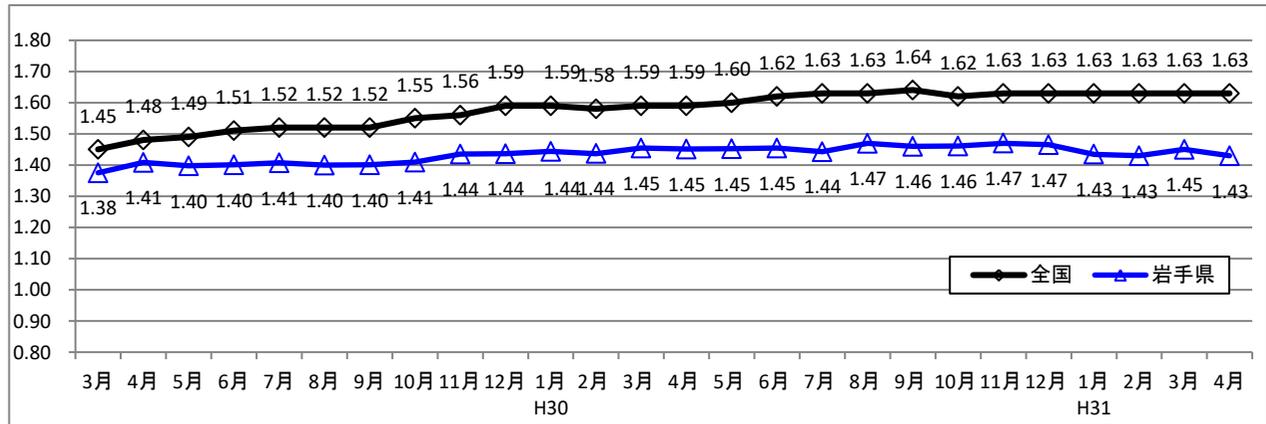
■ 県北

平成31年4月の有効求人倍率(原数値)は、久慈1.03倍、二戸1.24倍と1倍台で推移しているが、県全体の状況(1.43倍)と比較して低位にある。新規求人数は、前年比では減少しているものの、卸売業・小売業や医療・福祉分野において採用意欲が高い状態が続いている。新規高卒者の県内就職率は、ほぼ前年並みであるが、管内就職率は前年を若干上回っている。

雇用情勢の現状

1 有効求人倍率（季節調整値）の推移

(倍)



資料出所:岩手労働局「一般職業紹介状況」

2 企業の雇用調整等の状況

(1) 事業主都合による離職者数

単位:人

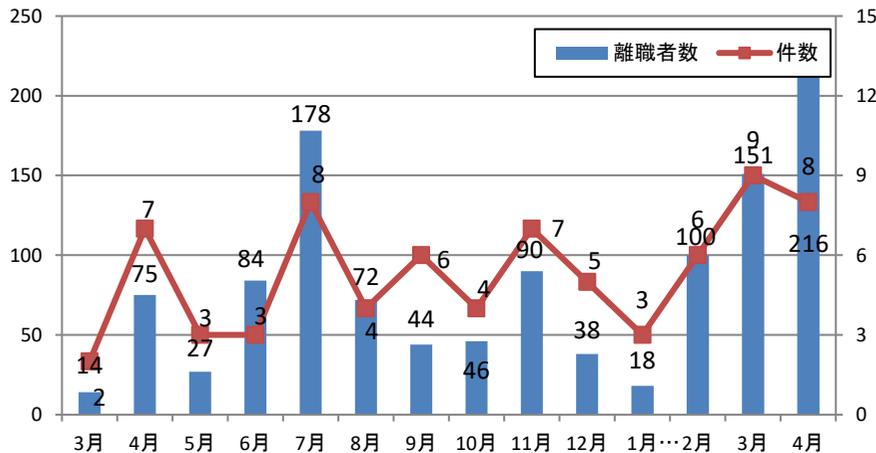
| | 平成30年 | | | | | | | | | | 平成31年 | | | |
|--------------------------|--------------|----------------|-----------------|--------------|---------------|--------------|--------------|--------------|---------------|--------------|--------------|---------------|--------------|----------------|
| | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 |
| 事業主都合 離職者 (対前年同月比) | 760 85.6% | 1,787 94.2% | 1,020 101.4% | 667 86.0% | 732 112.6% | 564 83.3% | 579 87.5% | 744 83.9% | 709 108.9% | 660 95.1% | 783 91.2% | 731 105.5% | 713 93.8% | 1,661 92.9% |

※ 一般及びパートを含む全数

資料出所:岩手労働局「年齢別職業紹介総括表」

(2) 企業整備届の受理状況（※解雇者が5人以上）

(人)

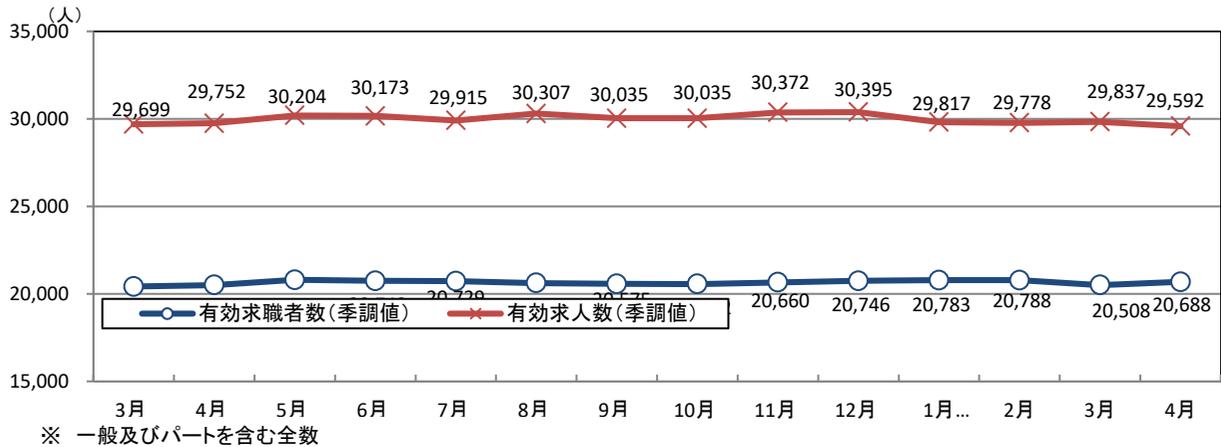


(件)

資料出所:岩手労働局「一般職業紹介状況 参考資料」

3 求人・求職者等の状況

(1) 有効求職者数及び有効求人数の推移



資料出所:岩手労働局「職業紹介状況報告」

(2) 新規求職数、新規求人数及び就職件数

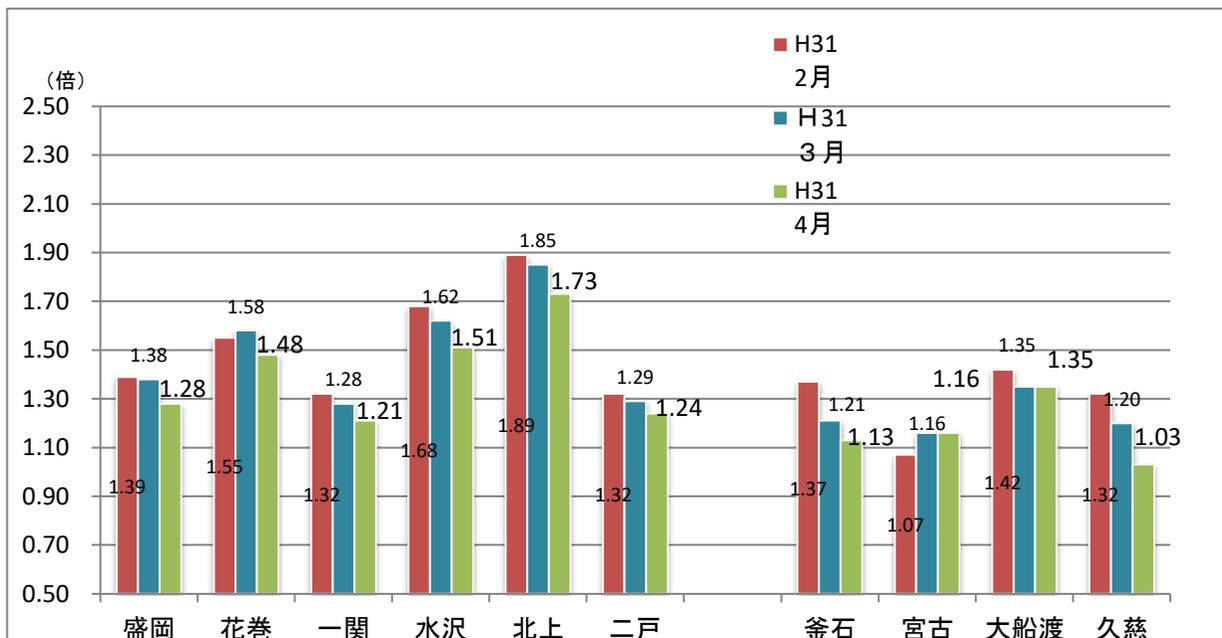
単位:人

| | 平成30年 | | | | | | | | | | 平成31年 | | | |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|
| | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 |
| 新規求職者 | 6,524 | 7,146 | 6,155 | 5,003 | 4,827 | 4,928 | 4,747 | 5,614 | 4,975 | 4,155 | 5,995 | 7,112 | 6,276 | 6,955 |
| (対前年同月比) | 92.5% | 96.9% | 105.2% | 92.8% | 102.2% | 95.8% | 86.7% | 104.0% | 102.1% | 93.2% | 98.1% | 101.2% | 96.2% | 97.3% |
| 新規求人数 | 11,861 | 11,275 | 10,579 | 10,573 | 11,059 | 10,415 | 10,291 | 12,484 | 10,692 | 8,866 | 12,086 | 12,261 | 11,097 | 11,044 |
| (対前年同月比) | 99.1% | 101.7% | 100.6% | 97.1% | 103.0% | 102.6% | 89.5% | 109.1% | 104.2% | 88.4% | 101.5% | 104.5% | 93.6% | 98.0% |
| 就職件数 | 4,250 | 2,833 | 2,953 | 2,451 | 2,195 | 2,138 | 2,379 | 2,590 | 2,322 | 1,986 | 1,917 | 2,226 | 3,798 | 2,926 |
| (対前年同月比) | 90.1% | 96.3% | 108.0% | 93.2% | 99.3% | 98.6% | 91.7% | 98.7% | 95.0% | 91.7% | 101.6% | 90.8% | 89.4% | 103.3% |

※ 一般及びパートを含む全数

資料出所:岩手労働局「職業紹介状況報告」
「岩手県の労働市場」

(3) 安定所別有効求人倍率(原数値)の過去3か月の動き



資料出所:岩手労働局「一般職業紹介状況」

4 正社員構成比及び有効求人倍率（正社員）の推移

| 項目 年度 | 有効求人倍率 | | | 正社員構成比 | | 備考 |
|----------|--------|-------|--------|-----------------|----------------|-------|
| | 全体 | うち正社員 | 全国の正社員 | 新規求人数に 占める割合 | 就職件数に 占める割合 | |
| 平成17年度 | 0.63 | 0.30 | 0.64 | 29.3 | 31.6 | |
| 平成18年度 | 0.79 | 0.35 | 0.63 | 31.9 | 31.8 | |
| 平成19年度 | 0.70 | 0.31 | 0.61 | 32.3 | 32.0 | |
| 平成20年度 | 0.50 | 0.24 | 0.48 | 32.8 | 29.7 | |
| 平成21年度 | 0.35 | 0.14 | 0.26 | 27.4 | 23.2 | |
| 平成22年度 | 0.46 | 0.19 | 0.33 | 28.0 | 24.4 | |
| 平成23年度 | 0.62 | 0.26 | 0.41 | 29.5 | 27.1 | |
| 平成24年度 | 0.94 | 0.44 | 0.49 | 33.1 | 29.8 | |
| 平成25年度 | 1.06 | 0.52 | 0.58 | 33.9 | 31.3 | |
| 平成26年度 | 1.10 | 0.56 | 0.68 | 34.9 | 32.8 | |
| 平成27年度 | 1.22 | 0.65 | 0.77 | 36.0 | 34.6 | |
| 平成28年度 | 1.31 | 0.72 | 0.89 | 36.9 | 35.0 | |
| 平成29年度 | 1.42 | 0.84 | 1.03 | 39.1 | 36.7 | |
| 平成30年度 | 1.45 | 0.91 | 1.13 | 40.0 | 37.6 | |
| 平成31年度 | 1.43 | 0.84 | 1.08 | 41.0 | 32.7 | 5月末現在 |

資料出所:岩手労働局「一般職業紹介状況」

【データ傾向】

- 正社員の有効求人倍率は、年々上昇傾向にあるが、数値が減少している時期がある。
この要因としては、リーマンショック(平成20年8月)の影響を受け、減少したと考えられるもの。
- 就職件数に占める正社員構成比は上昇傾向にあるが、これは、全体の就職件数が減少していることが影響していると推察される。

5 新規高等学校卒業者の職業紹介状況

(1) 平成31年3月新規高等学校卒業者の職業紹介状況（平成31年3月末日現在）

・就職率

全体 100.0%（前年同期比 0.2ポイント上昇）
県内 100.0%（前年同期比 0.2ポイント上昇）

・就職者数

全体 3,044人（前年同期比 43人（1.4%）の増加）
県内 2,101人（前年同期比 126人（6.4%）の増加）

・県内就職者数割合

県内就職者数割合（県内就職者／全就職者）は69.0%。前年同期比で3.2ポイントの上昇。

・産業別就職状況

就職者数の多い業種は、製造業1,247人、卸売・小売業379人、建設業378人

(2) 卒業年度別高等学校卒業者の就職率の推移

（単位：％、人）

| | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 就職者数 (6月末日) | 未就職者数 (6月末日) |
|----------|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|----------------|-----------------|
| 平成16年3月卒 | 31.4 | 46.2 | 55.3 | 65.2 | 74.7 | 85.2 | 91.8 | 93.7 | 95.6 | 97.8 | 3,651 | 82 |
| 17年3月卒 | 35.0 | 50.0 | 61.5 | 70.6 | 77.3 | 89.1 | 94.5 | 96.3 | 97.9 | 99.1 | 3,786 | 33 |
| 18年3月卒 | 40.7 | 56.6 | 67.7 | 76.2 | 82.1 | 90.4 | 95.3 | 97.4 | 98.3 | 99.3 | 3,804 | 26 |
| 19年3月卒 | 45.7 | 64.2 | 74.7 | 83.3 | 87.8 | 93.8 | 97.1 | 98.3 | 99.3 | 99.7 | 3,860 | 10 |
| 20年3月卒 | 49.6 | 69.3 | 79.2 | 86.2 | 92.0 | 96.3 | 98.0 | 98.7 | 99.3 | 99.7 | 3,926 | 13 |
| 21年3月卒 | 50.2 | 67.2 | 78.0 | 85.0 | 89.6 | 93.5 | 95.7 | 96.8 | 98.3 | 99.2 | 3,650 | 31 |
| 22年3月卒 | 39.6 | 58.5 | 70.7 | 78.4 | 84.3 | 91.1 | 95.0 | 96.2 | 98.2 | 99.2 | 3,154 | 24 |
| 23年3月卒 | 43.4 | 64.4 | 76.2 | 84.4 | 89.7 | 94.4 | 96.0 | 96.6 | 98.4 | 99.3 | 3,233 | 22 |
| 24年3月卒 | 48.9 | 68.7 | 80.1 | 88.0 | 92.5 | 96.5 | 98.4 | 98.9 | 99.5 | 99.8 | 3,281 | 7 |
| 25年3月卒 | 48.7 | 73.4 | 85.0 | 91.1 | 94.3 | 96.8 | 98.3 | 98.6 | 99.0 | 99.6 | 3,367 | 12 |
| 26年3月卒 | 53.7 | 78.1 | 87.6 | 93.9 | 96.2 | 98.2 | 99.5 | 99.7 | 99.8 | 99.9 | 3,244 | 2 |
| 27年3月卒 | 61.9 | 83.3 | 90.3 | 94.3 | 96.3 | 98.4 | 99.6 | 99.7 | 99.8 | 99.9 | 3,280 | 2 |
| 28年3月卒 | 64.4 | 85.1 | 90.9 | 95.2 | 96.6 | 99.0 | 99.7 | 99.8 | 99.9 | 99.9 | 3,024 | 3 |
| 29年3月卒 | 68.7 | 86.5 | 92.3 | 95.6 | 97.1 | 99.0 | 99.7 | 99.8 | 99.9 | 99.9 | 3,177 | 3 |
| 30年3月卒 | 72.8 | 86.3 | 92.2 | 95.0 | 96.5 | 98.8 | 99.7 | 99.8 | 100.0 | 100.0 | 3,003 | 1 |
| 31年3月卒 | 69.2 | 88.5 | 93.4 | 96.4 | 97.8 | 99.3 | 99.9 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0 | 0 |

資料出所:岩手労働局「平成31年3月新規高等学校卒業者の職業紹介状況」